

# 令和3年度山形県男女共同参画白書



男女共同参画

山形県



# 目 次

## 第1章 令和3年度の男女共同参画に関する主な動きと取組み

1	女性の活躍促進	1
2	ワーク・ライフ・バランスの実践拡大に向けた取組み	5
3	地域における男女共同参画の推進	7
4	山形県男女共同参画センター・チェリアの取組み	9
5	DV未然防止に向けた意識啓発の強化	12
6	コロナ禍において不安や生きづらさを抱える女性への支援	14
7	提言等	16

## 第2章 山形県における男女共同参画社会づくりの状況

1	概要	
(1)	山形県における男女共同参画を推進するための枠組み	18
(2)	山形県男女共同参画計画の体系	19
2	基本の柱ごとに見る山形県の男女共同参画の現状と課題	
	基本の柱Ⅰ 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」から見る現状と課題	20
	基本の柱Ⅱ 「いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり」から見る現状と課題	22
	基本の柱Ⅲ 「安全・安心に暮らせる社会づくり」から見る現状と課題	27
3	男女共同参画に係るデータ集	
(1)	行政の取組み	29
(2)	政策・方針決定過程への女性の参画状況	30
(3)	各種職業・団体役員等における女性の参画状況	35
(4)	教育分野における男女共同参画の状況	39
(5)	企業（職場）における男女共同参画の状況	42
(6)	仕事と家庭、家事・育児等の状況	45
(7)	多様な人々が多分野で活躍できる環境の整備をめぐる状況	49
(8)	DV、その他女性に対する暴力の状況	51
(9)	安心できる生活の確保をめぐる状況	54

## 第3章 山形県男女共同参画計画に係る令和4年度の取組み概要一覧

令和4年度山形県男女共同参画関連施策一覧	56
基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
施策の方向 1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	59
施策の方向 2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信	60
施策の方向 3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進	62
基本の柱Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	
施策の方向 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	64
施策の方向 5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現	65
施策の方向 6 家庭・地域における男女共同参画の推進	67
基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	
施策の方向 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	70
施策の方向 8 生涯を通じた健康支援	72
施策の方向 9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	73

## 第4章 令和3年度の山形県 市町村の男女共同参画推進状況

1	市町村における男女共同参画に関する主要事業	75
2	男女共同参画に関する計画等の策定状況	76
3	市町村における女性の登用状況	79

## 附属資料

1	法令・規定集	
	男女共同参画社会基本法	81
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	86
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	94
	山形県男女共同参画推進条例	96
	山形県男女共同参画推進本部設置要綱	99
2	山形県ワーク・ライフ・バランス憲章	101
3	ワーク・ライフ・バランス推進協定書	102

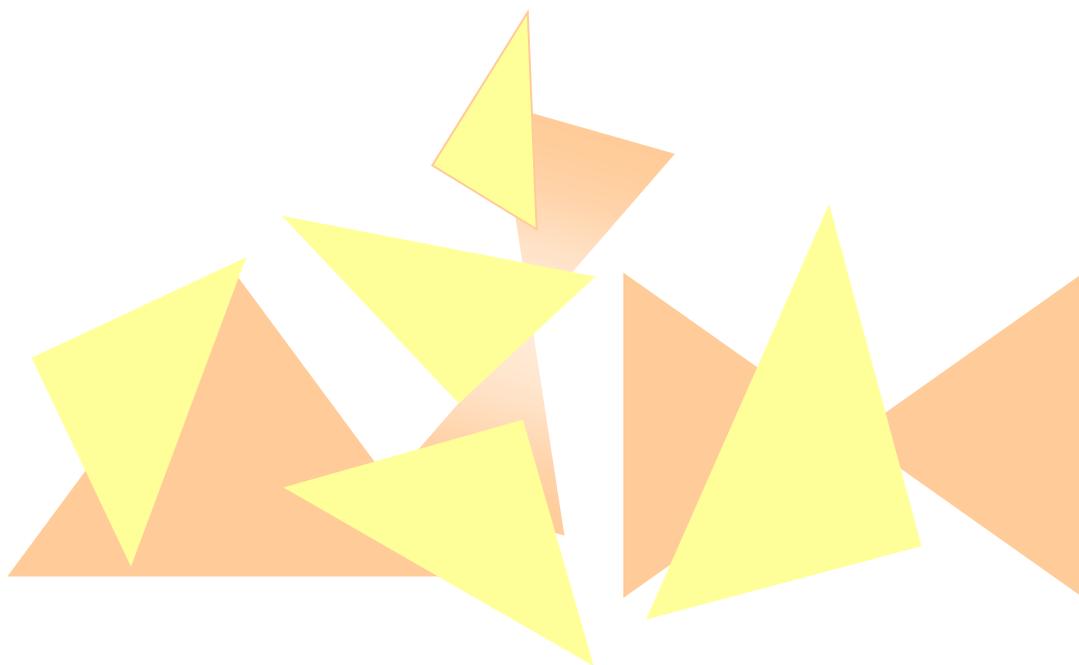
4	やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱	104
5	やまがた女性活躍応援宣言	106
6	やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム設置要綱	107
7	山形県男女共同参画推進員設置要項	110
8	審議会等への女性委員登用の推進について（部長会議申し合わせ）	112
9	女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性 ほくとう宣言～	113
10	男女共同参画に関する動き（年表）	114
11	男女共同参画に関する用語集（キーワード）	119

## 第1章

### 令和3年度の男女共同参画に関する主な動きと取組み

県では、令和3年3月に山形県男女共同参画計画を策定（計画期間：令和3年度～7年度）し、男女共同参画による豊かな地域社会を築くための取組みを進めております。

第1章では、「オンライン100人女子会」や「ウーマノミクスで経済活性化塾」などの女性の活躍促進、「やまがたイクボス同盟」などのワーク・ライフ・バランスの実践拡大に向けた取組み、また山形県男女共同参画センターの取組みやDV未然防止に向けた意識啓発の強化についてなど、令和3年度の男女共同参画に関する主な動きと取組みを御紹介します。





## 1. 女性の活躍促進

### (1) 女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信事業

若者、特に女性の県外流出が顕著となる中、女性の県内定着・回帰に向け、女性の現状・ニーズを把握するため、県内外の女性による意見交換会「オンライン100人女子会」の開催や、インターネットによるアンケート調査を実施しました。



〔オンライン100人女子会の様子〕

#### ○ オンライン100人女子会

【開催日】令和3年9月26日（日）

【参加者】学生を含む、県内外の若年女性 102名

【内容】①オープニングセッション「わたしとやまがた暮らしの“過去”“現在”“未来”」

コーディネーター：井東敬子氏（鶴岡ナリワイプロジェクト）

②グループトーク「わたしたちの明るい未来のために」

3つのテーマ（Ⅰ仕事や働き方 Ⅱ暮らし、家庭生活 Ⅲ地域）について、グループトークを実施

#### 【主な複数意見】

##### I 仕事や働き方について

- ・県内の働き方について気軽に情報を得られる機会がほしい。
- ・県内では出会い・成長・チャレンジの機会が限られ、自分の力を発揮できないかもしれない。
- ・都市部との月給の差があるため、金銭面のことを考えると山形で働きにくい。

##### II 家庭生活について

- ・共働き率が高いのに家事の負担は女性が圧倒的に多い。
- ・山形の女性は仕事、家事、子育て、介護に追われ、自分にかかる時間がない。

##### III 地域について

- ・昔からの固定観念が強く、圧力や息苦しさを感じることもある。

#### 【参加者アンケートによる意見】

##### ①100人女子会について

- ・コロナ禍のため、同年代の女性と会う機会が減り不安な中、様々な意見が聞けて良かった。
- ・他の女性の話を聞く機会や、逆に自分が話す機会が今までなく、非常に貴重な経験だった。等

②参加前よりも、「山形県で暮らし働くこと」に希望を感じるようになったと回答した割合 73.6%

#### ○ インターネットによる「山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査」

【趣 旨】・若年女性の転出超過が課題となっていることから、転出志向や、希望する暮らし方・働き方の要素等、女性の現状・ニーズを把握する。

- ・調査結果は、オンライン100人女子会の結果とともに、デジタルレポートとしてとりまとめ、県民に広く周知するとともに、今後の施策立案に活用する。

【調査対象】山形県在住または山形県へのU I Jターン等に関心がある方（学生・生徒を含む）

【調査内容】・生活の満足度

- ・希望する場所・暮らし方について
- ・働く環境と希望する働き方について

・性別役割分担等の意識の現状について 等

【実施期間】 令和3年11月8日（月）～令和3年11月30日（火）

【方 法】 インターネットによる公開アンケート方式

【回 収 数】 1,310 件（うち 女性 1,121 件、男性 183 件、その他 6 件）

【主な結果概要（女性抜粋）】

①性別役割分担意識の現状

1位 家事や子育ては、夫婦で共同で行うのが良い（86.0%）

2位 男性も家事・育児に積極的に関わったほうが良い（78.9%）

3位 家計は夫婦で担うのが良い（74.6%）

②山形県での仕事や暮らしの中で感じた違和感（悔しい、がっかり、残念など）

1位 女性への家庭責任（家事・育児・介護など）の偏り（62.5%）

2位 狭いコミュニティによる息苦しさ（54.4%）

3位 『男性（男の子）だから、女性（女の子）だからこうあるべき』という固定観念や慣習（52.1%）

## ○ オンライン100人女子プロジェクト

「オンライン100人女子会」や「山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査」をレポートとしてとりまとめました。

〈県ホームページ掲載場所〉

トップページ>くらし・環境 > 人権・男女共同参画 > 男女共同参画 >  
「オンライン100人女子会プロジェクト」について



## （2）ウーマノミクスで経済活性化塾の開催

女性をはじめ、多様な人材を職場で活かしていくヒントとして注目されている「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」への対処法を学ぶことで、誰もが働きやすい職場づくりに向けた実践力向上を図る、オンラインの連続講座を開催しました。

【テーマ】 女性活躍推進のカギ アンコンシャス・バイアスへの対処法

～誰もが働きやすい職場の実現へ 一人ひとりが一歩踏み出そう～

【参加者】 管理職、人事・労務担当者等の社内の推進者 75名

【講 師】 高橋 理里子 氏（ミライズ株式会社 専務取締役）

【総括コーディネーター】 伊藤 麻衣子 氏（合同会社 work life shift 代表）

### ◆第1回講座

【開催日】 令和4年1月24日（月）

【内 容】

①講義「アンコンシャス・バイアスへの対処法」

「アンコンシャス・バイアス」の基礎知識として、誰もが持っているもので、良い悪いというものではないが、「決めつけ」や「押しつけ」が、結果として個人や組織に様々な問題をもたらす場合があること、また、防止策として心理的に安全な対話術について学びました。



〔塾（オンライン）の様子〕

## ②ケーススタディ「職場でのバイアスを知る」

具体的事例をもとに、グループになり、どのような決めつけや押しつけがあるかを話し合いながら、お互いの現状や課題などについても意見交換しました。

### ◆第2回講座

【開催日】令和4年2月21日（月）

【内 容】

#### ①講義「行動経済学からバイアスを克服する」

人は意思決定の段階において様々なバイアスを避けることができないことから、バイアスにとらわれない望ましい方向に向け、人々の行動の選択を補助する「行動デザイン」を活用した対処法について、デフォルト（初期設定）の活用などの具体的な事例とともに学びました。

#### ②ワークショップ「自社で取り組みをするための行動デザイン」

個人ワークとグループワークを組み合わせながら、自社の現状を把握し、社員の自発的な行動変容を促すためのアイデアを考え、目標設定づくりに取り組みました。

### （3）ビジネスウーマン交流会の実施

ビジネスウーマン交流会は、県内で働く女性（ビジネスウーマン）等が交流し、悩みや課題を共有することでモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージをもってもらうことを目的に、令和4年2月4日（金）にオンラインで開催し、70名の女性が参加しました。

#### 【パネルディスカッション】

石田真澄氏（株式会社寒河江商店代表取締役）、工藤佐規子氏（株式会社 OLIVE 取締役）、鈴木陽子氏（仙台ターミナル株式会社ホテル事業本部ホテルメトロポリタン山形営業統括グループ次長）の3名をパネリストに迎え、「ワタシらしい働き方～これが私の生きる道」と題してパネルディスカッションを実施しました。

パネリストからは、自分自身のキャリアや転換期、決断時の葛藤などに触れながら「今、課せられていることは、自分の今のレベルよりも高いことで、もしそれに負けたとしても（当たり前なので）リセットして戻ればいい」、「正しいことより楽しいことを選ぶ」、「（仕事などで）迷ったときに出口を探そうとするのではなく、次の入り口を見つけるようにする思考にすると、気持ちが楽になる」などの考え方が紹介されました。

#### 【学びフェスタ】

スキルアップやキャリアアップに役立つ情報を得られるミニセミナーとして6つのテーマごとに、グループワークを2回実施しました。

いずれのテーマでも活発なやり取りが交わされ、参加者の満足度も非常に高いものとなりました。

《テーマ》A：メンタルヘルスとしてのアンガーマネジメント

B：管理職になるってどう？

C：カウンセリングマインドと傾聴スキル

D：オンライン時代のコミュニケーション



〔交流会（オンライン）の様子〕

E：プレゼンテーションスキルアップ～伝える技術」

F：いま必要とされる社会人基礎力を高める

#### 【交流会】

参加者に少人数のグループに分かれていただき、フリートーク形式で、交流会の感想のほか、悩みや課題の解決策などを語り合いました。

#### （４）マザーズジョブサポート山形・庄内の取組み

就職を希望している子育て中の女性を支援するため開設した仕事と家庭のワンストップ支援窓口、マザーズジョブサポート山形及び庄内では、離職してからのブランクに対する不安や、お子さんの預け先に悩みを抱えていらっしゃる方などの相談に対応する窓口として、マザーズ・コンシェルジュによる総合相談を実施しています。

併せて、保育ルームを設置し、相談中や就職面接時等における託児サービスの提供を行っています。

また、様々な業種に関心を持つきっかけとし、就業に関する女性の選択肢を広げることを目的として、「職業理解セミナー」や「職場見学会」※を開催しました。その他、県内6ヶ所のハローワーク等にマザーズ・コンシェルジュが出張しセミナーや個別相談を行う「マザーズおしごと相談会」や就職面接用のスーツ・靴・バッグの貸出等を行っています。

コロナ禍では、感染拡大防止と相談対応を両立するため、オンラインや電話による相談にも対応しました。

※マザーズジョブサポート山形でのみ開催



【出張相談会の様子】

#### 【令和3年度利用実績（令和3年12月末現在）】

	県窓口利用者数 (延べ人数)	就職者数 (延べ人数)	保育ルーム利用者数 (託児数・延べ人数)	セミナー受講者数 (延べ人数)
マザーズジョブサポート山形	591人	209人	134人	162人
マザーズジョブサポート庄内	324人	97人	65人	83人

#### 【令和3年度マザーズおしごと相談会 実績】

地域	会場	実施回数	相談者及びセミナー受講者数(延べ)
村山地域	ハローワーク村山等	2回	4名
	ハローワーク寒河江等	5回	16名
最上地域	ハローワーク新庄等	5回	6名
置賜地域	ハローワーク米沢等	7回	30名
	ハローワーク長井等	5回	12名
庄内地域	ハローワーク鶴岡等	12回	39名

※令和3年12月末時点

## 2. ワーク・ライフ・バランスの実践拡大に向けた取組み

### (1) やまがたイクボス同盟の普及・拡大

女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる社会の実現を目指し、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり平成 27 年度に「やまがたイクボス同盟」を設立しました。加盟企業数は 520 社（令和 4 年 1 月末現在）となっています。

また、「やまがたイクボス同盟」では、今年度、以下の取組みを行いました。

#### ○ やまがたトップセミナー

経営者や管理職層を対象に、ポストコロナ時代を見据えた経営戦略として、誰もが働きやすく、多様な人材が活躍できる組織づくりを目的に、「やまがたトップセミナー」をオンラインにて開催しました。

講師には、山口周氏（独立研究者、作家、パブリックスピーカー）をお招きし、ウィズコロナ時代に求められるリーダーのあり方についてお話いただきました。

【日 時】 令和 3 年 11 月 16 日（火）

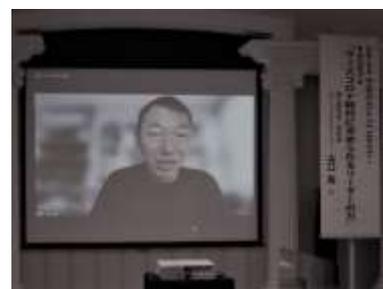
【参加者】 経営者、管理職、組織のリーダー等 162 名

【内 容】

基調講演

演題：「ウィズコロナ時代に求められるリーダーの力」

講師：山口 周 氏（独立研究者、作家、パブリックスピーカー）



〔セミナー（オンライン）の様子〕

【基調講演要旨】

(1) 作業を指示するよりも、会社・組織をどのように導きたいのか、共感できるビジョンを示す

○今日のように変化の激しい時代においては、仕事の意味として、「What = 何を目的に」、

「Why = なぜ」をビジョンとして示し、共感させ、部下のモチベーションを高めていくことが業績向上や優秀な人材の確保につながっていく。

(2) 上位下達で動かすよりも、部下や若手の意見に聞き耳を立てる、風通しのよい組織をつくる

○GAF Aの創業者の創業時の平均年齢は 24 歳。一般的に若い人は会社の戦力にならないと思われがちだが、新しいことを発想する力はベテランよりも高いというデータがある。もっと若い人の意見を取り入れることが必要である。

○組織の風通しの悪さを図る指標に「権力格差指標」というものがある。主要先進国と日本を比較すると、日本は韓国、台湾と並んで高い。権力格差が高いと、飛行機事故やヒマラヤ登山の遭難事故に見られるような組織内でのインシデントが起きやすいとされている。日頃から様々な意見に聞き耳を立て、風通しの良い組織をつくることが重要である。

(3) 機能的に便利な「役に立つ」ものを求めるよりも、情緒的な「意味がある」ものを求める

○日本企業の多くが「役に立つ」ものを作り続けてきた結果、便利なものが飽和状態にある。そうした中で、レコードの販売数がCDを逆転したように、情緒的でストーリー性がある不便なものをあえて購入する人が増えてきている。

○「意味がある」市場は、意味の持つプレミアム次第で、価格設定やポジション取りが自由で、勝者総取りとなる「役に立つ」市場より安定的な基盤を築くことができる。

【参加者の声】

○人を変えようとする前に、まず自分自身が変わるべきだと気づかされました。

○組織を変えたいと思っており、どうしたらよいかと日々考えていましたが、今回のセミナーを通して自分の中で考えていたことが腹落ちしました。行動に移すきっかけになりそうです。

## ○ 「やまがたイクボス同盟ウェブアクション」の実施

加盟企業・団体が行っている、「男性の育児休業取得を促すための取組み」を発信する、「やまがたイクボス同盟ウェブアクション」を行いました。参加企業・団体からは、男性社員と所属長との面談など上司からの積極的な声掛けの実施、トップ自らが男性育休取得を応援などの取組みが寄せられました。

県では、こうした優良事例の普及・拡大を通して、県内企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの実現を図っています。

【実施期間】令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

【参加企業・団体数】22組織

【参加企業・団体から寄せられたの取組み】

- ・男性社員と所属長との面談など上司からの積極的な声掛けの実施
- ・トップ自らが男性育休取得を応援
- ・育休取得までフローや取得者の体験談を社内報やガイドブックで紹介
- ・育休取得者に対する会社独自の手当での支給

【参加組織（企業・団体）からの声】

- ・他の加盟企業の取組みは良い刺激になり、とても参考になる。
- ・県全体で男性育休取得促進が加速する契機になると思う。
- ・改めて自社内で考え、振り返る機会を得られている。SNSの活用も、あらゆる世代の方の目に留まりやすくなることから、有効である。



## （2）男性のワーク・ライフ・バランス応援セミナー

改正育児・介護休業法の成立等、男性の育休取得を促す動きが加速する中、当事者である男性職員の意識啓発と職場の理解向上のため、男性育休取得の意義を啓発するオンライン連続セミナーを開催しました。

【参加者】管理職、人事・労務担当者等の社内の推進者、子育て期の男性 139名

【総括コーディネーター】塚越 学 氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン 理事）

### ◆第1回

【開催日】令和3年10月14日（木）

【テーマ】「会社も男性も必見の『男性育休虎の巻』」

【基調講演】

塚越学氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン理事）を講師に、会社も男性も必見の「男性育休虎の巻」と題して講演をいただきました。夫婦が一緒に育児のスタートラインに立つことの大切さや男性育休の意義・必要性、企業が取組みを進めるコツをお聞きしました。



〔セミナー（オンライン）の様子〕

## ◆第2回

【開催日】令和3年10月26日（火）

【テーマ】「男性育休 先進企業の取組みに学ぼう！」

【講演・ワークショップ】

岩手県で男性育休取得推進に取り組む企業の村松直子氏（信幸プロテック株式会社専務取締役）による基調講演の後、3つの分科会に分かれ、県内先進企業の事例及び取得者男性による体験談紹介、参加者意見交換を行いました。

## ◆第3回

【開催日】令和3年11月4日（木）、11月19日（金）※子育て期の男性のみを対象に同一内容で開催

【テーマ】「男性育休取得でワークとライフをアップデート」

【講演・ワークショップ】

竹下小百合氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事）を講師に、「男性育休取得でワークとライフをアップデート！」と題し、男性が家事・育児に積極的に関わることの意義や実際に育休を取得するためのコツなどを講演いただくとともに、自社の理想の姿をワークショップで考えました。

### （3）女性の新規就業支援・女性活躍支援事業

2名のマッチングコーディネーターが直接企業を訪問し、「やまがたイクボス同盟」や各種アドバイザー派遣などに関する県や国の制度等の紹介などを通して、女性も働きやすい職場環境の改善を支援するとともに、女性の雇用を拡大することを目的として、女性の新規就業支援・女性活躍支援事業を実施しました。

訪問企業数は157社（令和4年2月末現在）となっており、引き続き、女性の新規就業と女性の活躍を促進していきます。

## 3. 地域における男女共同参画の推進

### （1）山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰

男女共同参画社会づくりに特に顕著な功績のあった個人若しくは団体又は仕事や地域活動等様々な分野でチャレンジし活躍している個人若しくは団体を顕彰し、その功績を称え、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰」を実施しました。令和3年度は、功労者表彰を1名、チャレンジ賞を1団体が受賞され、令和3年10月22日（金）に表彰式が執り行われました。



〔吉村知事と受賞者による記念撮影〕

### 受賞者概要（功労者表彰）

功労者表彰は、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が特に顕著であると認められる個人・団体を表彰するものです。

#### 高井 晴子 氏（河北町）

機械工具のメーカーで男性中心の職人の世界において、職場環境改善や女性技能士育成に積極的に取り組み、全国初の女性切削工具研削技能士を輩出するなど、女性の人材育成に貢献している。

女性の採用・定着を高めるため、社内カウンセリング室の設置などコミュニケーションが取りやすい工夫を行い、また、育休後、一人ひとりに応じた働き方を認めるなど、女性が働きやすい環境を整えたことは、男女分け隔てなく多能工を育成することにもつながり、男女共同参画の機運醸成に大きく貢献している。この「働きやすい環境づくり」の取組は優良事例として行政や企業において取り上げられ、県内外でモデルとなっている。

さらに、地域において家庭内介護者の息詰った心の開放の場として“自助グループ”を立ち上げ、県男女共同参画センターチェリアで「働く女性のカウンセリングルーム」を開設するなど、女性の社会参画の促進にも大きく貢献している。

### 受賞者概要（チャレンジ賞）

チャレンジ賞は、仕事や地域活動など様々な分野で活躍している個人・団体を表彰するものです。

#### 特定非営利活動法人 明日のたね

平成 25 年、こどもたちの自然体験と世代を超えた遊びと学びの場の提供と、子育て世代の不安を解消する居場所をつくり、子育てしやすい環境を多世代の人たちと協働して作ることを目的とした任意団体を設立。

設立以来、自分らしく子育てできるように寄り添い応援する子育て支援と、赤ちゃんから高齢者まで人と人がつながりともに育ち合う環境づくりを行ってきた。

多世代交流事業や男性が参加しやすい親子体験事業を開催し、地域を巻き込んで共に支え合う仕組みを構築し、広く発信するなど、男女がともに子育てをする地域密着型の取組は、他地域のモデルとなるものである。

仕事と子育ての両立の難しさから生じる不安を解消するため、子育てだけでなく再就職や生き方について共に考える機会を提供するなど、女性に自信と挑戦する勇気を与えており、多様な働き方、生き方へのニーズに多方面から応える取組は先駆的であり、女性の活躍に貢献している。

また、防災講座やフードパントリーを開催する等、昨今の自然災害やコロナ下における地域ニーズを踏まえた課題に対応しており、今後も地域のけん引役として活動の広がりが期待される。

## （2）山形県男女共同参画推進員の取組み

県では、平成 28 年度より、県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえ、地域の中で男女共同参画を推進する「山形県男女共同参画推進員」を設置しています。

男女共同参画に関する普及・啓発や県や市町村が実施する施策の地域への情報提供などのほか、自治会や団体などからの要望に応じた出前講座を実施し、令和 3 年度は延べ 313 回（R3.12 時点）の活動を行っています。

### 【推進員の設置状況】

村山地域	最上地域	置賜地域	庄内地域	合計
12 名	8 名	5 名	6 名	31 名

## 4. 山形県男女共同参画センター・チェリアの取組み

### (1) 山形県男女共同参画センター・チェリアの概要

山形県男女共同参画センターは、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に共同参画する豊かな社会「男女共同参画社会」の実現をめざす活動交流拠点として、平成13年4月1日より遊学館（山形市）内に開設しました。

愛称である「チェリア」は、チェリー（さくらんぼ）とエリア（場所）の組合せによる造語です。さくらんぼは山形県の名産であり、また二つの実が一緒になっている形が男女仲良く並んで男女共同参画を表現しているように見えることからセンターのシンボルマークにもなっています。



〔チェリアシンボルマーク〕

＜チェリアの主な取組み＞

#### ① 県民の男女共同参画に関する意識改革

民間団体・グループが実施する男女共同参画に関する講座等の開催経費に助成金を交付する県民企画事業や、広報誌「チェリア」の発行やホームページによる情報提供を行っています。

#### ② 地域における身近な男女共同参画の推進

登録団体・グループの発表など県民の参加と交流を目的としたチェリアフェスティバルや県内4ブロックにおいて各地域が主体となって企画、実施するネットワーク活動や地域講座等を実施しています。

#### ③ ワーク・ライフ・バランス及び女性の活躍推進

企業や地域において男女共同参画を推進するキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」の開催や、企業で働く女性を対象に職場で活躍するためにキャリア開発に必要なビジネススキルを学ぶ「やまがた女性キャリアアップセミナー」の開催、男性の意識啓発促進のための男性セミナーの開催等を実施しています。

#### ④ 男女共同参画に関する相談・支援

一般相談、男性相談、専門相談（弁護士による法律相談、臨床心理士によるこころの相談）を実施するとともに、相談機関の実務者研修会やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止講座を開催しています。

#### ⑤ その他男女共同参画に関する業務

各種調査、団体への指導及び各種研究を行っています。

### (2) 令和3年度の主な実施事業

#### ○ チェリア恒例の祭典「チェリアフェスティバル山形2021」を2年ぶりに開催！

チェリアフェスティバルは、男女共同参画社会づくりを目指して活躍している団体・グループの活動発表や県民の皆様との交流を目的に、「ちがいを超えて 未来へ紡ぐハーモニー」をテーマとして10月2日（土）～10月10日（日）に遊学館で開催しました。

チェリア登録団体から選ばれた実行委員の企画により、講演会や団体・グループによるワークショップ、活動発表など今年も多岐にわたる内容で、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行いながらも、延べ870人（オンライン参加含む）のご来場をいただきました。

### 【白河桃子氏による講演会】

白河桃子氏（相模女子大学特任教授）から「コロナ後の働き方暮らし方 今女性リーダーが必要な理由」をテーマに講演いただき、ジェンダー平等を進めるチャンスが来ていること、そして男性の育児増加など、男性の参画が鍵になっているとの力強いメッセージをいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン配信による講演（遊学館ホール来場参加とオンライン参加）となりましたが、多くの方が集まった会場は、静かな熱気に包まれました。



〔講演会会場〕

### 【団体・グループの活動発表】

ワークショップ8企画、展示発表13団体、県民交流3団体と多くの団体が日頃の活動の成果を発表しました。

### 【アトラクション・にぎわいコーナー】

オープニングセレモニーでは「マリンバピアチェーレ」のすばらしいマリンバ演奏が行われ、屋外ピロティエを利用したにぎわいコーナーは、物品販売、フリーマーケット、だがしや楽校、バルーンアートの実演などで賑わいました。



〔アトラクション・にぎわいコーナーの様子〕

## ○ 「チェリア塾基本コース」を村山地域で開講

企業や地域において、男女共同参画を推進するキーパーソンや女性リーダーを育成するとともにそのネットワーク化を目的に、「チェリア塾・基本コース」を村山地域で開講しました。修了者数は14名でしたが、修了後も自主的に交流を続け、次年度の実践コースに進む準備を行っています。



### 【第1回】「男女共同参画って何？～私のモヤモヤと関係あるかも」

講師：高木 直氏（山形大学 名誉教授）

### 【第2回】「キャリアデザイン～自分にできること・したいこと・やらなければならないこと」

講師：尾形恵子氏（有限会社ティップス 取締役社長）

### 【第3回】「コミュニケーションは双方向～互いを尊重する聴くチカラ、話すチカラ～」

講師：木須八重子氏（国際コーチング連盟 プロフェッショナル認定コーチ）

### 【第4回】「わたしたちは今どこにいるのか～男女共同参画社会の実現をめざして」

講師：伊藤眞知子氏（山形県男女共同参画センター 館長）

### 【第5回】「今日はゴールをスタートに変える日～ふりかえりと次のステップへの踏み出し～」

講師：廣瀬隆人氏（一般社団法人とちぎ市民協働研究会 代表理事）

## ○ 「チェリア塾実践コース」を最上地域で開講

「チェリア塾・実践コース」は、基本コース修了生を対象に、受講者自らが自主企画講座を企画・運営し、実践力を身につけるとともに確固たるネットワークを築くための講座です。本年度は、最上地域での基本コース修了生のうち5名が参加し、自主企画講座を開催しました。受講者は役割を分担し、苦

労しながらも協力し合って最後は成功裡にやり遂げました。

【講師】 廣瀬 隆人 氏（一般社団法人とちぎ市民協働研究会 代表理事）

【自主企画講座】（みんなの会）

『人生 100 年時代の女性のヘルスケア』

講師：井上聡子氏（さとこ女性クリニック 院長）

当初の企画段階では、タブー視されがちな「生理」に関する内容を考えていましたが、打合せを重ね、誰もが参加しやすいハードルが低いテーマとし、参加対象者も「どなたでも（男女）」としました。講演会終了後、「みんなの会」のメンバーがグループファシリテーターになり、感想や更年期について意見交換をしました。最後に、チェリアの伊藤館長より講評をいただきました。



## ○ 「チェリア塾専門コース」を開講

【ワークショップ技法の習得】

チェリア塾修了生や男女共同参画推進員を対象に、出前講座等の実践活用を念頭に、チェリア塾専門コースとして男女共同参画を分かりやすく伝えるための「男女共同参画ワークショップの技法の習得」講座を開催しました。

齋藤由美子氏（東北文教大学短期大学部特任准教授）を中心にチェリア塾修了生が補助役となり、実践編という位置づけで全3回の講座を開催しました。最終回では、受講生全員（15名）が「仮想出前講座」を実践し、出前講座の要請に対していつでも対応できるまでに成長した姿を見ることができました。

今後、講師・ファシリテーターとしての活動が期待されます。

【「やまがた緑塾」「ジェンダー白熱教室」（知識の習得）】

出前講座や男性セミナーなどの講師として活動するためには、それを分かりやすく伝える技法とともに、男女共同参画に関する理論についても持ち合わせておくことが重要です。

このため、伊藤眞知子氏（山形県男女共同参画センター館長）を講師に、村山地域で「やまがた緑塾」（会場・オンライン参加）、庄内地域で「ジェンダー白熱教室」（オンライン参加）を開講し、ジェンダーに関して体系的・理論的に学びました。



〔やまがた緑塾〕

## ○ 「やまがた女性キャリアアップセミナー」の開催

企業で働く女性を対象に、職場で活躍するためにキャリア開発に必要なビジネススキルを学ぶ講座を開催しました。県内の多くの企業からの参加があり、受講生の意識も高く充実したものとなりました。

・開催日：第1回 令和3年10月21日（木）

第2回 令和3年11月11日（木）

・講師：安達 隆司 氏（ヒューマンアプローチ研究会 代表理事）

・場所：遊学館

## ○ 男性セミナーの開催

チェリア塾修了者による「チェリア塾ネットワーク」が、男性の男女共同参画への気づきを促すセミ



ナーを企画・開催しました（うち村山地域は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により中止）。

【置賜地域】「家族と会話が弾むボードゲーム」

- ・ 開催日：令和3年12月5日（日） 場所：置賜総合文化センター
- ・ 講師：小野卓也氏（やまがたボードゲーム協会会長）

【村山地域】「ちがいがわかる男のコーヒー座談会」（中止）

- ・ 開催予定日：令和4年2月5日（土） 場所：朝日町西部公民館



〔家族と会話が弾むボードゲーム〕

## ○ 男性相談の実施

男性は、悩みごとがあっても誰にも話せず、一人で抱え込んで頑張り過ぎてしまう傾向があると言われて、深刻な事態に発展してしまう場合もあります。

このため、男性が相談しやすい環境整備を目的に、「やまがたいのちの電話」のご協力で男性相談員を配置し、「男性ほっとライン」として男性相談専用の電話相談窓口を設置しています。（毎月第1・第2・第3水曜日：19:00～21:00）

## ○ 「DV防止講座」の開催

女性に対するあらゆる暴力が重大な人権侵害であることや、暴力を許さない社会の形成に向けた普及啓発を図るため、一般県民向けの講座をDV防止普及啓発期間中に開催しました。

【テーマ】「大人こそ学びましょう！文部科学省『生命の安全教育』とは？」

【講師】井上 聡子 氏（さとこ女性クリニック 院長）

## 5. DV未然防止に向けた意識啓発の強化

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、一般的には「配偶者など親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力」、デートDVとは、一般的には「婚姻関係にない10～20代の交際関係にある、またはあった人から加えられる暴力」をいいます。

令和元年度県民意識調査では、「DV（ドメスティックバイオレンス）」の認知度が84.9%、「デートDV」の認知度が67.2%となっております。

県では令和3年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会の実現に向け、取り組んでいます。県の令和3年度の主な取組みを紹介します。

### （1）デートDV防止出前講座の実施

若年層におけるDV、デートDV事案の未然防止、意識啓発のため、平成24年度から県内公立・私立高等学校、短期大学、大学等の生徒を対象に「デートDV防止出前講座」を実施しています。講師によ

る講話のほか、事例紹介、ロールプレイ等、高校生や大学生等への啓発を行いました。令和3年度は、11校、延べ1,240名の生徒・学生等が参加しました。

#### 【事業実施回数】

	高等学校	大学・短大	専門学校	計
令和3年度	7	2	2	11
延べ実施校数	98	21	14	133

#### 【令和3年度アンケート結果】※分母に未回答を含む

<この講座を聞くまで「デートDV」という言葉を知っていたか>

言葉も意味も知っていた	31.4%
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	31.1%
言葉も意味も知らなかった	36.2%

<講座を聞いてみて、考えや気持ちに変化はあったか>

変わった	48.8%
変わらなかった	50.1%

#### 【参加者からの声】

- ・どんな時でも互いの意見を尊重し、相手を思いやり大切にしていきたい。
- ・学生のうちにデートDVの存在や相談機関を知っておくことはとても重要だと思った。

## (2) ～女性に対する暴力をなくす運動～パープル・リボンキャンペーン

パープルリボンキャンペーンとは、パープル（紫）色のリボンを身につけることで、「暴力のない世界にしたい」という想いや、被害者に対する理解・支援を行う運動です。令和3年度は、「性暴力を、なくそう」をテーマに県内各地で広報・啓発活動を行いました。

#### 【主なキャンペーンの内容】

##### ①パネル展

県庁、県男女共同参画センター「チェリア」、9市町（山形市、米沢市、酒田市、上山市、南陽市、尾花沢市、中山町、高島町、川西町）で実施

##### ②市町村広報誌による周知・啓発

23市町村で掲載

##### ③パープルライトアップ

文翔館、慈恩寺テラス、上山城、旧米沢高等工業学校本館、荘銀タクト鶴岡、日和山公園六角灯台



〔荘銀タクト鶴岡のパープルライトアップ〕

#### 《参考》DV相談ナビ「#8008（はれれば）」について

DV相談ナビとは、配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のための、全国共通の電話番号です。「DV相談ナビ「#8008」」にかけるとお近くの配偶者暴力相談支援センターにつながります。（ご利用には通話料がかかります）

相談は、匿名で行うこともでき、相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。DVと思ったらすぐにご相談ください。

## 6. コロナ禍において不安や生きづらさを抱える女性への支援

長期化する新型コロナの感染拡大が、女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼす中で、社会的に孤立している女性に寄り添ったきめ細かい対応を図るため、相談体制の充実や女性同士のつながり支援の強化、生理用品の無償提供からなる「やまがた女性のつながり緊急サポート事業」を実施しました。

### ○「やまがた女性のつながり緊急サポート事業」

#### (1) 県男女共同参画センター「チェリア」(遊学館2階)の相談体制の充実

##### ○ 女性のためのこころの相談(オンライン)の実施

・集中相談期間

第1回 令和3年8月27日(金)～9月2日(木)

第2回 令和3年10月8日(金)～10月13日(水)

・定例相談日

令和3年9月～令和4年3月の第1・3・5土曜日(年末年始を除く)

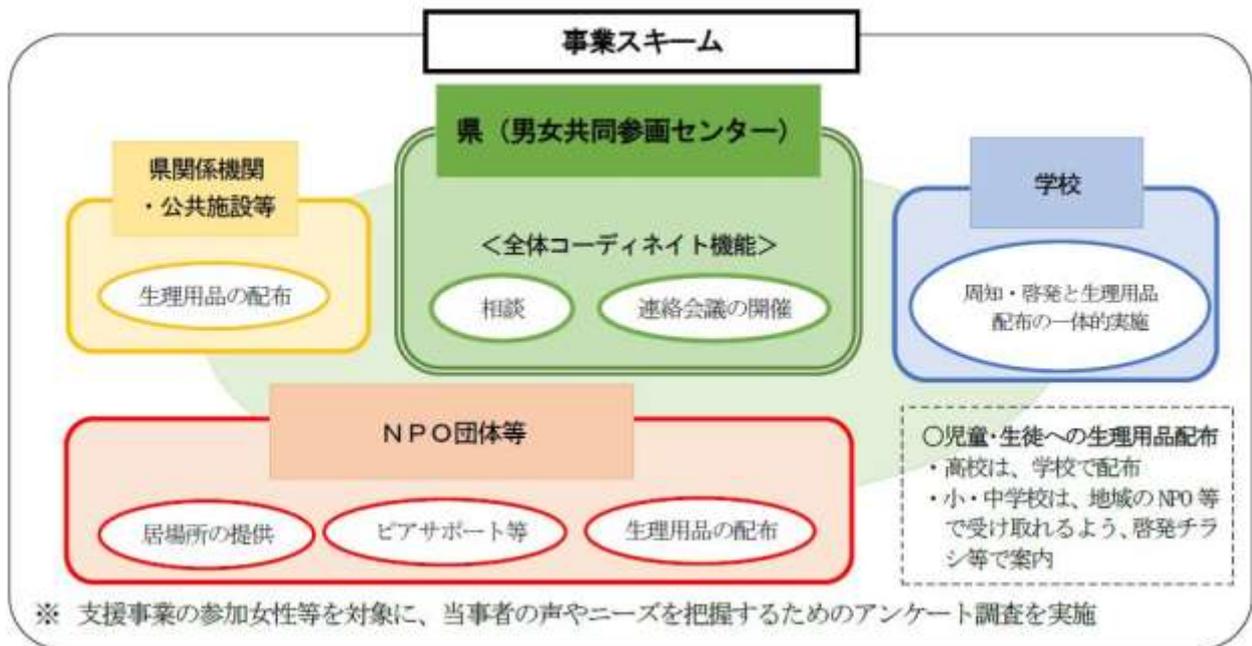
#### (2) 女性同士のつながりサポート、生理用品の無償提供

##### ○ NPO団体等によるピアサポート等の実施

・公共施設やオンラインなどで、女性同士が不安や悩みを分かち合う交流カフェ等の実施

##### ○ 生理用品の無償提供

・相談事業やNPO団体等が実施するピアサポート等の周知・啓発と一体的に実施



## ○ NPO等支援提供団体 (27 団体)

区分	支援内容	団 体 名	住所
コース I 4 団体	・ 継続的な居場所の提供 ・ ピアサポート等 ・ 生理用品の配布	クローバーの会@やまがた	山形市
		(特非) オープンハウスこんぺいとう	新庄市
		(特非) ほっと	飯豊町
		(特非) 明日のたね	鶴岡市
コース II 12 団体	・ ピアサポート等 ・ 生理用品の配布	(特非) プチユナイテッドアスリートクラブ	山形市
		ガールスカウト山形県連盟	山形市
		山形ママコミュニティ mama*jam	山形市
		(特非) やまがた育児サークルランド	山形市
		ふらっと☆輝くママの会	山形市
		(特非) ZOA森の学校	上山市
		在宅介護を支える家族の会	村山市
		(一社) 希望活動醸成機構	朝日町
		(特非) 福祉サポートセンター山形	新庄市
		(特非) 青空保育たけの子	米沢市
		庄内ちえりあ	鶴岡市
ナリワイ ALLIANCE	三川町		
コース III 11 団体	・ 生理用品の配布	山形てのひら支援ネット	山形市
		(特非) 山形の公益活動を応援する会・アミル	山形市
		やまがた女性21	山形市
		認定 (特非) 発達支援研究センター	山形市
		(一社) 山形県助産師会	山形市
		F u k u × S u k u ' z u	山形市
		山形県労働組合総連合	山形市
		(特非) 芸術文化振興市民ネット新庄	新庄市
		(一社) とらいあ	新庄市
		庄内てまりの会	庄内町
遊佐町白ゆり会	遊佐町		

## ○ 県関係機関等による生理用品配布 (20 箇所)

- (村山地域) 県庁1階受付、県庁女性・若者活躍推進課、県警察本部人身安全少年課、村山総合支庁子ども家庭支援課、村山総合支庁生活福祉課、県立図書館、山形県男女共同参画センター、山形県ひとり親家庭応援センター、山形県社会福祉協議会、山形県看護協会、ハローワーク山形マザーズコーナー
- (最上地域) 最上総合支庁子ども家庭支援課、最上総合支庁地域保健福祉課
- (置賜地域) 置賜総合支庁子ども家庭支援課、置賜総合支庁地域保健福祉課、ハローワーク米沢マザーズコーナー
- (庄内地域) 庄内総合支庁子ども家庭支援課、庄内総合支庁地域保健福祉課、ハローワーク酒田マザーズコーナー、ハローワーク鶴岡マザーズコーナー

## ○ 高等学校への生理用品配布

- ・ 県内全ての県立、私立高等学校に希望調査を実施し、希望数を配布

(参考) 生理用品配布数 (計 16,169 パック) ※1 パック 30 個入り

- ・ NPO 等支援提供団体配布分 : 9,648 パック
- ・ 県関係機関等配布分 : 1,553 パック
- ・ 高等学校への提供分 : 4,968 パック

## 7. 提言等

### (1) 全国知事会提言

#### 男女共同参画の推進に関する提言～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～

##### ○ 取組みの背景

全国の知事が協力して、男女共同参画について総合的に調査・研究等を行い、適切な施策を強力に推進するため、全国知事会に男女共同参画プロジェクトチームが設置されています。

本県の吉村知事は、平成24年から当プロジェクトチームのリーダーに任命され、今年度も各都道府県知事と協力し提言書を取りまとめ、7月にオンラインにより丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画）（当時）及び大隈厚生労働大臣政務官（当時）へ提言活動を行いました。



〔提言活動の様子〕

##### ○ 提言の内容

提言1 新型コロナウイルス感染症拡大により様々な困難・課題を抱える女性への支援の強化

提言2 「持続的な社会」の実現に向けた男女共同参画の取組みの強化

- 1 性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消
- 2 女性活躍の促進と格差解消
- 3 女性も男性も家庭生活と仕事を両立できる環境づくりの促進
- 4 政治・経済分野をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画の促進

提言3 あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重する環境の整備

提言4 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

提言全文は、全国知事会ホームページをご覧ください。

男女共同参画プロジェクトチーム [検索](#)

### (2) 女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言

令和2年10月の北海道東北地方知事会議において、本県の吉村知事から、女性活躍に向けた1道7県の連携を呼びかけたことを発端とし、各道県の担当部局長をメンバーとする「女性活躍推進北東プロジェクトチーム」を設置しました。

11月16日（火）、この連携のもと、北海道・東北地方が共に、性別にかかわらず住みやすく働きやすい環境づくりを進めていくため、なお一層の女性活躍推進に向けた「輝く女性 ほくとう宣言」を1道7県知事が共同で発出するとともに、同日開催の北海道東北知事会議において、吉村知事から宣言発出を報告しました。

また、本県では、この宣言の趣旨を県内での取組みに広げていくため、市町村、関係団体、イクボス同盟企業等に周知を行いました（宣言全文は附属資料に掲載しています）。



〔北海道東北地方知事会議〕

### (3) 「女性首長によるびじょんネットワーク」会議

10月23日（土）、小池東京都知事と本県の吉村知事が共同座長を務める、女性活躍推進に向けた女性首長による会議「第3回女性首長によるびじょんネットワーク会議」がオンラインにより開催されました。全国の女性首長と経営者、駐日女性大使が、女性の視点を取り入れた組織運営や地域活性化策などについて意見・情報交換を行いました。

会議では、基調講演やパネルディスカッション、首長と駐日女性大使による分科会等が行われ、女性が輝く社会の実現を目指した宣言文の発表も行いました。

#### (4) コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針 2021」の策定に向け、新型コロナウイルスが女性に与えている影響等の把握及び調査検討のため内閣府に設置された「コロナ下の女性への影響と課題に研究会」が、4月に報告書を取りまとめ、公表しました。本県の松田しあわせ子育て応援部長が構成員を務め、令和2年9月から令和3年度にかけて11回にわたり開催されました。



〔研究会（オンライン）の様子〕

報告書全文は、内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

検索



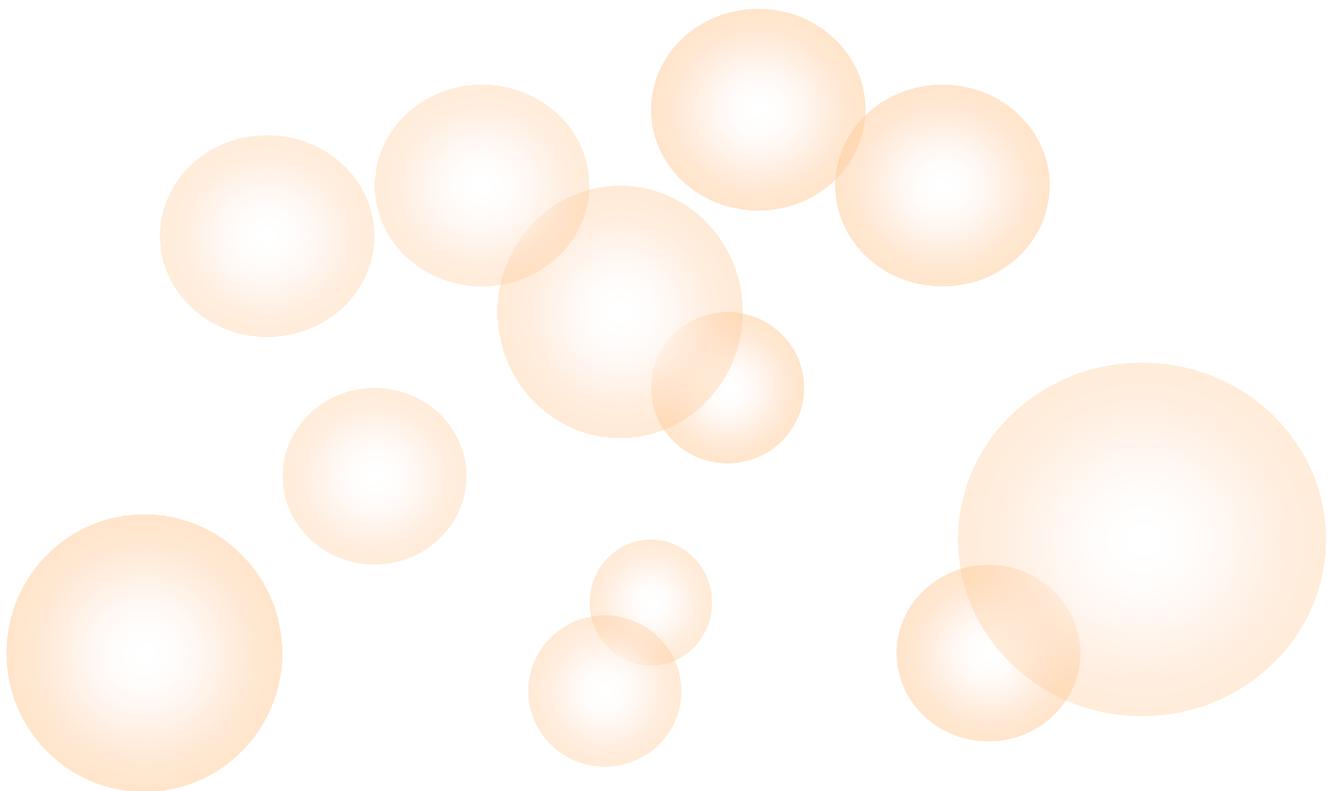
## 第2章

### 山形県における男女共同参画社会づくりの状況

本県における男女共同参画を推進していくためには、本県の現状を正しく理解し、男女共同参画社会の実現に向け、県民・行政・企業・団体等が一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、本県における男女共同参画を推進するための枠組みと、山形県男女共同参画計画の体系を示すとともに、基本の柱ごとに現状と課題を提示しています。

併せて、本県の男女共同参画の現状について知っていただくため、関連データを掲載しています。





# 1 概要

## (1) 山形県における男女共同参画を推進するための枠組み

### 条 例

#### 山形県男女共同参画推進条例 (H14.7.2 公布・施行)

- 【基本理念】
- 1 男女の人権の尊重
  - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
  - 3 方針等の立憲及び決定への共同参画
  - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
  - 5 生涯にわたる健康の保持
- 【構成】
- ・責務（県・県民・事業者）
  - ・性別による権利侵害に関する配慮
  - ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
  - ・男女共同参画審議会

### 具 体 化

### 計 画

#### 山形県男女共同参画計画 (R3.3 策定)

##### 【これまでの経緯】

- 平成13年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成13年度～22年度）  
平成18年3月 山形県男女共同参画計画（改訂版）策定  
平成23年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成23年度～27年度）  
平成28年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成28年度～令和2年度）  
令和3年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：令和3年度～7年度）

- 【目標】 互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会  
～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

- 【基本の柱】
- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
  - II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり
  - III 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 推 進 体 制

#### 山形県男女共同参画審議会

【組織】 委員：15人

【機能】 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議

#### 山形県男女共同参画推進本部

【組織】 本部長：副知事

【所掌事項】 山形県男女共同参画計画の推進や、男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関することなど

#### 県民との対話・連携

#### 市町村との連携強化

#### 企業との連携

#### NPOや女性団体との連携

#### 山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）

- ・平成13年4月1日に開設
- ・本県の総合的な男女共同参画施策を具体的に実施

#### 山形県男女共同参画推進員

【組織】 推進員：31人

【機能】 地域における男女共同参画に関する普及・啓発活動、県の施策推進のための支援・協力活動等

### 総 合 的 な 推 進

## 男女共同参画社会の実現

## (2) 山形県男女共同参画計画の体系

〔施策の方向〕	〔主な施策〕
〔基本の柱〕Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	(1) 互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進 (2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化 (3) 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進 (4) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進
2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信 <b>重点</b>	(1) 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出 (2) 多様な暮らし方や働き方の発信 (3) ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援 (4) 若年女性の回帰のための支援
3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進 <b>重点</b>	(1) 防災分野への女性の参画促進 (2) 環境分野における男女共同参画の推進 (3) 科学技術・学術分野等に偏りのある分野への女性の参画促進 (4) 女性の起業に対する支援
〔基本の柱〕Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 <b>重点</b>	(1) 管理職、役員等への女性の登用促進 (2) 審議会等委員への女性の参画促進 (3) 政治分野における女性の参画促進 (4) 農林水産分野等における女性リーダー等の育成 (5) 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進
5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現 <b>重点</b>	(1) 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進 (2) 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進 (3) 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化 (4) 関係法令の遵守と男女間格差の是正 (5) ハラスメント防止対策の促進
6 家庭・地域における男女共同参画の推進 <b>重点</b>	(1) 男女共同参画に関する気運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとして女性の参画の促進 (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進 (3) 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充
〔基本の柱〕Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	
7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止 (2) DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進 (3) DV対応と児童虐待対応との連携強化 (4) 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進
8 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに応じた健康の保持増進 (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進 (3) 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実
9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	(1) 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実 (2) 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援 (3) 多様な性的指向・性自認への理解促進
※ <b>重点</b> 施策の方向2～6は重点分野	※ 枠部分は「女性活躍推進法」の推進計画

目指す社会

互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会  
 ～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

## 2 基本の柱ごとにみる山形県の男女共同参画の現状と課題

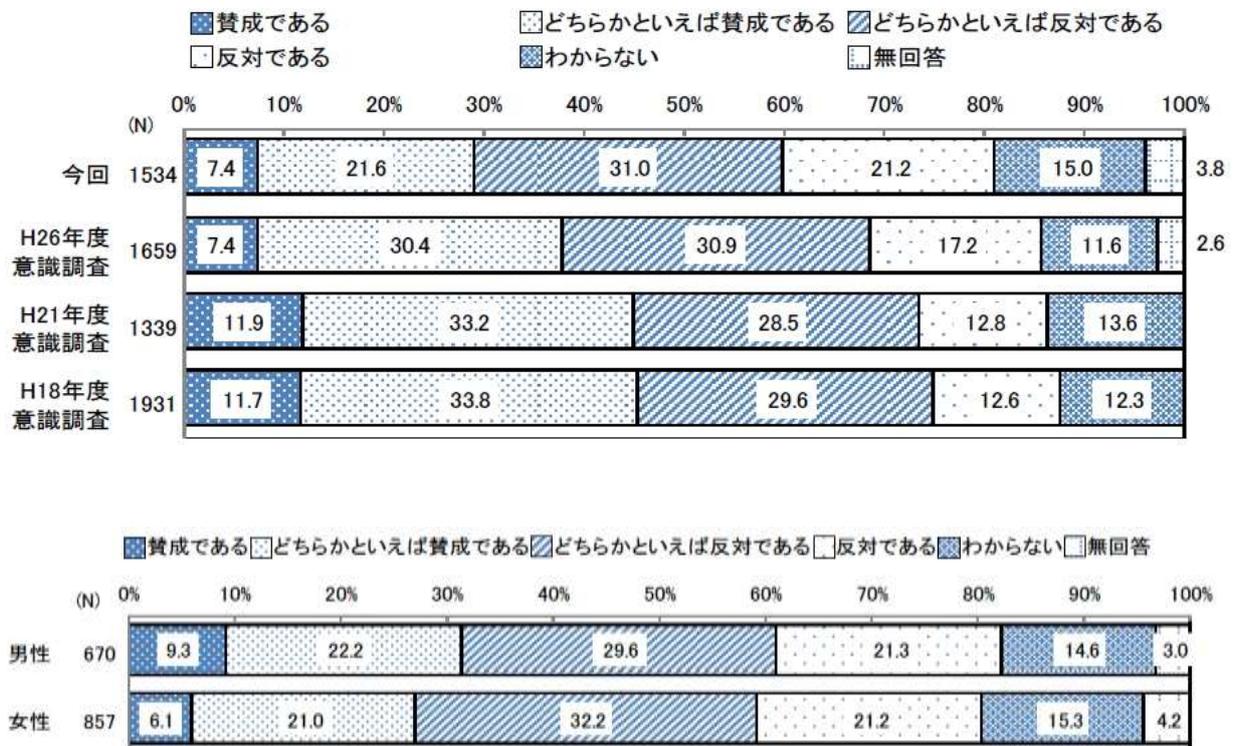
### 基本の柱Ⅰ 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」から見る現状と課題

#### 現状

- 「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」というような性別による固定的な役割分担意識は、男女ともに「反対」が「賛成」を上回り、初めて「反対」が5割を超え、「賛成」が3割を下回りました。
- 「男女共同参画社会」という言葉の認知度は77.4%で、前回の調査（平成26年度）に比べて2.7ポイント高くなったものの、言葉の意味を知らない人が約半数（49.5%）います。
- 各分野への女性の意見・考え方の反映について、女性の意見が「反映されていない」と考える割合は、特に「政治」や「県や市町村の施策」で高くなっています。

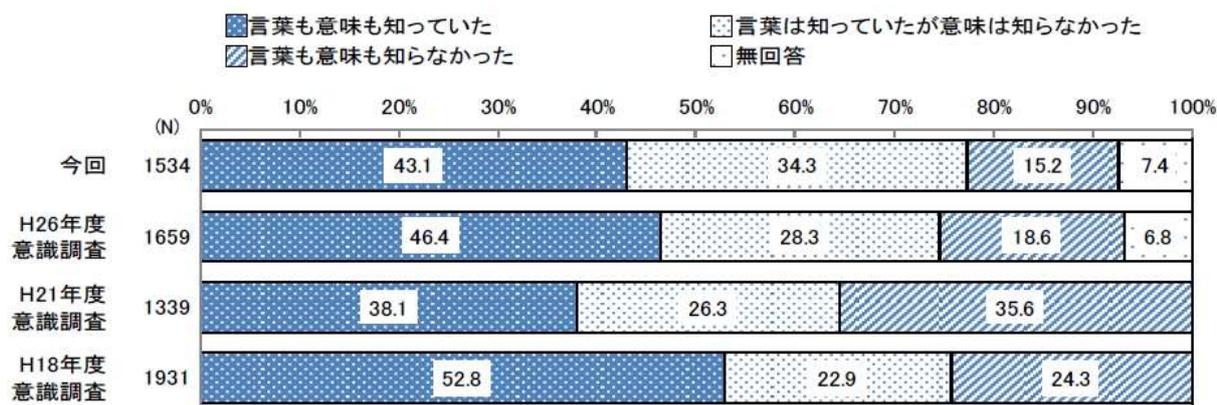
#### ◇ 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という固定的役割分担意識

男女別では、男女ともに「反対」が5割を超えているものの、女性よりも男性の方が「賛成」と答えた人の割合が多く、3割を超えています。



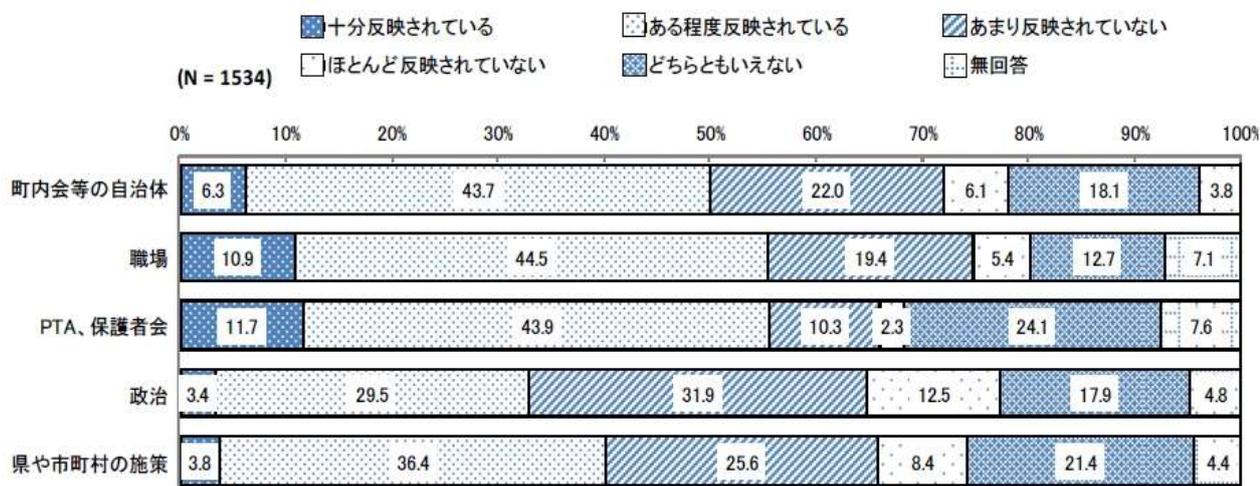
(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

## ◇ 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

## ◇ 各分野への女性の意見・考え方の反映について



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

## 課題

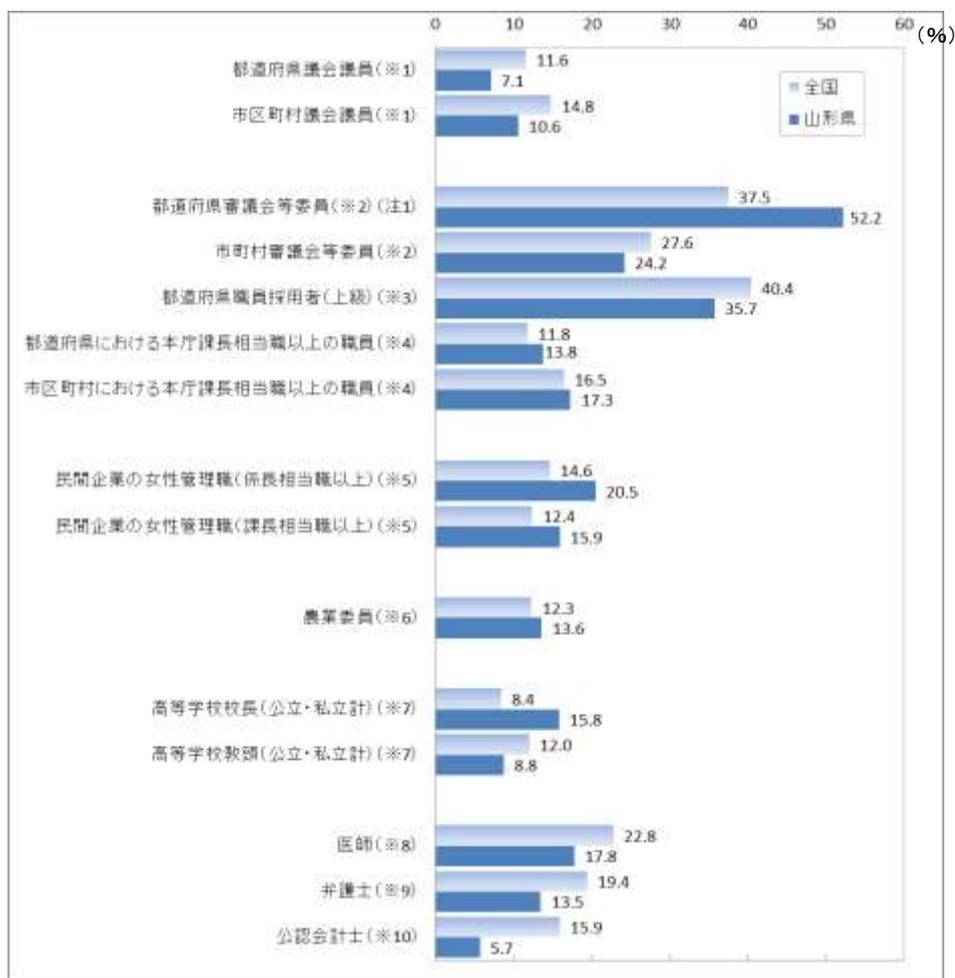
- 将来にわたって、持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、性別にかかわらず、個人として尊重され、それぞれの個性や能力を發揮できるよう、幅広く男女がともに参画していくことが求められます。
- 男女共同参画社会の実現を阻害している要因の一つに、性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることから、子どもの頃から教育・学習の推進や、家庭・職場・地域におけるより一層の意識改革・啓発が必要です。
- あらゆる分野で男女が意思決定の場に参画していくことは、多様な視点が確保されることにより、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。若年女性の県外流出が続く状況などもふまえ、女性のニーズや意見を把握し施策に反映するなど、女性の参画を促進していくことが求められます。

現 状

- 「指導的地位」に女性が占める割合をみると、多くの分野で男性より低くなっています。
- 一方、女性の就労環境では、子育て期の女性の労働力率は全国に比べ高く、特に、育児をしながら働いている女性の割合（79.0%：全国4位）、夫婦の共働き率（71.2%：全国1位）は全国平均を大きく上回っています。
- また、地域における女性の参画をみると。市町村の男女共同参画計画の策定率は100%と全国平均を上回るものの、自治会長やPTA会長など、女性の参画が低い分野があります。

◇ 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

女性が各分野における「指導的地位」を占める割合は、政治や医師、弁護士、公認会計士等の分野で、全国よりも低い傾向が見られます。

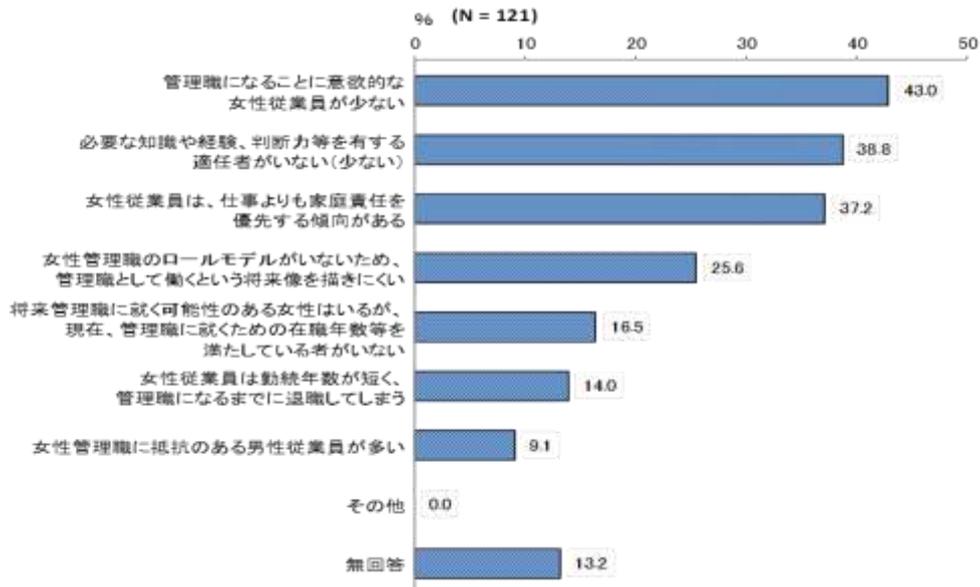


(各出典)

- (※1) 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調査 (R2. 12. 31現在)
- (※2) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (調査時点は原則としてR3. 4. 1現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。)
- (※3) 採用期間R1. 4. 1からR3. 3. 31が対象
- (※4) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況 (調査時点は原則としてR3. 4. 1現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。)
- (※5) 雇用均等基本調査 (R2. 10. 1現在)、山形県労働条件等実態調査 (R3. 8. 31現在)
- (※6) 農業委員会及び都道府県農業会議実態調査 (R2. 10. 1現在)
- (※7) 学校基本調査 (R3. 5. 1現在)
- (※8) 医師・歯科医師・薬剤師調査 (R2. 12. 31現在)
- (※9) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ (R3. 9. 30現在)、山形県弁護士会調べ (R4. 1現在)
- (※10) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ (R3. 7. 31現在)、日本公認会計士協会調べ (R4. 1. 31現在)
- (注1) 法律・要綱等で定める審議会のうち、県が目標を設定している審議会等委員の女性割合

## ◇ 女性活躍推進に向けた課題

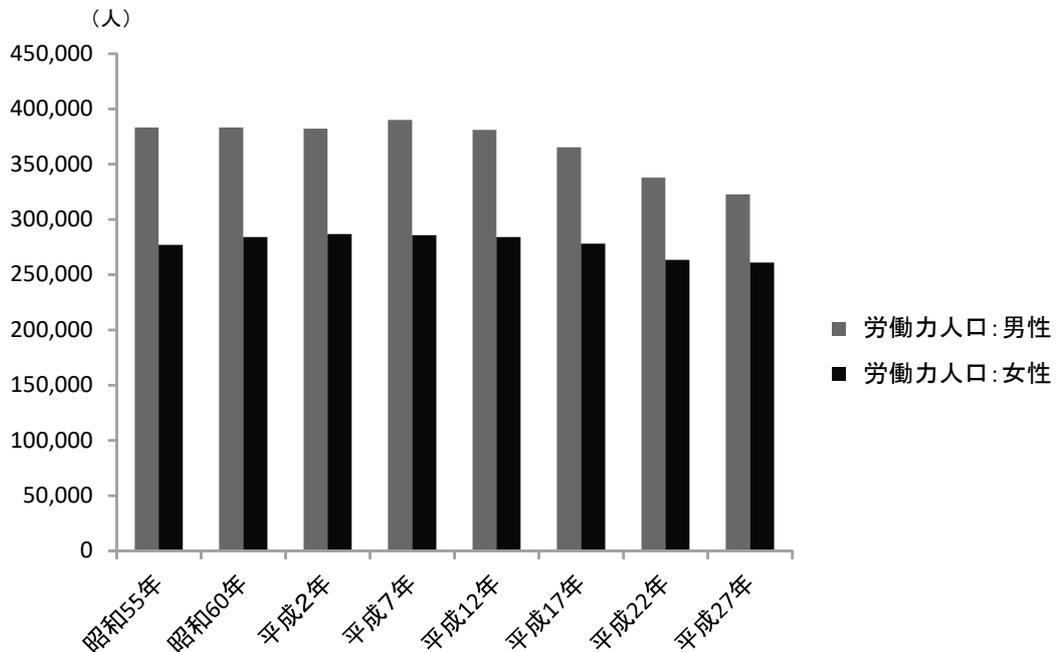
女性の管理職登用を推進する上では、「管理職になることに意欲的な女性従業員が少ない」、「必要な知識や経験、判断力等を有する適任者がいない(少ない)」、といった女性の意欲や能力に関することを課題と捉えている事業所が多くなっています。



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

## ◇ 男女別労働力人口の推移（昭和 55 年～平成 27 年）

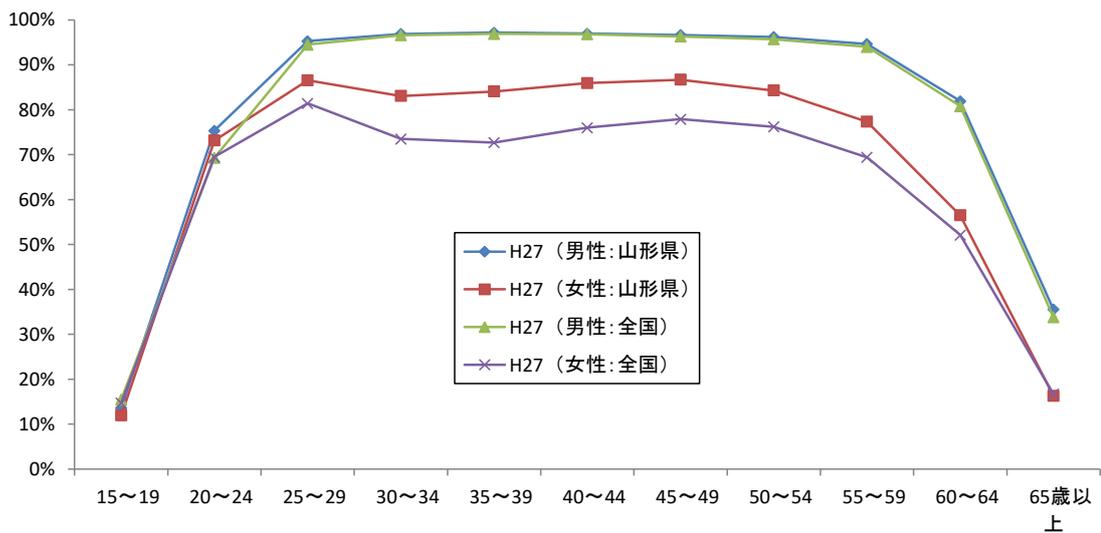
本県における労働力人口の推移を男女別にみると、男女ともに平成 7 年をピークに、その後減少が続いています。



(H27 国勢調査 / 総務省)

## ◇ 年齢階級別労働力率

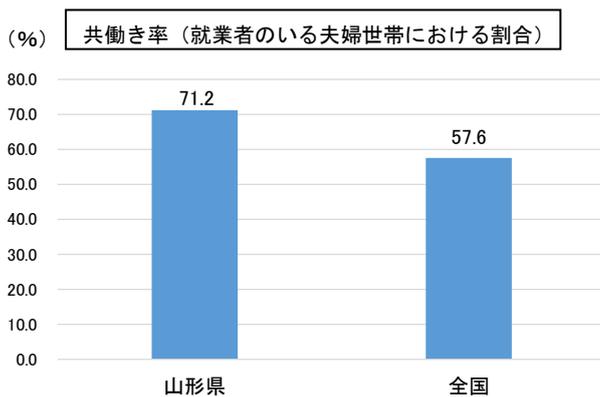
労働力率のグラフは、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期にあたる 30 歳代を底とする M 字カーブを描く傾向にあります。本県は、その底が非常に浅くなっています。本県の女性の労働力率は、ほとんどの年代で全国に比べ高い状況にあり、30 代の子育て期の女性の労働力率の高さは、全国 2 位となっています。



(H27 国勢調査 /総務省)

### ◇ 共働き率

本県の共働き率は、71.2%と高く、全国との比較で見ても、トップクラスの高さです。



～共働き率の  
高い都道府県～

- 1位 山形県
- 2位 福井県
- 3位 島根県

(H27 国勢調査 /総務省)

### ◇ 育児をしながら働いている女性の割合

本県の育児をしながら働いている女性「働くママ」の割合は79.0%と、全国平均の64.2%を大きく上回り、全国で4番目に高い状態にあります。

#### 育児しながら働いている女性の割合 (全国平均 64.2%)

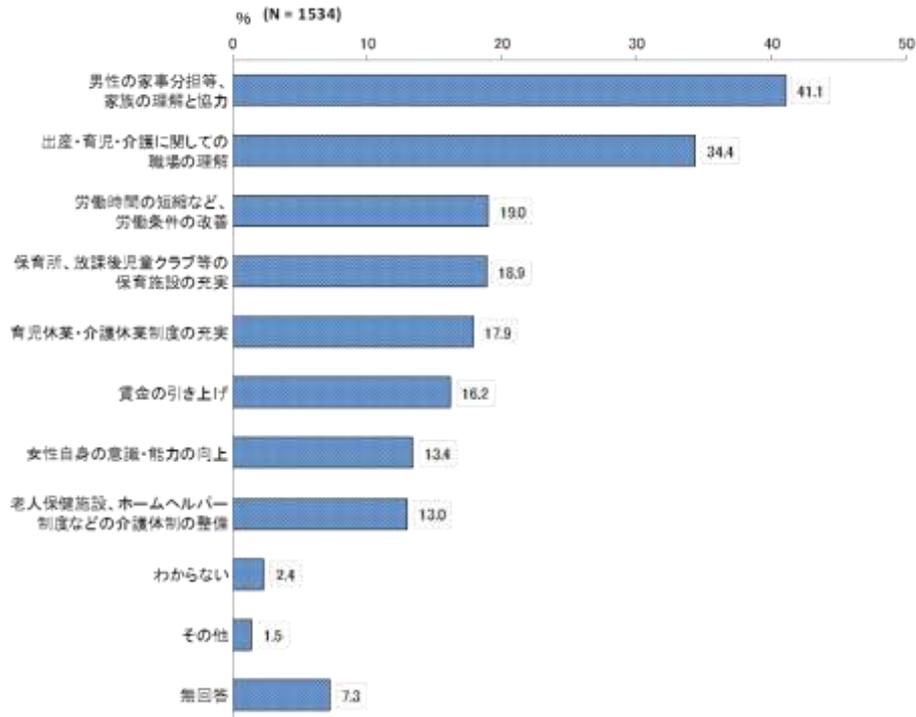
順位	都道府県名	割合 (%)
1	島根県	81.2
2	福井県	80.6
3	高知県	80.5
4	山形県	79.0
5	富山県	78.7

注)「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児(乳幼児の世話や見守りなど)をいい、孫やおい・めい、弟妹の世話などは含まない。

(H29 年度 就業構造基本調査/総務省)

## ◇ 女性が働き続けるために必要なこと

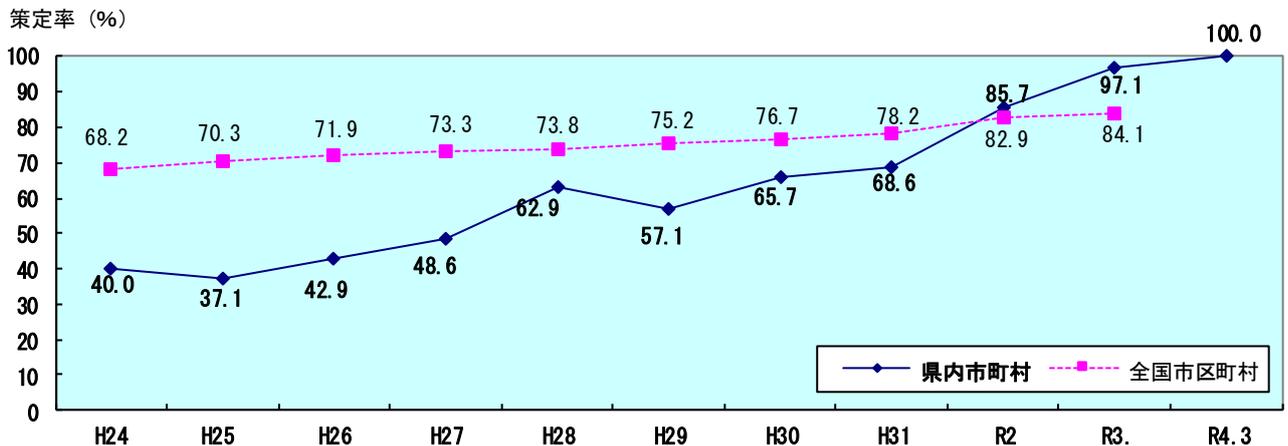
働きたい女性が就業を継続できるよう、女性に偏った家事・育児・介護負担の是正や、出産・育児・介護に関する職場の理解促進が必要です。



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

## ◇ 市町村の男女共同参画計画の策定率

令和元年度以降策定が進んだことで、全国市町村平均を上回っており、令和4年3月時点で県内の全市町村において策定済みとなっています。



(全国：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況/内閣府)

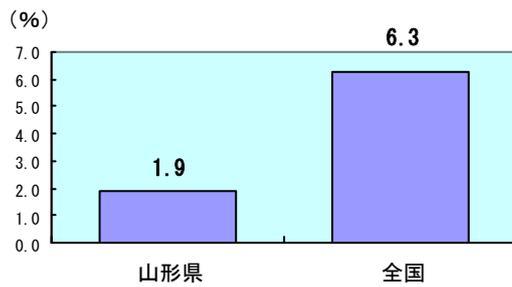
山形県：女性・若者活躍推進課調べ)

## ◇ 自治会長・小中学校PTA会長の女性割合

自治会長の女性の割合は、山形県は1.9%で、全国平均の6.3%に対し、非常に低くなっています。

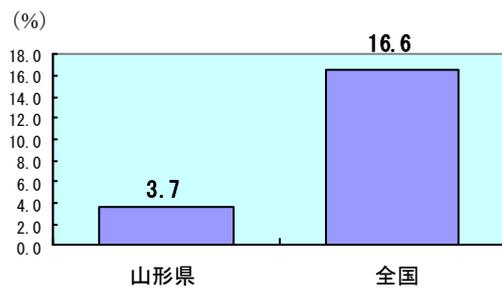
また、小中学校PTA会長に占める女性の割合についても、全国平均が16.6%であるのに対し、山形県は3.7%と、さらに低い状況となっています。

自治会長の女性割合 (R3)



(「女性の政策・方針決定参画状況調べ」/内閣府より作成)

小中学校PTA会長の女性割合 (R3)



(山形県：山形県 PTA 連合会調べ、全国：「女性の政策・方針決定参画状況調べ」/内閣府より作成)

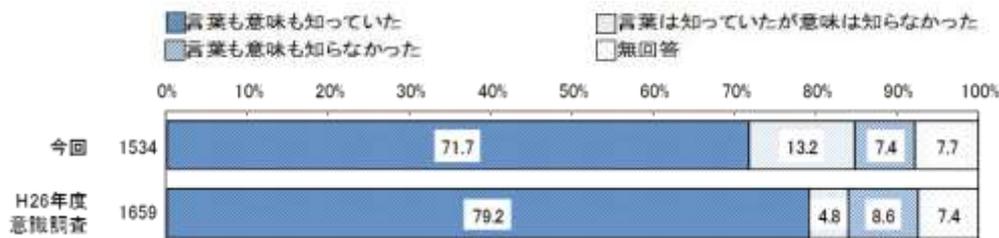
## 課 題

- 「指導的地位」に占める女性の割合が低く、政策・方針決定過程に女性登用が十分に進んでいないことから、女性の参画を拡大していくためには、女性活躍の推進に向けた組織トップ層の意識改革と女性人材の育成などを行う必要があります。
- 共働きや育児をしながら働く女性が多く、女性の社会参画が進んでいることから、男性の家庭参画を促進するなど、男女共に仕事と家庭生活を両立できるような環境を整備していくことが求められます。
- 自治会やPTA等、地域におけるリーダーとしての女性の参画を促進するため、各団体への働きかけや、男女共同参画の普及啓発を促進する必要があります。

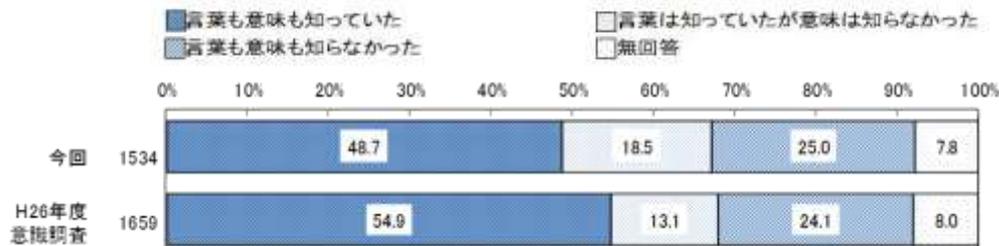
現 状

- 県民意識調査結果では「DV（ドメスティックバイオレンス）」の認知度が84.9%、「デートDV」の認知度が67.2%で、認知度はほとんど変わらないものの、前回調査と比較して言葉の意味を知らない人が増加しています。
- 令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査によると、本県の場合、母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就業しているものの、就労による収入が200万円未満の世帯は、母子世帯の約55%、父子世帯の約29%であり、暮らしの状況について、母子家庭、父子家庭とも8割以上の家庭が「苦しい」と答えています。

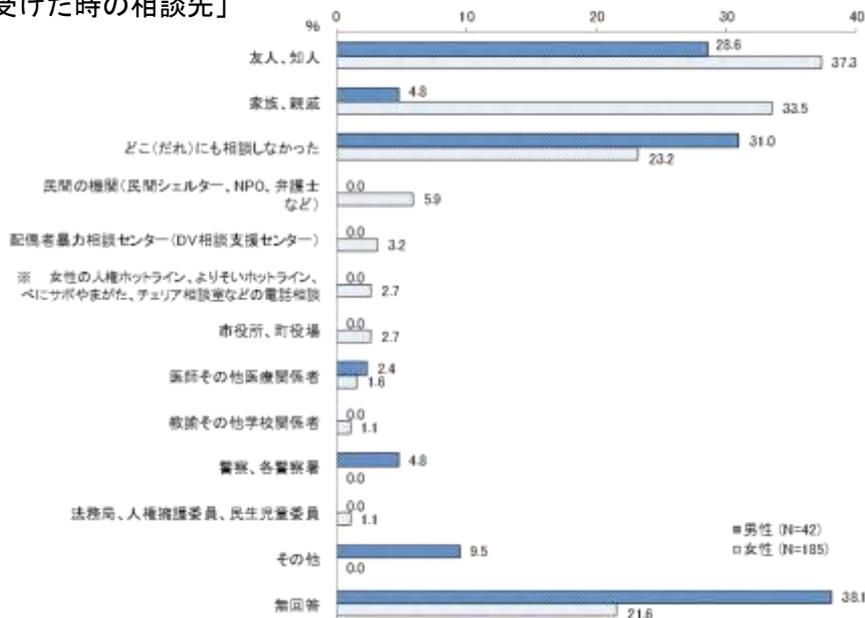
◇ 「DV」及び「デートDV」の言葉の認知度及びDVを受けた時の相談先「DV」



「デートDV」



「DVを受けた時の相談先」



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

◇ ひとり親家庭の就業状況及び世帯の親の年間就労収入額

(%)

	母子家庭				父子家庭				
	山形県		全 国		山形県		全 国		
	H26	R1	H23	H28	H26	R1	H23	H28	
就業している	94.1	93.8	80.6	81.8	91.6	94.7	91.3	85.4	
就業上の地位	事業主	3.7	2.8	3.2	4.3	9.2	13.8	17.2	19.9
	常用雇用者	52.2	61.6	39.4	44.2	72.9	71.3	67.2	68.2
	臨時・パート	34.6	28.2	47.4	43.8	6.9	5.6	8.0	6.4
	派遣社員	4.3	4.3	4.7	4.6	5.0	4.4	2.0	1.4
	家族従事者	2.0	0.9	1.6	0.5	3.2	3.8	1.4	2.6
その他	3.3	2.3	3.7	2.5	2.7	1.3	4.3	1.4	
就業していない	4.9	4.6	15.0	9.4	6.7	2.4	5.3	5.4	
未回答・無効回答	1.1	1.6	4.4	8.8	1.7	3.0	3.4	9.1	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(山形県：山形県ひとり親家庭実態調査、全国：全国ひとり親等世帯等調査/厚生労働省)

(%)

	母子家庭				父子家庭			
	山形県		全 国		山形県		全 国	
	H25	H30	H22	H27	H25	H30	H22	H27
100万円未満	15.8	13.0	28.6	22.3	7.7	6.4	9.5	8.2
100万円～200万円未満	45.8	42.2	35.4	35.8	18.6	22.9	12.6	11.7
200万円～300万円未満	23.8	29.1	20.5	21.9	35.5	32.9	21.5	15.3
300万円以上	14.6	15.6	15.5	19.9	38.2	37.8	56.5	64.8

※「世帯の年間就労収入額」は、調査実施年の前年の収入額です。

(山形県：山形県ひとり親家庭実態調査、全国：全国ひとり親等世帯等調査/厚生労働省)

課 題

- DVという言葉の認知度は高い水準となっていますが、言葉の意味までは知らない方が増えており、暴力のない社会の実現に向け、DVに関する正しい認識の浸透を図るなど、さらなる周知・啓発が必要です。
- 県民意識調査によれば、被害を受けた際に「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合は前回調査から大きく減少したものの、男性で31.0%、女性で23.2%と高く、被害者自身の早期相談、友人や家族を介した相談・通報につなげるため、相談機関のさらなる周知が求められます。
- ひとり親家庭の親は、仕事と子育てなど、一人で何役もこなさなければならず、特に母子家庭の母親は、結婚、出産などにより就業が中断している場合も多く、自立には、より大きな困難が伴うことから、安心して生活できる環境づくりが大切です。
- 様々な困難を抱える人も、安心していきいきと暮らしていけるよう、課題の解決に向けて、関係機関が連携して取り組む必要があります。

### 3 男女共同参画に係るデータ集

#### (1) 行政の取組み

##### ① 男女共同参画に関する条例制定状況

(R3. 4. 1 現在)

都道府県	46 県／47 県	97. 9%	千葉県のみ未制定
政令指定都市	20 市／20 市	100%	
全国市区町村	668／1, 741	38. 4%	
県内市町村	3 市町／35 市町村	8. 6%	山形市、長井市、白鷹町

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

(参考) 山形市「山形市男女共同参画推進条例」

長井市「長井市男女共同参画推進条例」

白鷹町「白鷹町の行政機関の附属機関における男女の登用の均等促進に関する条例」

##### ② 男女共同参画に関する計画策定状況

(R3. 4. 1 現在)

都道府県	47 県／47 県	100%	
政令指定都市	20 市／20 市	100%	
全国市区町村	1, 464／1, 741	84. 1%	
県内市町村	35 市町村／35 市町村	100%	

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

※県内市町村については、R4. 3 末時点 (山形県: 女性・若者活躍推進課調べ)

##### ③ 男女共同参画・女性のための総合施設の設置状況

(R3. 4. 1 現在)

都道府県	45 県／47 県	95. 7%	未設置: 宮城県、山口県
政令指定都市	20 市／20 市	100%	
全国市区町村	297／1, 741	17. 1%	
県内市町村	3 市町／35 市町村	8. 6%	山形市「ファーラ」、酒田市「ウイズ」、遊佐町「生涯学習センター」

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

##### ④ 市町村における男女共同参画の宣言の状況

(R3. 4. 1 現在)

全国市区町村	205／1, 741	11. 8%	
県内市町村	6 市町／35 市町村	17. 1%	山形市 (H10) 白鷹町 (H11) 大江町 (H12) 天童市 (H14) 村山市 (H17) 川西町 (H18)

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

(2)政策・方針決定過程への女性の参画状況

①HDI (人間開発指数)、GDI (ジェンダー開発指数)、GII (ジェンダー不平等指数)、GGI (ジェンダー・ギャップ指数) <国際比較>

【日本の HDI】 (「長寿で健康な生活」、「知識」、「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数) ……19位/189か国中

【日本の GDI】 (人間開発における男女格差を表すもの。男女別の出生時平均余命、男女別の入学年齢児童の予測就学年数と25歳以上の成人の平均就学年数、男女別の一人当たりGHI推計値から算出) ……1グループ/5グループ中(167か国)

【日本の GII】 (国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。妊産婦死亡率、15歳～19歳の女性1,000人あたりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の男女別割合、男女別労働力率から算出。) ……24位/162か国中

【日本の GGI】 (男女格差を測る指数で、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野の各種データから算出) ……120位/153か国中

◇HDI、GDI、GII、GGIにおける日本の順位

HDI

2019年

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.957
2	アイルランド	0.955
2	スイス	0.955
4	香港	0.949
4	アイスランド	0.949
6	ドイツ	0.947
7	スウェーデン	0.945
8	オーストラリア	0.944
-	-	-
19	日本	0.919

GDI

2019年

GDIグループ	国名	GDI値
1	ウクライナ	1.000
1	ブルンジ	0.999
1	ドミニカ	0.999
1	スロベニア	1.001
1	ボツワナ	0.998
1	ベトナム	0.997
1	トリニダード・トバゴ	1.003
1	エスワティニ	0.996
-	-	-
1	日本	0.978

GII

2019年

順位	国名	GII値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
2	スウェーデン	0.039
4	ベルギー	0.043
5	オランダ	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
-	-	-
24	日本	0.094

GGI

2021年

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
-	-	-
120	日本	0.656

資料出所: HDI、GDI及びGIIについては国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書」、GGIは世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より

## ②議員における女性の状況

### 【国会】

衆議院				参議院			
	定数	女性数	女性割合		定数	女性数	女性割合
H27.12 現在	475	45	9.5%	H27.12 現在	242	38	15.7%
H28.12 現在	475	44	9.3%	H28.12 現在	242	50	20.7%
H29.12 現在	465	47	10.1%	H29.12 現在	242	50	20.7%
H30.12 現在	465	47	10.1%	H30.12 現在	242	50	20.7%
R1.12 現在	465	46	9.9%	R1.12 現在	245	56	22.9%
R3.2 現在	465	46	9.9%	R3.2 現在	245	55	22.6%
R3.12 現在	465	45	9.7%	R4.1 現在	242	56	23.1%

(内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ)

### 【地方議会】

		都道府県議会		市(区)議会	町村議会	市(区)町村議会計	合計	
全国	H30.12	女性割合	10.0%	最高： 東京 28.6%	15.3%	10.1%	13.4%	13.1%
		議員現員数	2,609	—	18,930	10,909	29,839	32,448
		女性数	262	—	2,892	1,105	3,947	4,259
	R1.12	女性割合	11.4%	最高： 東京 29.0%	16.6%	11.1%	14.6%	14.3%
		議員現員数	2,668	—	18,873	10,889	29,762	32,430
		女性数	303	—	3,133	1,204	4,337	4,640
	R2.12 ※	女性割合	11.6%	最高： 東京 32.3%	16.8%	11.3%	14.8%	14.5%
		議員現員数	2,621	—	18,800	10,808	29,608	32,229
		女性数	305	—	3,165	1,217	4,382	4,687
山形県	H30.12	女性割合	4.7%	全国 39 位	13.1%	8.6%	10.9%	10.5%
		議員現員数	43	—	268	244	512	555
		女性数	2	—	35	21	56	58
	R1.12	女性割合	9.3%	全国 28 位	12.1%	8.9%	10.5%	10.5%
		議員現員数	43	—	264	248	512	555
		女性数	4	—	32	22	54	58
	R2.12 ※	女性割合	7.1%	全国 33 位	12.1%	9.1%	10.6%	10.4%
		議員現員数	42	—	265	243	508	550
		女性数	3	—	32	22	54	57

(内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※都道府県議会については令和3年8月1日現在

③首長等に占める女性割合

(R3. 4. 1 現在)

		総数 (人)	女性 (人)	女性割合	(参考) 女性の長のいる地方公共団体
都道府県	知事	47	2	4.3%	山形県、東京都
	副知事	93	7	7.5%	東京都、富山県、愛知県、三重県、滋賀県、福岡県、佐賀県
市区	市区長	815	26	3.2%	宮城県仙台市、茨城県土浦市、栃木県(栃木市、那須烏山市)、群馬県安中市、千葉県君津市、東京都(足立区、武蔵野市)、神奈川県(横浜市、座間市)、新潟県加茂市、福井県大野市、長野県諏訪市、静岡県(島田市、伊豆の国市)、三重県鈴鹿市、京都府(宇治市、木津川市)、兵庫県(尼崎市、芦屋市、宝塚市)、岡山県倉敷市、山口県周南市、徳島県徳島市、福岡県宗像市、沖縄県那覇市
	副市区長	1,025	29	2.8%	北海道函館市、山形県酒田市、茨城県(古河市、つくば市、潮来市)、埼玉県行田市、千葉県(千葉市、木更津市)、東京都(文京区、江東区、豊島区、北区、八王子市、東村山市、多摩市)、神奈川県横須賀市、岐阜県美濃加茂市、愛知県名古屋市、三重県四日市市、大阪府(堺市、豊中市、門真市、四條畷市)、福岡県(福岡市、大牟田市、直方市)、鳥栖市、沖縄県(浦添市、沖縄市)
町村	町村長	926	10	1.1%	北海道留都村、青森県外ヶ浜町、栃木県野木町、埼玉県長瀨町、東京都日の出町、神奈川県二宮町、新潟県津南町、兵庫県播磨町、和歌山県美浜町、高知県いの町
	副町村長	850	7	0.8%	宮城県利府町、福島県桑折町、三重県明和町、奈良県高取町、福岡県鞍手町、佐賀県吉野ヶ里町、沖縄県座間味村

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

④審議会等における女性委員の就任状況

【女性委員割合】

	国	山形県	全国(都道府県)	県内市町村	全国(市区町村)
H30.3	—	52.2%	36.7%	22.5%	26.6%
H30.9	37.6%	—	—	—	—
H31.3	—	51.7%	37.1%	22.9%	26.8%
R1.9	39.6%	—	—	—	—
R2.3	—	52.5%	37.0%	23.7%	27.1%
R2.9	40.7%	—	—	—	—
R3.3	—	52.2%	37.5%	24.2%	27.6%
R3.9	42.3%	—	—	—	—

(山形県:女性・若者活躍推進課調べ、内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、国の審議会等における女性委員の参画状況調べ)

※山形県、全国都道府県:目標の対象となる審議会等における登用状況(都道府県により対象となる審議会等の範囲が異なる)

※市町村(県内、全国):地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

※各年3月のデータについて、山形県、県内市町村は3月31日現在のデータであるが、全国データは都道府県により調査時点が異なる。

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

(参考) 目標値 国:R7まで40%以上60%以下、県:R7時点で50%程度を維持

(県内市町村で目標値を設定している市町村数27(77.1%) R3.3.31現在)

【女性委員のいる審議会等割合】

	国	山形県	全国（都道府県）	県内市町村	全国（市区町村）
H30.9	97.5%	—	—	—	—
H31.3	—	100.0%	94.1%	85.3%	85.6%
R1.9	98.4%	—	—	—	—
R2.3	—	100.0%	93.7%	86.6%	86.1%
R2.9	97.6%	—	—	—	—
R3.3	—	100.0%	92.9%	89.0%	86.7%
R3.9	100.0%	—	—	—	—

（山形県：女性・若者活躍推進課調べ、内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況の審議会等における女性委員の参画状況）

※山形県、全国都道府県：目標の対象となる審議会等における状況（都道府県により対象となる審議会等の範囲が異なる）

※市町村：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における状況

※各年3月のデータについて、山形県、県内市町村は3月31日現在のデータであるが、全国データは都道府県により調査時点が異なる。

⑤女性公務員の採用状況（女性割合）

			上級 (総合職等)	中級 (一般職・ 大卒程度)	初級 (一般職・ 高卒程度)
R1	山形県 職員	採用者総数（人）	152	—	—
		うち女性（人）	59	—	—
		女性割合	38.8%	—	—
		行政職に占める女性割合	41.8%	—	—
	全国 (都道 府県)	採用者総数（人）	15,677	—	—
		うち女性（人）	5,127	—	—
		女性割合	32.7%	—	—
		行政職に占める女性割合	37.2%	—	—
	国家 公務員	採用者総数（人）	704	2,910	1,406
		うち女性（人）	243	1,085	567
		女性割合	34.5%	37.3%	40.3%
		事務系区分に占める女性割合	—	—	—
R2	山形県 職員	採用者総数（人）	133	—	—
		うち女性（人）	54	—	—
		女性割合	40.6%	—	—
		行政職に占める女性割合	40.3%	—	—
	全国 (都道 府県)	採用者総数（人）	15,252	—	—
		うち女性（人）	5,119	—	—
		女性割合	33.6%	—	—
		行政職に占める女性割合	38.3%	—	—
	国家公 務員	採用者総数（人）	731	3,050	1,607
		うち女性（人）	259	1,225	594
		女性割合	35.4%	40.2%	37.0%
		事務系区分に占める女性割合	—	—	—

			上級 (総合職等)	中級 (一般職・ 大卒程度)	初級 (一般職・ 高卒程度)
R3	山形県 職員	採用者総数 (人)	160	—	—
		うち女性 (人)	60	—	—
		女性割合	37.5%	—	—
		行政職に占める女性割合	35.7%	—	—
	全国 (都道府県)	採用者総数 (人)	15,373	—	—
		うち女性 (人)	5,663	—	—
		女性割合	36.8%	—	—
		行政職に占める女性割合	40.4%	—	—
	国家公 務員	採用者総数 (人)	747	3,277	1,562
		うち女性 (人)	255	1,273	546
		女性割合	34.1%	38.8%	35.0%
		事務系区分に占める女性割合	—	—	—

(内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※ 山形県職員、全国（都道府県）は各年、前年度の採用者の値、国家公務員は当年4月1日付け採用者の値。

(参考) 目標値国家公務員：国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合 R2:36.8%→35%以上（毎年度）

国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合 R2:35.4%→35%以上（毎年度）

(男女共同参画基本計画〈第5次〉)

## ⑥女性公務員の管理職等への登用状況

### 【女性管理職割合】

			山形県	うち知事部局	全国(都道府県)	県内市町村	全国(市区町村)
R1	全職種	総数(人)	648	417	37,853	989	106,292
		うち女性(人)	74	57	3,883	138	16,262
		女性割合	11.4%	13.7%	10.3%	14.0%	15.3%
	一般行政職	総数(人)	406	341	24,628	749	78,838
		うち女性(人)	40	39	2,434	87	9,293
		女性割合	9.9%	11.4%	9.9%	11.6%	11.8%
R2	全職種	総数(人)	648	422	37,931	1,033	107,206
		うち女性(人)	85	64	4,211	164	16,975
		女性割合	13.1%	15.2%	11.1%	15.9%	15.8%
	一般行政職	総数(人)	443	355	24,849	753	79,349
		うち女性(人)	43	42	2,686	97	9,817
		女性割合	9.7%	11.8%	10.8%	12.9%	12.4%
R3	全職種	総数(人)	654	427	38,392	1,032	107,082
		うち女性(人)	90	70	4,549	179	17,663
		女性割合	13.8%	16.4%	11.8%	17.3%	16.5%
	一般行政職	総数(人)	433	217	25,112	751	79,115
		うち女性(人)	48	41	2,947	111	10,319
		女性割合	11.1%	18.9%	11.7%	14.8%	13.0%

(山形県：女性・若者活躍推進課調べ、内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の調査による数値 ※教職員は対象外

【女性役付割合】※役付・・・係長相当職以上の役職についているもの。(課長相当職以上を除く。)

		山形県	うち知事部局
R1	総数(人)	4,822	2,381
	うち女性(人)	1,792	666
	女性割合	37.2%	28.0%
R2	総数(人)	4,786	2,370
	うち女性(人)	1,790	677
	女性割合	37.4%	28.6%
R3	総数(人)	4,747	2,337
	うち女性(人)	1,791	683
	女性割合	37.7%	29.2%

※教職員は対象外

(女性・若者活躍推進課調べ)

### ⑦地方防災会議における女性の登用状況

【地方防災会議に占める女性委員割合】

		山形県	全国(都道府県)	県内市町村	全国(市区町村)
R1	総数(人)	62	2,904	995	45,739
	うち女性(人)	8	466	60	3,959
	女性割合	12.9%	16.0%	6.0%	8.7%
R2	総数(人)	62	2,932	1,044	45,706
	うち女性(人)	8	471	65	4,021
	女性割合	12.9%	16.1%	6.2%	8.8%
R3	総数(人)	60	2,944	1,003	45,866
	うち女性(人)	6	474	74	4,255
	女性割合	10.0%	16.1%	7.4%	9.3%

(内閣府：政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ)

### (3)各種職業・団体役員等における女性の参画状況

#### ①司法への参画状況

(全国)

(女性の占める割合)

	裁判官	検察官	弁護士	司法試験合格者	司法書士	弁理士
R1	22.2%	19.2%	18.9%	24.4%	17.6%	15.3%
R2	22.6%	19.7%	19.1%	25.3%	17.9%	15.7%
R3	23.0%	20.0%	19.4%	27.8%	18.1%	15.9%

(内閣府：政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ)

(山形県)

		総数（人）	うち女性数（人）	女性割合
R2.1	弁護士	103	15	14.6%
R3.1	弁護士	106	15	14.1%
R4.1	弁護士	104	14	13.5%

(山形県弁護士会調べ)

## ②医師・薬剤師への参画状況

(全国)

(女性の占める割合)

	医師	医師国家試験合格者	薬剤師
H30	21.9%	34.0%	65.6%
R1	—	33.2%	—
R2	22.8%	33.6%	65.2%

(内閣府:政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ)

(山形県)

		総数（人）	うち女性数（人）	女性割合
H28	医師	2,597	435	16.8%
H30	医師	2,614	453	17.3%
R2	医師	2,608	463	17.8%

(医師・歯科医師・薬剤師調査/厚生労働省)

## ③公認会計士・税理士への参画状況

(全国)

(女性の占める割合)

	公認会計士	公認会計士試験合格者	税理士	税理士試験合格者
R1	15.2%	23.6%	14.9%	27.5%
R2	15.6%	24.6%	15.1%	24.4%
R3	15.9%	21.8%	15.2%	—

※公認会計士：会員数は外国公認会計士数を除き、未入会の会計士補登録数を含む。

(内閣府:政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ)

(山形県)

		総数（人）	うち女性数（人）	女性割合
R2.1	公認会計士	55	3	5.5%
R3.1	公認会計士	58	4	6.9%
R4.1	公認会計士	53	3	5.7%

※山形県内に主たる事務所等を登録している公認会計士の数

(日本公認会計士協会調べ)

		総数（人）	うち女性数（人）	女性割合
--	--	-------	----------	------

R2.1	税理士	282	25	8.9%
R3.1	税理士	282	25	8.9%
R4.1	税理士	283	27	9.5%

※東北税理士会山形県支部連合会会員となっている税理士の数 (東北税理士会山形県支部連合会調べ)

#### ④労働組合への参画状況

(連合傘下組合における女性割合/全国)

	組織人員	中央執行委員
R1.10	36.1%	14.8%
R2.10	36.2%	15.4%
R3.10	36.2%	16.5%

(内閣府:政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ)

#### ⑤農林水産関係への参画状況

##### 【農業委員】

	全国			山形県		
	総数(人)	うち女性(人)	女性割合	総数(人)	うち女性(人)	女性割合
H30	23,196	2,747	11.8%	492	63	12.8%
R1	23,125	2,788	12.1%	488	63	12.9%
R2	23,201	2,861	12.3%	487	66	13.6%

(農林水産省:農業委員会及び都道府県農業会議実態調査)

##### 【農協役員】

	全国			山形県		
	総数(人)	うち女性(人)	女性割合	総数(人)	うち女性(人)	女性割合
H30	16,916	1,347	8.0%	388	32	8.2%
R1	16,241	1,358	8.4%	363	32	8.8%
R2	—	—	—	356	34	9.6%

(農業協同組合一斉調査)

##### 【農協正組合員】

	全国			山形県		
	総数(人)	うち女性(人)	女性割合	総数(人)	うち女性(人)	女性割合
H30	4,225,505	945,416	22.4%	95,493	15,749	16.5%
R1	4,154,980	940,785	22.6%	94,231	15,872	16.8%
R2	—	—	—	93,163	16,069	17.2%

(農業協同組合一斉調査)

【指導・青年農業士数】（山形県）

	指導・青年農業士		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H30	297	52	17.5%
R1	296	53	17.9%
R2	304	60	19.7%

（指導農業士・青年農業士認定者名簿）

【家族経営協定締結農家数】（山形県）

	家族経営協定 締結農家数
H31.3	1,023
R2.3	1,018
R3.3	1,033

（家族経営協定に関する実態調査）

【認定農業者数】

	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H30	239,028	5,921	2.5%	9,966	245	2.5%
R1	233,792	5,869	2.5%	9,400	228	2.4%
R2	—	—	—	8,792	193	2.2%

（農林水産省：担い手及びその農地利用の実態に関する調査）

【漁協役員】

	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H30	9,195	47	0.5%	11	0	0.0%
R1	9,075	38	0.4%	10	0	0.0%
R2	—	—	—	11	0	0.0%

（水産業協同組合統計表、山形県漁業協同組合業務報告書より）

【森林組合役員】

	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H30	8,814	50	0.6%	183	0	0.0%
R1	8,730	48	0.5%	189	0	0.0%
R2	—	—	—	185	0	0.0%

（令和2年度森林組合統計／令和元年度森林組合一斉調査）

⑥商工業等事業主における女性割合（山形県内）

製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	宿泊・サービス飲食業	サービス業
18.0%	28.1%	26.6%	26.7%	37.5%	23.7%

（H27 国勢調査から算出）

(4)教育分野における男女共同参画の状況

①教育委員の状況

【女性委員割合】

	山形県	県内市町村	全国(都道府県)
H31.3	60.0%	39.6%	43.6%
R2.3	60.0%	42.6%	44.1%
R3.3	60.0%	39.2%	43.3%

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

②進学率

(単位:%)

		高等学校等 進学率			大学等進学率								
					大学・短大・その他			大学(学部)			短大(本科)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H31	山形県	99.5	99.6	99.5	40.9	48.4	44.6	39.0	36.9	37.9	1.5	10.7	6.0
	全国	98.6	99.0	98.8	51.6	57.8	54.7	50.6	49.0	49.8	0.8	8.0	4.4
R2	山形県	99.5	99.5	99.5	43.5	48.8	46.1	41.8	38.1	40.0	1.3	9.9	5.5
	全国	98.7	99.0	98.8	53.2	58.3	55.8	52.2	49.8	51.0	0.9	7.7	4.3
R3	山形県	99.5	99.3	99.4	43.0	50.0	46.4	41.5	39.9	40.7	1.0	9.4	5.1
	全国	98.8	99.0	98.9	55.2	59.6	57.4	54.2	51.4	52.8	0.9	7.3	4.0

(学校基本調査/文部科学省より作成)

※進学率は、卒業者に占める高等学校、大学等へ進学した者の割合。(通信制への進学者を含む)

(参考)大学院への進学率(R3) 男:14.8% 女:6.3%、(R3山形県) 男:28.0% 女:9.7%

③高等学校(生徒)の状況

【県内高等学校生の学科別女子の割合】

(公立(全日制・定時制)及び私立(全日制)の合計) ※専攻科を除く

	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	看護科	情報科	総合科
R1	54.0%	53.3%	14.7%	64.7%	15.6%	76.1%	96.6%	33.6%	62.7%
R2	53.3%	55.4%	14.5%	65.0%	9.3%	76.5%	96.6%	30.6%	65.0%

(山形県学校基本調査結果報告書より作成)

【県内高等学校からの就職者の男女別・産業別就職先構成割合】

		建設業	製造業	卸・小売業	飲食・宿泊業	医療・福祉	サービス業
R1	男	14.1%	48.5%	5.5%	2.4%	1.9%	3.3%
	女	3.0%	34.9%	15.5%	11.1%	8.8%	3.0%
R2	男	13.5%	45.9%	7.2%	3.9%	1.8%	3.7%
	女	3.5%	37.4%	11.3%	10.3%	8.8%	2.8%

(山形県学校基本調査結果報告書より作成)

#### ④大学（学生）の状況

##### 【大学生における女性割合の推移（全国）】

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
42.4%	42.7%	43.1%	43.4%	43.7%	44.0%	44.3%	44.4%

（文部科学統計要覧／文部科学省より作成）

##### 【大学・学部における専攻分野別女性割合（全国）】

（単位：％）

	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健 (医・歯)	保健 (その他)	商船	家政	教育	芸術	その他
R1	65.3	35.6	27.9	15.4	45.1	35.8	69.7	18.5	90.2	59.2	69.0	48.0
R2	65.2	35.7	27.8	15.7	45.1	36.3	70.0	18.0	89.2	59.1	68.6	48.0
R3	65.0	35.8	27.8	15.7	45.2	37.5	70.2	18.0	89.7	59.0	68.1	47.7

（文部科学統計要覧、学校基本調査／文部科学省より作成）

##### 【大学・学部における男女別の専攻分野構成割合（全国）】

（単位：％）

		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健 (医・歯)	保健 (その他)	商船	家政	教育	芸術	その他
R1	男	8.9	37.8	3.9	22.6	3.0	3.2	5.5	0.0	0.5	5.4	1.6	7.5
	女	20.1	25.1	1.8	4.9	2.9	2.2	15.3	0.0	5.5	9.5	4.2	8.3
R2	男	8.9	37.6	4.0	22.5	3.0	3.2	5.6	0.0	0.5	5.4	1.6	7.6
	女	19.9	25.0	1.8	5.0	2.9	2.2	15.7	0.0	5.4	9.4	4.3	8.4
R3	男	8.9	37.4	4.0	22.5	3.0	3.2	5.7	0.0	0.5	5.4	1.7	7.7
	女	19.7	24.9	1.8	5.0	2.9	2.3	15.9	0.0	5.3	9.3	4.4	8.4

（学校基本調査／文部科学省より作成）

##### 【山形大学における学部別女子学生の状況】

（令和3年5月1日現在）

		人文	人文社会科学	地域教育文化	理学	医学 (看護学科含む)	うち 医学科	工学	農学	合計
学生数(人)		18	1,283	723	922	975	730	2,794	683	7,398
	うち女子 学生数(人)	4	688	450	235	519	285	446	288	2,630
	女子学生割合	22.2%	53.6%	62.2%	25.5%	53.2%	39.0%	16.0%	42.2%	35.6%

※平成29年度より、人文学部の学生の募集を停止し、新たに人文社会科学部として学生を受け入れている。

（山形大学調べ）

#### ⑤小中高教員における女性管理職登用状況

（小学校・中学校・高等学校）

			小学校			中学校		
			校長	教頭※	教員総数	校長	教頭※	教員総数
R1	全国	女性割合	20.6%	27.4%	62.2%	7.4%	13.6%	43.5%
	山形県	女性割合	10.2%	20.5%	61.2%	6.4%	14.2%	45.6%

R2	全国	総数(人)	18,903	19,807	422,554	9,034	10,479	246,814
		うち女性(人)	4,113	5,686	263,185	682	1,555	107,981
		女性割合	21.8%	28.7%	62.3%	7.5%	14.8%	43.7%
	山形県	総数(人)	233	241	3,921	93	105	2,311
		うち女性(人)	25	61	2,423	6	17	1,050
		女性割合	10.7%	25.3%	61.8%	6.5%	16.2%	45.4%
R3	全国	総数(人)	18,733	19,640	422,864	8,977	10,421	248,253
		うち女性(人)	4,376	5,907	263,796	777	1,709	109,322
		女性割合	23.4%	30.1%	62.4%	8.7%	16.4%	44.0%
	山形県	総数(人)	228	233	3,872	90	102	2,241
		うち女性(人)	32	69	2,409	4	18	1,030
		女性割合	14.0%	29.6%	62.2%	4.4%	17.7%	46.0%

			高等学校								
			国公立			私立			計		
			校長	教頭※	教員総数	校長	教頭※	教員総数	校長	教頭※	教員総数
R1	全国	女性割合	7.5%	9.9%	33.4%	9.9%	9.6%	29.4%	8.1%	9.8%	32.3%
	山形県	女性割合	11.6%	12.0%	33.1%	14.3%	0%	25.7%	12.3%	9.1%	31.4%
R2	全国	総数(人)	3,452	5,418	166,807	1,242	2,200	62,438	4,694	7,618	229,245
		うち女性(人)	269	625	56,167	124	225	18,410	393	850	74,577
		女性割合	7.8%	11.5%	33.7%	10.0%	10.2%	29.5%	8.4%	11.2%	32.5%
	山形県	総数(人)	43	76	1,867	14	24	595	57	100	2,462
		うち女性(人)	6	10	628	1	0	154	7	10	782
		女性割合	14.0%	13.2%	33.6%	7.1%	0%	25.9%	12.3%	10.0%	31.8%
R3	全国	総数(人)	3,429	5,365	164,081	1,241	2,210	62,640	4,670	7,575	226,721
		うち女性(人)	283	674	55,894	110	234	18,695	393	908	74,589
		女性割合	8.3%	12.6%	34.1%	8.9%	10.6%	29.8%	8.4%	12.0%	32.9%
	山形県	総数(人)	43	76	1,827	14	26	587	57	102	2,414
		うち女性(人)	8	9	616	1	0	155	9	9	771
		女性割合	18.6%	11.8%	33.7%	7.1%	0%	26.4%	15.8%	8.8%	31.9%

(全国：学校基本調査／文部科学省、山形県：学校基本調査／文部科学省より作成)

※教頭に副校長を含む。

#### ⑥研究者・大学教員における女性割合

【女性研究者の割合(全国)】

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
14.7	15.3	15.7	16.2	16.6	16.9	17.5

(科学技術研究調査／総務省)

【大学教員に占める女性割合の推移（全国）】

	学長	副学長	教授	准教授 (助教授)	講師	助教	助手	計
H30	11.3%	11.7%	16.9%	24.6%	32.3%	30.4%	57.1%	24.8%
R1	11.9%	12.3%	17.4%	25.1%	32.9%	30.8%	58.4%	25.3%
R2	12.8%	14.1%	17.8%	25.7%	33.2%	31.6%	58.4%	25.9%

(文部科学統計要覧／文部科学省)

(5) 企業(職場)における男女共同参画の状況

① 労働力率、共働き世帯率、三世帯同居率

	労働力率 (15歳～、男)		労働力率 (15歳～、女)		労働力率 (15～64歳、男)		労働力率 (15～64歳、女)	
	全国	山形県	全国	山形県	全国	山形県	全国	山形県
H12	76.5%	75.5%	48.7%	51.5%	85.0%	86.7%	58.8%	67.9%
H17	75.3%	73.8% (全国29位)	48.8%	50.8% (全国12位)	86.1%	87.0%	61.1%	69.2%
H22	73.8%	71.4%	49.6%	50.0%	86.2%	86.6%	64.0%	70.5%
H27	70.9%	70.2%	50.0%	51.3%	85.6%	86.1%	67.3%	73.5%

	労働力率 (30～39歳、女)		共働き世帯率 (対夫婦のいる一般世帯比)		三世帯同居率 (対一般世帯比)	
	全国	山形県	山形県	全国	山形県	全国
H12	59.0%	76.2% (全国1位)	60.4% (全国2位)	44.9%	28.1% (全国1位)	10.1%
H17	63.5%	78.2% (全国1位)	57.9% (全国2位)	44.4%	24.9% (全国1位)	8.6%
H22	68.6%	80.5% (全国2位)	55.7% (全国2位)	43.5%	21.5% (全国1位)	7.1%
H27	73.1%	83.6% (全国2位)	57.9% (全国2位)	47.6%	17.8% (全国1位)	5.7%

(国勢調査)

※労働力率について、平成17年調査では労働力の状態をよりの確に表すため、労働力状態が明らかでないもの(労働状態不詳)を除き算出しており、以前の数値についても、平成17年の算出方法により遡及して算出した数値を用いた。

<17年調査からの算出方法>

労働力率 = 「労働力人口」 ÷ 「15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)」 × 100

<12年調査までの算出方法>

労働力率 = 「労働力人口」 ÷ 「15歳以上人口(労働力状態不詳を含む)」 × 100

② 雇用形態(正規・パート等)の状況

【男女別雇用者に占めるパート・アルバイト・派遣・契約社員等の割合】

	全国		山形県	
	男性	女性	男性	女性
H30	22.2%	56.1%	—	—
R1	22.9%	56.0%	—	—
R2	22.2%	54.4%	—	—
R3	21.8%	53.6%	—	—

(山形県:労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課、全国:労働力調査特別調査、労働力調査年報(詳細結果/総務省))

【新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合／全国】

	男性	女性	計
H30	26.9%	27.6%	27.2%
R1	39.0%	35.0%	37.1%
R2	29.7%	31.5%	30.6%

(雇用動向調査／厚生労働省)

③男女間及び全国との賃金格差

【男女間賃金格差、山形と全国との男女別賃金格差】

	男女間賃金格差 (男性を100とした場合の女性の賃金)				山形と全国との賃金格差 (全国を100とした場合の山形の賃金)	
	一般労働者		パートを含む全労働者		一般労働者	
	山形県	全国	山形県	全国	男性	女性
H30	72.9	70.9	—	—	80.4	82.6
R1	72.0	71.8	—	—	81.2	81.5
R2	74.3	72.5	—	—	81.7	83.6

(賃金構造基本統計調査／厚生労働省)

※賃金は「きまって支給する現金給与額」を用いている。「きまって支給する現金給与額」は、労働契約等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額。(超過労働給与額を含む)

【所得水準 300 万円未満の雇用者割合／全国】

	正規・男性	正規・女性	パート・女性
H24	22.7%	51.8%	98.3%
H29	20.3%	48.2%	97.9%

(就業構造基本調査／総務省統計局)

④女性管理職等の登用状況

【女性管理職を有する事業所割合】(単位：%) ※計は係長相当職以上を有する事業所の割合(「役員」を含む)

		山形県					全国				
		役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職	計	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職	計
R1	企業規模 100人未満	26.7	10.8	15.1	17.2	52.6	—	—	—	—	—
	企業規模 100～299	18.5	15.3	32.0	49.5	63.5	—	—	—	—	—
	企業規模 300人以上	6.0	16.2	31.2	44.4	55.6	—	—	—	—	—
	計	20.8	13.5	23.9	33.0	56.1	34.8	11.0	18.4	19.5	59.4
R2	企業規模 100人未満	35.9	9.6	15.2	21.4	57.9	—	—	—	—	—
	企業規模 100～299	16.9	16.0	35.2	44.7	59.8	—	—	—	—	—
	企業規模 300人以上	7.0	15.7	30.8	43.1	53.2	—	—	—	—	—
	計	22.9	12.9	24.3	33.2	56.9	34.8	13.1	20.8	22.6	61.1

R3	企業規模 100人未満	36.8	9.2	14.5	18.6	59.8	—	—	—	—	—
	企業規模 100～299	19.3	17.9	35.8	45.0	62.8	—	—	—	—	—
	企業規模 300人以上	8.9	18.1	31.7	45.9	58.0	—	—	—	—	—
	計	24.7	13.8	24.3	32.5	60.0	—	—	—	—	—

(山形県:労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課、全国:雇用均等基本調査/厚生労働省)

【管理職数に占める女性管理職数割合】(単位:%)

		山形県						全国					
		役員	部長 相当職	課長 相当職	小計	係長 相当職	計	役員	部長 相当職	課長 相当職	小計	係長 相当職	計
R1	企業規模 100人未満	24.1	15.8	20.2	21.0	36.6	24.7	—	—	—	—	—	—
	企業規模 100～299	11.7	10.2	14.5	12.9	25.5	17.9	—	—	—	—	—	—
	企業規模 300人以上	7.3	11.0	13.9	12.5	25.8	18.5	—	—	—	—	—	—
	計	16.8	11.8	15.0	14.6	26.9	19.4	20.1	6.9	10.9	11.9	17.1	13.7
R2	企業規模 100人未満	27.4	15.5	20.0	22.6	36.5	26.1	—	—	—	—	—	—
	企業規模 100～299	14.0	10.8	16.2	14.4	26.0	18.5	—	—	—	—	—	—
	企業規模 300人以上	8.5	8.9	13.4	11.8	22.8	16.8	—	—	—	—	—	—
	計	19.5	10.8	15.1	15.0	25.3	19.0	20.3	8.4	10.8	12.4	18.7	14.6
R3	企業規模 100人未満	28.6	16.7	18.6	22.7	36.0	26.0	—	—	—	—	—	—
	企業規模 100～299	14.8	11.4	16.7	15.1	26.2	19.2	—	—	—	—	—	—
	企業規模 300人以上	12.1	10.6	13.7	12.8	27.4	19.2	—	—	—	—	—	—
	計	21.2	12.2	15.3	15.9	28.1	20.5	—	—	—	—	—	—

(山形県:労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課、全国:雇用均等基本調査/厚生労働省)

⑤ポジティブ・アクションの取組み状況

【ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所割合】

	山形県				全国	*全国的にも、企業規模 が大きくなるほど取組 み割合が高い傾向
	企業規模 100人未満	企業規模 100～299	企業規模 300人以上	計	計	
H24	20.7%	35.6%	47.8%	30.8%	24.9%	
H25	—	—	—	—	16.9%	
H26	—	—	—	—	47.9%	

(山形県:労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課、全国:雇用均等基本調査/厚生労働省)

※山形県の数値について、H25以降は「山形県労働条件等実態調査」に該当項目が設定されなかったため値なし。

(6)仕事と家庭、家事・育児等の状況

①事業所における育児支援・介護支援措置等の状況

【一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の届出状況】

	山形県			全国		
	101人以上企業（義務）		100人以下企業 （努力義務）	101人以上 企業（義務） の届出率	100人以下企 業（努力義務） の届出企業数	
	対象企業数	届出企業数				届出率
R1.9	464社	462社	99.6%	300社	98.4%	39,636社
R2.9	459社	458社	99.8%	349社	96.9%	44,882社
R3.9	477社	477社	100%	395社	97.6%	49,261社

（全国：厚生労働省、山形県：山形労働局）

【くるみんマーク取得企業】

厚生労働省の次世代育成支援対策推進法に基づき認定された「子育てサポート企業」

（令和3年12月末までの山形県の状況）

- ・くるみんマーク取得企業 55社
- ・プラチナくるみんマーク取得企業 6社

【一般事業主行動計画（女性活躍推進法）の届出状況】

	山形県			全国		
	301人以上企業（義務）		300人以下企業 （努力義務）	301人以上 企業（義務） の届出率	300人以下企 業（努力義務） の届出企業数	
	対象企業数	届出企業数				届出率
R1.12	114社	113社	99.1%	58社	98.9%	6,436社
R2.12	113社	113社	100%	79社	99.2%	7,875社
R3.12	111社	111社	100%	130社	98.1%	12,182社

【えるぼし認定企業】

厚生労働省の女性活躍推進法に基づき認定された企業

（令和3年12月までの山形県の状況）

- ・1段階目 0社
- ・2段階目 4社
- ・3段階目 9社

（山形労働局）

【育児休業制度の規定状況】 ※H30雇用均等基本調査から該当する設問がなく、数値なし

	育児休業の規定あり（山形県）				同左（全国）
	企業規模 99人以下	企業規模 100～299人	企業規模 300人以上	計	計
R1	73.8%	99.1%	99.6%	87.5%	—
R2	72.2%	99.1%	99.3%	86.4%	—
R3	76.3%	99.1%	99.6%	88.2%	—

（県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課 全国：雇用均等基本調査／厚生労働省）

【育児休業の取得率】

	山形県								全国	
	女性	～99人	100～299人	300～	男性	～99人	100～299人	300～	女性	男性
R1	95.7%	91.0%	93.7%	97.2%	6.7%	10.1%	5.2%	7.1%	83.0%	7.48%
R2	95.9%	91.3%	97.3%	96.0%	8.1%	14.1%	6.5%	7.9%	81.6%	12.65%
R3	96.8%	90.7%	95.7%	98.4%	15.1%	8.8%	11.0%	17.7%	—	—

(県:山形県労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課 全国:雇用均等基本調査/厚生労働省)

<参考>育児休業取得率の県の目標値 男性 (R1) 6.7%→(R7)15.0%

【育児のための勤務時間短縮等措置の導入状況】

	山形県					全国
	企業規模 99人以下	企業規模 100～299人	企業規模 300人以上	計	利用者ありの 事業所割合	計
R1	71.9%	96.4%	97.0%	85.2%	—	72.1%
R2	70.5%	95.4%	95.3%	83.6%	—	73.4%
R3	69.0%	94.0%	96.8%	82.7%	—	—

(県:山形県労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課 全国:雇用均等基本調査/厚生労働省)

※「育児のための勤務時間短縮等の措置」とは、従業員が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置であり、以下のものをいう。

- ①短時間勤務制度 ②育児のためのフレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ
- ④所定外労働をさせない制度 ⑤事業所内託児施設の設備運営 ⑥育児に要する経費の援助制度
- ⑦育児休業の制度に準ずる措置

【子の看護休暇制度の規定状況】

	山形県					全国	
	企業規模 99人以下	企業規模 100～299人	企業規模 300人以上	計	利用者ありの事業所割合 (取得従業員の男女割合)	規定あり	利用者のいる 事業所割合
R1	50.9%	89.2%	91.0%	71.9%	18.0% (男性 25.4%、女性 74.6%)	—	—
R2	49.6%	93.2%	90.6%	71.7%	19.0% (男性 31.7%、女性 68.3%)	—	—
R3	51.1%	89.4%	93.2%	72.0%	22.0% (男性 31.9%、女性 68.1%)	—	—

(県:山形県労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課 全国:雇用均等基本調査/厚生労働省)

【配偶者出産休暇制度の導入状況】

	山形県	
	規定あり	取得率
R1	50.1%	52.9%
R2	47.4%	55.6%
R3	46.1%	49.8%

(県:山形県労働条件等実態調査/雇用・コロナ失業対策課)

【男性職員の配偶者出産時育児目的休暇制度の導入状況】

(山形県)

	規定状況	付与形態	
		育児・介護休業法で定める 育児休業	企業独自の配偶者出産時の 育児目的休暇制度
R1	65.7%	90.2%	13.7%
R2	65.8%	88.1%	16.2%
R3	66.9%	89.5%	15.9%

(県：山形県労働条件実態調査／雇用・コロナ失業対策課)

【介護休業制度の規定状況】

	山形県					全国
	企業規模 99人以下	企業規模 100～299人	企業規模 300人以上	計	利用者ありの 事業所割合	計
R1	63.0%	97.3%	97.4%	81.4%	6.1%	74.0%
R2	64.1%	97.7%	97.3%	81.6%	5.2%	—
R3	65.6%	97.7%	96.8%	81.9%	8.0%	—

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課 全国：雇用均等基本調査／厚生労働省)

【介護休業取得者数及び男女別割合】

	山形県								全国	
	企業規模 99人以下		企業規模 100～299人		企業規模 300人以上		計		取得者 男女比 (%)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
R1	1人 (20.0%)	4人 (80.0%)	7人 (43.8%)	9人 (56.3%)	5人 (17.2%)	24人 (82.8%)	13人 (26.0%)	37人 (74.0%)	61.1	38.9
R2	5人 (23.8%)	16人 (76.2%)	5人 (27.8%)	13人 (72.2%)	6人 (31.6%)	13人 (68.4%)	16人 (27.6%)	42人 (72.4%)	—	—
R3	4人 (18.2%)	18人 (81.8%)	4人 (17.4%)	19人 (82.6%)	8人 (22.2%)	28人 (77.8%)	16人 (19.8%)	65人 (80.2%)	—	—

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課 全国：雇用均等基本調査／厚生労働省)

【労働者1人当たりの年次有給休暇の付与日数及び取得状況】

	山形県			全国		
	平均付与 日数(日)	平均取得 日数(日)	平均取得率 (%)	平均付与 日数(日)	平均取得 日数(日)	平均取得率 (%)
R1	17.3	9.6	55.7	18.0	10.1	56.3
R2	17.2	10.4	60.5	17.9	10.1	56.6
R3	17.1	10.4	60.4	—	—	—

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課 全国：就労条件総合調査／厚生労働省)

## ②家事・育児の状況

### 【男女別の1日当たり家事・育児時間】

#### ア. 全国

		共働き世帯	夫有業、妻無業
H23	男性	35分	41分
	女性	4時間14分	6時間52分
H28	男性	39分	45分
	女性	4時間18分	6時間53分

(家事、介護・看護、育児、買い物の合計時間 社会生活基本調査/総務省)

#### イ. 山形県

		家事		育児(該当者のみの平均)	
		R1	H26	R1	H26
平日	男性	1時間7分	52分	18分	20分
	女性	3時間22分	2時間50分	1時間40分	2時間23分
休日	男性	1時間50分	1時間27分	1時間5分	1時間23分
	女性	4時間12分	3時間13分	3時間18分	4時間27分

(県「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」)

#### ウ. 山形市(R1)

(家事時間)	0分	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	無回答
全体	1.4%	3.6%	10.1%	26.9%	41.7%	10.6%	2.9%	1.0%	1.7%
男性	3.6%	7.3%	16.4%	35.0%	28.2%	4.1%	0.9%	0.9%	3.6%
女性	0%	1.4%	6.4%	22.0%	49.9%	14.5%	4.2%	1.1%	0.6%

(男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査報告書/山形市)

## ③男女別の就業時間

		1週間当たり就業時間(時間)				週60時間以上就業者割合(%)				年所定外 就業時間 (時間)
		25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	
H30	男性	44.1	45.6	46.3	46.4	10.4	12.7	14.4	14.2	180.0
	女性	38.2	35.2	33.1	32.5	3.7	2.7	2.2	2.3	69.6
R1	男性	43.7	45.2	46.0	46.0	9.7	12.2	13.3	12.9	177.6
	女性	38.4	35.0	33.0	32.4	3.6	2.4	2.2	2.1	68.4
R2	男性	42.2	43.2	44.0	44.3	7.5	9.3	10.3	10.2	—
	女性	37.4	34.5	32.5	32.0	2.8	2.0	1.8	1.8	—

(労働力調査/総務省 毎月勤労統計調査/厚生労働省)

(7)多様な人々が多分野で活躍できる環境の整備をめぐる状況

①女性の就業希望者（山形県）

【山形県内の就業希望者の状況】

		就業希望者数			左のうち、求職活動を行っているもの			
		転職等希望	無業者（新規）	計	転職等希望	無業者（新規）	計	
H24	男		45,700	33,100	78,600	19,400	16,600	36,000
		うち自営業希望	6,300	1,000	7,300	3,000	700	3,700
	女		39,100	43,600	82,700	14,500	16,800	31,300
		うち自営業希望	1,600	600	2,200	700	200	900
	計		84,800	76,700	161,500	33,900	33,400	67,300
		うち自営業希望	7,900	1,600	9,500	3,700	900	4,600

※「転職等希望」は「転職希望」及び「追加就業希望」の合計

(就業構造基本調査／総務省)

②起業の状況

【自営業主（起業者）数】

			全国		山形県	
H24	男	自営業主	4,450,100	75.3%	55,400	77.4%
	女		1,459,400	24.7%	16,200	22.6%
	計		5,909,500	100.0%	71,600	100.0%
H29	男	自営業主	4,188,800	74.6%	49,800	77.1%
		うち起業者	2,691,600	78.5%	25,100	77.5%
	女	自営業主	1,428,300	25.4%	14,800	22.9%
		うち起業者	738,500	21.5%	7,300	22.5%
	計	自営業主	5,617,100	100.0%	64,600	100.0%
		うち起業者	3,430,100	100.0%	32,400	100.0%

(就業構造基本調査／総務省)

【日本政策金融公庫における女性起業家向け融資の実績（山形県）】

(単位：件、千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
女性起業家 向け資金	件数	44	39	42	44	41
	金額	154,730	235,240	165,430	184,000	127,540

※「女性、若者／シニア起業家支援資金」のうち女性起業家が利用した件数・金額

(日本政策金融公庫調べ)

③地域役員・NPO等への参画状況（女性の占める割合／山形県内）

	小中学校 PTA 会長	自治会長	NPO 法人代表
H29	1.2% (全国 13.8%) 総数：343 人 うち女性：4 人	1.2% (全国 5.4%) ※全国 46 位	(H30.1 末現在) 20.4%
H30	1.8% (全国 13.8%) 総数：337 人 うち女性：6 人	1.3% (全国 5.5%) ※全国 45 位	(H31.1 末現在) 19.6%
R1	2.1% (全国 15.0%) 総数：333 人 うち女性：7 人	1.5% (全国 5.9%) ※全国 45 位	(R2.1 末現在) 18.7%

R2	2.4% (全国 14.8%) 総数：329人 うち女性：8人	1.5%(全国 6.1%) ※全国 45位	(R3.1 未現在) 17.7%
R3	3.7% (全国 %) 総数：322人 うち女性：12人	1.9%(全国 6.3%) ※全国 44位	(R4.1 未現在) 18.4%

(PTA会長/自治会長：「女性の政策・方針決定参画状況調べ」PTA山形県分：山形県PTA連合会、NPO法人代表：山形県特定非営利活動法人一覧)

#### ④男女別のボランティア活動参加率

		H3	H13	H18	H23	H28
全 国	男	26.4%	27.0%	25.1%	24.5%	25.0%
	女	28.9%	30.6%	27.2%	27.9%	26.9%
山 形	男	—	39.4%	35.1%	38.1%	34.7%
	女	—	32.9%	27.5%	32.7%	29.7%

(社会生活基本調査／総務省統計局)

#### ⑤男女共同参画社会の形成の推進を活動分野とするNPO法人数

	H29.8	H30.8	R1.8	R2.8	R3.8
山形県	50	49	46	47	46

(県「山形県特定非営利活動法人一覧」)

#### ⑥シルバー人材センター会員数 男女別構成比【山形県】

(各年度未現在)

	H28	H29	H30	R1	R2
男	67.5%	67.1%	66.4%	65.6%	65.4%
女	32.5%	32.9%	33.6%	34.4%	34.6%

(山形県シルバー人材センター連合会：事業統計年報)

#### ⑦障害者雇用に係る実雇用率 (民間企業)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全国	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15
山形県	1.93	1.96	2.03	2.06	2.09	2.11

(山形労働局「障害者雇用状況の集計結果」)

(8)DV、その他女性に対する暴力の状況

①DVの状況(婦人相談所における件数)

【相談受付件数】

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		助言指導	一時保護		助言指導	一時保護		助言指導	一時保護
全体	1,465	1,447	18	1,225	1,202	23	1,198	1,180	18
うちDV	211	201	10	274	260	14	340	327	13

※平成29年度より、相談専用電話に同一人物からの電話相談がある場合も全て、相談受付件数とした。

(県子ども家庭支援課調べ)

【一時保護件数】

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	一時保護処理状況						
							婦人保護施設	就職	家庭復帰	住居設定	実家帰郷	母子生活支援施設	その他
全体	要保護女子	24	21	18(3)	23(3)	18(2)	0	0	3	3	5	3	4
	平均保護日数	12	13.2	15.8	16.3	14.8	—						
	同伴児	10	20	15(4)	25(7)	20(5)	—						
うちDV	要保護女子	12(1)	13(1)	10(2)	14(3)	13(2)	0	0	2	2	4	3	2
	平均保護日数	14.3	13.1	19.1	16.0	16.7	—						
	同伴児	7(1)	16(4)	11(4)	20(7)	18(5)	—						

\* ( ) 内は保護委託したもの

(県子ども家庭支援課調べ)

【外国人の相談・保護件数】

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体	相談件数	2	1	0	5	1
	保護件数	1	0	0	1	1
うちDV	相談件数	0	1	0	4	1
	保護件数	0	0	0	0	1

(県子ども家庭支援課調べ)

②山形地方裁判所による保護命令件数

		28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年
保護命令件数		12	10	11	14	14	8
内訳	接近禁止命令のみ	1	2	3	3	1	1
	退去命令のみ	0	0	0	0	0	0
	接近禁止及び退去命令	0	1	0	0	0	0
	電話等禁止命令のみ	0	0	0	0	0	0
	接近禁止及び電話等禁止命令	10	6	8	9	12	5
	退去命令及び電話等禁止命令	0	0	0	0	0	0
	接近禁止、退去及び電話等禁止命令	1	1	0	2	1	2

※令和3年は速報値。

(山形地方裁判所調べ)

### ③警察における状況

#### 【暴力相談等対応件数】

	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
全国	69,908 (10,695)	72,455 (11,543)	77,482 (12,657)	82,207 (13,914)	82,643 (14,528)
山形県	347 (35)	311 (42)	360 (62)	361 (60)	347 (36)

※括弧内の数字は、生活の本拠を共にする交際をする関係によるものの件数

(県警察本部・警察庁調べ)

#### 【配偶者間における犯罪の被害件数】

		28年	29年	30年	令和元年	令和2年
全国	殺人	158	157	153	158	124
	うち女性被害	87	87	85	85	75
	傷害	2,659	2,682	2,684	2,639	1,866
	うち女性被害	2,486	2,482	2,489	2,420	1,679
	暴行	4,032	4,225	4,830	4,987	3,865
	うち女性被害	3,707	3,858	4,386	4,481	3,459
	合計	6,849	7,064	7,667	7,784	5,855
	うち女性被害	6,280	6,427	6,960	6,986	5,213
	(女性被害割合)	91.7%	91.0%	90.8%	89.7%	89.0%
山形県	殺人	0	0	1	2	0
	うち女性被害	0	0	0	2	0
	傷害	23	14	18	20	16
	うち女性被害	20	13	17	19	16
	暴行	149	121	109	116	99
	うち女性被害	129	107	95	107	85
	合計	172	135	128	138	115
	うち女性被害	149	120	112	128	101
	(女性被害割合)	86.6%	88.9%	87.5%	92.8%	87.8%

※犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上している。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

※件数には「既遂」の他、「未遂罪」「予備罪」を含んでいる。

※配偶者間には内縁を含む。

(県警察本部・警察庁調べ)

#### 【DV事案の件数】

		28年	29年	30年	令和元年	令和2年
全国	認知件数	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643
	うち女性被害	59,412	60,015	61,518	64,392	63,165
	暴行、傷害等 検挙数	8,387	8,419	9,017	9,090	8,702
山形県	認知件数	347	311	360	361	347
	うち女性被害	285	266	290	296	276
	暴行、傷害等 検挙数	221	170	187	185	180

(県警察本部・警察庁調べ)

#### ④性犯罪等の状況

【認知件数】

		28年	29年	30年	令和元年	令和2年
強制的性交等	全国	989	1,109	1,307	1,405	1,332
	山形県	4	6	9	3	13
強制わいせつ	全国	6,188	5,809	5,340	4,900	4,154
	山形県	33	17	24	26	20
ストーカー行為	全国	22,737	23,079	21,556	20,912	20,189
	山形県	65	79	88	122	156

※平成29年7月、強姦罪の強制的性交等罪への変更

(県警察本部・警察庁調べ)

#### ⑤ハラスメントの状況

【山形労働局雇用環境・均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数】

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
山形県	93	83	82	71	24

※男性や事業主、家族・知人からの相談も含む

(山形労働局)

【事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施状況】

		就業規則、労働協約等で明確化	マニュアル、ポスター、パンフレット等作成	ミーティング時などにおける周知	管理職に対する研修実施	従業員に対する研修実施	行政等による説明会へ参加	特になし
H18	全国	40.1%	16.0%	30.9%	12.2%	7.3%	15.9%	—
	山形県	37.6%	16.0%	17.5%	10.6%	5.7%	11.8%	38.0%
H22	全国	—	—	—	—	—	—	—
	山形県	48.8%	24.1%	22.6%	13.2%	8.8%	10.9%	32.1%
H23	全国	—	—	—	—	—	—	—
	山形県	49.2%	22.1%	23.5%	13.8%	9.7%	10.3%	32.0%

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課 全国：女性雇用管理基本調査／厚生労働省)

【事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口設置状態】

		人事担当や職場の管理職を相談担当者に決めている	相談室を設置し、相談専門の担当者を配置	労使による苦情処理委員会を設置	設置していない
H18	全国	60.4%	4.8%	4.0%	—
	山形県	39.7%	2.8%	5.4%	44.0%
H22	全国	—	—	—	—
	山形県	46.3%	4.1%	5.8%	37.6%
H23	全国	—	—	—	—
	山形県	46.7%	3.7%	5.1%	37.7%

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課 全国：女性雇用管理基本調査／厚生労働省)

【事業所におけるマタニティハラスメント対策の実施状況】

	トップの宣言、会社の 方針に定めた	相談・苦情窓口の設置	就業規則などの社内規 定に盛り込んだ	実施していない
山形県/R1	26.2%	45.2%	36.5%	28.8%
山形県/R2	41.1%	53.5%	51.1%	22.8%
山形県/R3	43.2%	57.9%	55.7%	19.6%

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・コロナ失業対策課)

(9) 安心できる生活の確保をめぐる状況

① 女性の健康をめぐる状況

【人工妊娠中絶件数・実施率】

年次		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
H30	全国	161,741	13,588	40,408	31,437	31,481	28,887	14,508	1,388	13	31
		6.4	4.7	13.2	10.4	9.2	7.6	3.2	0.3		
	山形県	1,168	90	220	177	213	257	124	9	—	—
		5.8	3.6	11.6	8.4	8.2	8.6	3.6	0.3		
	全国順位	30位	34位	30位	36位	38位	14位	15位	13位		
R1	全国	156,430	12,678	39,805	31,392	29,402	28,131	13,589	1,399	11	23
		6.2	4.5	12.9	10.4	8.9	7.6	3.2	0.3		
	山形県	982	62	211	168	204	225	104	8	—	—
		5.3	2.6	11.1	8.4	8.2	7.8	3.2	0.2		
	全国順位	37位	45位	31位	37位	34位	26位	21位	36位		
R2	全国	141,433	10,309	35,434	28,622	26,555	25,993	13,187	1,319	10	4
		5.8	3.8	12.2	9.7	8.3	7.2	3.2	0.3		
	山形県	874	57	164	154	198	195	97	9	—	—
		4.9	2.5	8.8	7.8	8.3	6.9	3.0	0.3		
	全国順位	37位	43位	40位	38位	28位	31位	33位	10位		

上段：実施数

下段：実施率（年齢階層別女子人口千対）

(衛生行政報告例／厚生労働省 母子保健事業のまとめ／山形県子ども家庭支援課)

② 生活上様々な困難を抱える人をめぐる状況

【ひとり親世帯の状況（山形県）】

年度	母子世帯（他の世帯員 がいる世帯を含む）		父子世帯（他の世帯員 がいる世帯を含む）		合計	
	A	B 母子のみ	C	D 父子のみ	E (A+B)	F (B+D)
H22	9,468	5,034	2,399	508	11,867	5,542
H27	9,445	5,265	2,052	547	11,497	5,812

(国勢調査)

【一人暮らしの高齢者の状況】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
65歳以上人口 (人)	348,690	352,575	355,688	359,277	361,007
高齢化率 (%)	31.4	32.1	32.7	33.4	34.0
ひとり暮らし高齢者数	38,570	39,967	41,322	43,182	44,948
65歳以上人口に占める割合 (%)	11.1	11.3	11.6	12.0	12.5

※各年4月1日現在

※高齢者とは、65歳以上としている。

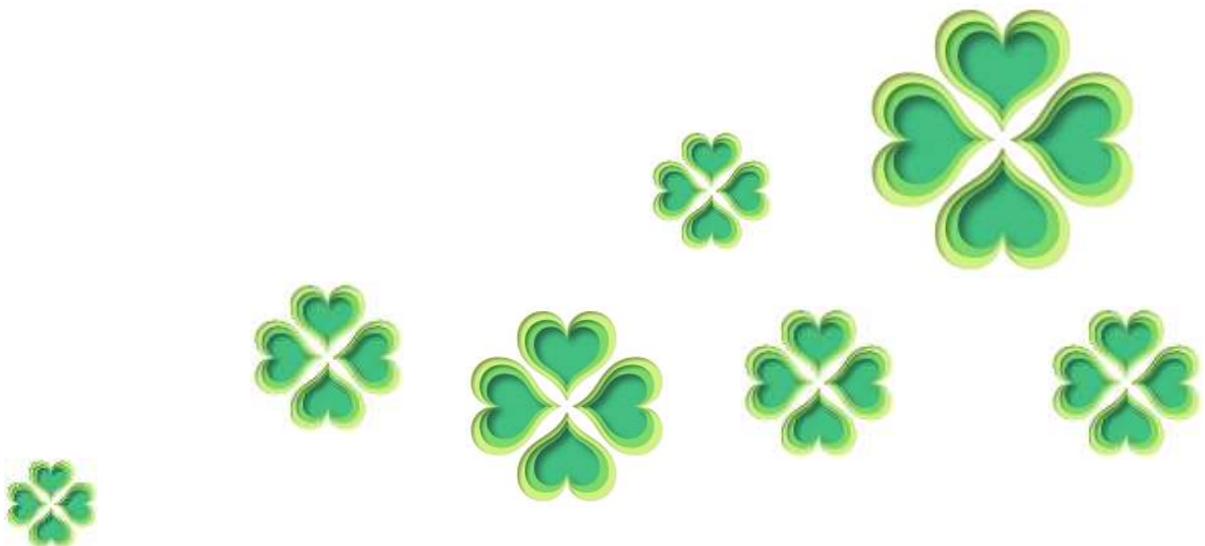
(県長寿社会政策課「県内在宅高齢者等調べ」)

## 第3章

### 山形県男女共同参画計画に係る令和4年度の実施概要

山形県男女共同参画計画では、3つの“基本の柱”、9の“施策の方向”を掲げており、各“施策の方向”からつながる35の“主な施策”ごとに、関係各課の事業をまとめています。

第3章では、令和4年度の実施概要と、県で実施の関係施策の概要について記載しています。





# 令和4年度 山形県男女共同参画計画関連施策一覧

基本の柱	施策の方向	主な施策	(千円)	(千円)	
			令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	①互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進	37,529	37,096	
		②性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの加速化	482	482	
		③多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進	700	700	
		④男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進	0	0	
	2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信	①女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出	4,033	5,274	
		②多様な暮らし方や働き方の発信	130,217	138,016	
		③ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援	2,303,295	2,780,171	
		④若年女性の回帰のための支援	597,741	558,700	
	3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進	①防災分野への女性の参画促進	3,540	3,173	
		②環境分野における男女共同参画の推進	9,382	7,661	
		③科学技術・学術分野等性別に偏りのある分野への女性の参画促進	28,225	28,654	
		④女性の起業に対する支援	15,143,200	14,246,300	
			小計	18,258,344	17,806,227
	II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①管理職、役員等への女性の登用促進	37,963	35,816
			②審議会等委員への女性の参画促進	0	0
③政治分野における女性の参画促進			0	0	
④農林水産分野における女性リーダー等の育成			6,109	4,637	
⑤政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成支援			22,766	28,937	
5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現		①中小企業における柔軟な働き方の導入の推進	9,842	10,125	
		②働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進	0	0	
		③結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化	346,989	350,697	
		④関係法令の遵守と男女間格差の是正	375,533	321,575	
		⑤ハラスメント防止対策の促進	47,840	45,628	
6 家庭・地域における男女共同参画の推進		①男女共同参画に関する機運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとしての女性の参画の促進	553	419	
		②男性の家事・育児・介護等への参画促進	159,491	102,982	
		③男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充	3,128,975	3,139,826	
			小計	4,136,061	4,040,642
III 安全・安心に暮らせる社会づくり		7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の防止	5,671	6,947
	②DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進		7,259	6,460	
	③DV対応と児童虐待対応との連携強化		0	0	
	④性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進		3,914	3,457	
	8 生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康の保持増進	9,947	9,960	
		②性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進	925	915	
		③妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実	1,845,069	1,866,226	
	9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	①子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実	743,810	736,405	
		②貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援	1,700,329	1,644,226	
		③多様な性的指向・性自認への理解促進	149,187	151,566	
			小計	4,466,111	4,426,162
			合計	26,860,516	26,273,031

※「基本の柱」ごとに予算計上をしているため、小計及び合計では重複している場合があります。

## 山形県男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度) 数値目標

### 基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

数値目標番号	項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
				年度等	数値	年度	数値
<b>施策の方向1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</b>							
1	・「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	女性・若者活躍推進課	%	R1	52.2	R7	60.0
2	・県男女共同参画センター利用者の男性の利用割合	女性・若者活躍推進課	%	R4.1	29.8	R7	35.0
3	保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数 ※県生涯教育・学習振興課作成資料	生涯教育・学習振興課	回	R2	135	R6	150
4	本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合	高校教育課	%	R2	85.7	R6	100.0
<b>施策の方向2 若年女性が幸せに暮らし働き続けることができる山形県の魅力の創出・発信(重点分野)</b>							
5	・「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	女性・若者活躍推進課	人	R3	176	R7	235
6	・マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	女性・若者活躍推進課	件	R3.12	2,087	R7	2,850
<b>施策の方向3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進(重点分野)</b>							
7	・女性委員が登用されている市町村防災会議の組織割合	防災危機管理課	%	R3	84.8	R7	100.0
8	・県防災会議の委員に占める女性の割合	防災危機管理課	%	R3.11	9.8	R7	増加させる
9	・「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)(再掲)	女性・若者活躍推進課	人	R3	176	R7	235
10	・県の支援による創業件数	中小企業・創業支援課	件	R4.2	54	R6	70

### 基本の柱Ⅱ いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり

	項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
				年度等	数値	年度	数値
<b>施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大(重点分野)</b>							
11	・県における女性管理職割合(課長相当職以上)	人事課	%	R3.4	16.4	R7	25%以上
12	・市町村における女性管理職割合(課長相当職以上)	女性・若者活躍推進課	%	R3.4	17.3	R7	21.0
13	・企業における女性管理職割合(課長相当職以上)	女性・若者活躍推進課	%	R3.8	15.9	R7	21.0
14	・県の審議会等委員に占める女性委員の割合	女性・若者活躍推進課	%	R3.3	52.2	R7	50%程度を維持
15	・市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	女性・若者活躍推進課	%	R3.3	24.2	R7	30.0
16	・女性農業者によるビジネスプラン策定件数	農業技術環境課	件	R3	86	R6	108
17	・家族経営協定締結農家数	農業技術環境課	件	R2	1,033	R6	1,043
18	・男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チェリア塾」の修了生総数	女性・若者活躍推進課	人	R3	466	R7	610

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値		
			年度等	数値	年度	数値	
<b>施策の方向5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現(重点分野)</b>							
19	・企業における男性の育児休業取得率	女性・若者活躍推進課 雇用・コロナ失業対策課	%	R3	15.1	R7	15.0
20	・県における男性の育児休業取得率	人事課	%	R2	44.4	R7	100.0
21	・市町村における男性の育児休業取得率	女性・若者 活躍推進課	%	R3	17.5	R7	30.0
22	・本県女性労働者(正規+非正規)所定内給与額全国順位	雇用・ コロナ失業対策課	位	R2	42	R7	現状より 改善
23	・年間総労働時間	雇用・ コロナ失業対策課	時間	R2	1,726	R7	現状より 改善
24	・ワーク・ライフ・バランスの内容の認知度	女性・若者 活躍推進課	%	R1	54.7	R7	70.0
25	・マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)(再掲)	女性・若者 活躍推進課	件	R3.12	2,087	R7	2,850
26	・パワーハラスメント防止対策を実施している事業所割合	雇用・ コロナ失業対策課	%	R2	81.9	R7	80.0
<b>施策の方向6 家庭・地域における男女共同参画の推進(重点分野)</b>							
27	・男女共同参画推進員による活動回数(延べ)	女性・若者 活躍推進課	回	R3.12	1,367	R7	2,300
28	・やまがたイクボス同盟加盟組織数	女性・若者 活躍推進課	社	R3.12	518	R7	680
29	保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数(再掲) ※県生涯教育・学習振興課作成資料	生涯教育・ 学習振興課	回	R2	135	R6	150
30	・保育所入所待機児童数	子ども保育支援課	人	R3.4	0	R6	0
31	・やまがた子育て応援パスポート協賛店舗数(累計)	しあわせ子育て政策課	店舗	R4.1	5,162	R6	5,253
32	・介護休業の取得実績がある事業所割合	雇用・コロナ失業対策課	%	R2	5.2	R7	7.0

### 基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値		
			年度等	数値	年度	数値	
<b>施策の方向7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力・ハラスメントの根絶</b>							
33	・市町村におけるDV被害者支援の基本計画の策定率	子ども家庭支援課 女性・若者 活躍推進課	%	R3.10	94.3	R7	100
34	・DVの内容の認知度	女性・若者 活躍推進課	%	R1	71.7	R7	100
<b>施策の方向8 生涯を通じた女性の健康支援</b>							
35	・女性(20歳以上)の子宮がん健診の受診率	がん対策・ 健康長寿日本一推進課	%	R1	46.5	R4	60
36	・女性(40歳以上)の乳がん健診の受診率	がん対策・ 健康長寿日本一推進課	%	R1	47.3	R4	60
37	・産後ケア事業を実施する市町村数	子ども家庭支援課	市町村	R3	28	R7	35
<b>施策の方向9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備</b>							
38	・ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績(累計)	子ども家庭支援課	件	R2	51	R6	280
39	・ひとり親家庭応援センターの認知度	子ども家庭支援課	%	-	-	R6	100
40	・障がい者の実雇用率の全国順位	雇用・コロナ失業対策課	位	R3	46	R7	10位 以内

◆ 山形県男女共同参画計画に係る令和4年度の取組み概要一覧

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

(1) 互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に係る予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業	29,857	29,857	あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、県男女共同参画センターにおいて、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を実施。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座、調査研究等の優れた3つの企画に対して助成。	-
義務教育課 高校教育課	学校における男女平等教育の推進	-	-	「学校教育指導の重点」に、「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育の推進を掲げ、学校教育活動全体を通じて、その趣旨の実現に努める。	4
義務教育課	学校教育における進路意識の啓発	-	-	児童生徒が自らの進路選択を主体的にとらえ、考えを深められるようにするため、教育課程及び教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直して効果的に実施。	-
高校教育課	キャリア教育推進事業	5,304	5,304	望ましい勤労観・職業観を身に付け地域産業の発展に貢献する高校生を育成するために、短期・中・長期インターンシップを実施。更に、各分野のスペシャリストによる講演等を実施。また、人材不足の建設業・製造業を担う人材を育成するための講演等を実施。	-
学事文書課	私立学校への男女共同参画の視点に立った教育の啓発	-	-	関係機関と連携し、私立学校に対して関係情報提供等を行い、学校における男女共同参画の視点に立った教育が行われるよう啓発。	-
学事文書課	大学コンソーシアムやまがた支援事業	-	-	県内の大学等で構成する大学コンソーシアムやまがたと連携して、県内各高等教育機関に対する男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を図る。	-
しあわせ子育て政策課	ライフデザイン形成支援	982	614	若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組として、学生向けに外部講師によるセミナーとワークショップを開催。併せて、県外部講師によるモデルセミナーを開催。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、中学・高校期に男女共同参画の意識を醸成するため、男女共同参画に関するリーフレットを作成し、県内中学校へ配布するとともに、授業での活用を働きかける。	-
生涯教育・学習振興課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業	1,386	1,321	仕事で多忙なため家庭教育に関する学習機会等に参加できない保護者やこれから家庭をもつ若者のために、企業等に訪問して、家庭教育に関する講座を行う。	3

(2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に係る予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業	482	482	県内各地域における男女共同参画の理解の促進を図るため、男女共同参画推進員による出前講座を実施。また、推進員を対象としたオンライン会議を実施。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進関連の周知・啓発	-	-	ウェブサイトやSNS(ソーシャルネットワークサービス)等を活用し、幅広い世代の意識改革を図る。	1
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進関連の周知・啓発(再掲)	-	-	6月23日～30日の男女共同参画週間期間に、県や市町村などにおいて、パネル展示や講演会、市町村報などにより普及啓発を実施。	1
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、県男女共同参画センターにおいて、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を実施。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、男性を対象としたセミナーを開催し、併せて男性向けの相談窓口を運営。	2
生涯教育・学習振興課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業(再掲)	1,386	1,321	仕事で多忙なため家庭教育に関する学習機会等に参加できない保護者やこれから家庭をもつ若者のために、企業等に訪問して、家庭教育に関する講座を行う。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進のキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」、企業で働く女性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、女性相談員を2名配置し、女性が自分らしく、自立して生きていくうえで生じる様々な問題を一緒に考え、解決の方向を見つけるための相談事業を実施。	-

(3) 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進関連の周知・啓発(再掲)	-	-	6月23日～30日の男女共同参画週間の期間に、県や市町村などにおいて、パネル展示や講演会、市町村報などにより普及啓発を実施。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画パネル展の開催や講演会等普及啓発事業の実施により、県民に対する働きかけを行う。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画をテーマとした広報誌等を作成・発行し、広く県民に向け情報発信を行う。	-
女性・若者活躍推進課	青少年健全育成条例運用費	700	700	書店やコンビニ店等の図書取扱店に対する立入調査を実施し、区分陳列等に関する指導を行うとともに、青少年健全育成条例に基づき青少年に有害な図書類の指定を行う。 各携帯電話事業者等への立入調査を実施し、フィルタリングの利用普及に努める等、有害情報等への対策を推進する。	-
警察本部人身安全少年課	-	-	-	私事性的画像記録の提供等による被害防止に関する法律(平成26年法律第126号)を適用した被疑者の検挙、被害の発生・拡大を防止するための広報を実施。	-
高校教育課	-	-	-	子どもたちが、情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力の育成に取り組む。	-
義務教育課	-	-	-	学校のICT環境の整備を進め、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用する能力の育成に取り組む。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業(再掲)	-	319	公的広報におけるアンコンシャス・バイアスに関する気づきを促すリーフレットを作成し、市町村が作成する公的な印刷物の作成・ウェブサイトやSNSへの掲載及び各種調査の設計や結果の表示にあたって、男女共同参画の視点から十分な配慮を行うよう、市町村への働きかけを行う。	-

(4) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業(再掲)	482	482	山形県男女共同参画推進条例に基づき、関係各課で推進している事業の実施状況・指標の達成状況等、男女共同参画の推進の状況を取りまとめ、「男女共同参画白書」として公表。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座、調査研究等の優れた3つの企画に対して助成。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、情報交換を行う場や機器等の提供により、男女共同参画社会づくりを推進する団体・グループの支援を行う。	-

施策の方向2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信

(1) 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
広報広聴推進課	知事と若者の地域創生ミーティング事業	699	754	若者が力を発揮できる環境づくりや地域課題等について、知事と若者が対話を実施。	-
女性・若者活躍推進課	女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力創出発信事業	3,197	4,343	女性の定着・回帰に向け、オンラインでの意見交換会「オンライン100人女子会」を開催するとともに、SNSを活用した山形で暮らし働く女性のロールモデルの発信及び機運醸成のための啓発素材を作成する。	-
雇用・コロナ失業対策課	-	137	177	若年女性の県内就職・定着推進に向けた取組を検討・推進するため、若年女性県内就職・定着促進協議会を開催。	-

(2) 多様な暮らし方や働き方の発信

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
雇用・コロナ失業対策課	新卒者等早期離職防止事業	820	820	若手社員を対象とした、企業・業種の枠を超えた交流会を開催。	-
高校教育課	-	-	-	学校における、地域の人と関わりながら地域の魅力について学ぶ機会の充実。	-

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に係る予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
ふるさと山形移住・定住推進課	移住定住・人材確保戦略的展開事業費	115,805の一部	125,186の一部	移住・定住のイベント等により多様な仕事や暮らし、山形の魅力を発信。	—
女性・若者活躍推進課	やまがた若者地域づくり参加推進事業	5,531	5,531	若者の地域活動の総合相談窓口として若者支援コンシェルジュを配置し、若者サポーターによる若者活動の伴走型支援を行うとともに、若者活動について県内外に広く情報発信。	—
女性・若者活躍推進課	やまがた若者未来創造事業	480	370	県内若者の活躍や山形暮らしの魅力を「やまがた若者応援大使」により、県内外へ発信。	—
女性・若者活躍推進課	共に働き共に育む社会づくり推進事業	1,326	1,326	働く女性を対象とした「ビジネスウーマン交流会」をオンラインで開催し、県内女性のモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージを持ってもらう。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	多様な分野での女性の活躍の状況や、支援機関、県内の講座情報等について「チャレンジ応援やまがた」等で情報提供。	5
建設企画課	建設業人材確保・育成緊急対策事業(女性進出促進)	146	146	土木に興味があり県内に就職、進学を希望する女子高校生等を対象に、県内の建設業の第一線で活躍している女性技術者の現場を見学し、建設業で女性が働くための心構えや悩みなどについて意見交換を行う「けんせつ女子ツアー&カフェ」を開催する。	—
農業技術環境課	次代を担う女性農業者育成事業費	6,109	4,637	家族経営体における女性の参画について理解を深めるとともに、経営者・経営参画者として経営の発展強化に貢献する農業者を育成するため夫婦等を対象に次世代リーダー育成セミナーを実施する。また、農業の魅力や伝える啓発資料をWEB版で作成するとともに、女性農業者が交流会や意見交換会等を通して、農村女性が働きやすい(学べる)環境づくりに向けた意識・意欲の醸成を図るほか、異業種との連携や地域ネットワークづくり等の取組みを支援する。	—
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術普及課の普及指導事業	—	—	農産加工品の開発や直売所の運営等6次産業化を推進していく中で、女性農業者の起業を支援する。	—

### (3) ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に係る予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
中小企業・創業支援課	やまがたチャレンジ創業応援事業	34,004の一部	34,004の一部	ワンストップ・ワンパッケージでの創業支援を行うことで女性が創業しやすい環境を整備するとともに、創業に係る経費の一部を助成。	—
雇用・コロナ失業対策課	職場環境改善促進事業	5,933	5,933	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	—
工業戦略技術振興課	企業立地促進事業	2,051,796の一部	2,155,902の一部	若年女性の働く場となるデザイン業、ソフトウェア業等の誘致を強化。	—
中小企業・創業支援課	プロフェッショナル人材戦略推進事業費	36,070	36,070	プロフェッショナル人材戦略拠点等を活用した、首都圏人材の県内での兼業・副業の促進。	—
ふるさと山形移住・定住推進課	移住・関係人口創出拡大推進事業費	1,542	—	(令和3年度で終了)	—
中小企業・創業支援課	中小企業パワーアップ補助事業	85,531の一部	462,149の一部	デジタル化や非対面ビジネスの展開に向けた取組への支援。	—
女性・若者活躍推進課	共に働き共に育む社会づくり推進事業(再掲)	1,326	1,326	働く女性を対象とした「ビジネスウーマン交流会」をオンラインで開催し、県内女性のモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージを持ってもらう。	—
女性・若者活躍推進課	マザーズジョブサポートセンター運営事業	38,419	38,446	女性の就労相談、仕事と子育ての両立に関する情報提供や託児サービスの提供等によるワンストップ支援を行うマザーズジョブサポート山形及びマザーズジョブサポート庄内を運営するとともに、各地域において出張相談・セミナーを開催。	6
農業経営・所得向上推進課	元気な地域農業担い手育成支援事業	50,000の一部	47,667の一部	女性農業者組織等の活躍促進や、女性が働きやすい農業の労働環境整備等に向けた取組みを支援。	—

### (4) 若年女性の帰帰のための支援

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に係る予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
建築住宅課	暮らし山形！移住・定住促進事業	81,549	99,549	若者や新婚・子育て世帯等の移住・定住につながる世帯向け賃貸住宅や持ち家へのリフォームを支援。	—

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
ふるさと山形移住・定住推進課	移住定住・人材確保戦略的展開事業費	115,805の一部	125,186の一部	移住交流ポータルサイトやSNS等による情報発信を行うとともに、首都圏での相談活動、移住コーディネーターによる支援活動を行う。また、首都圏でのオール山形UIターンフェア「くらすべ山形！移住・交流フェア」を開催。併せて、県内中小企業への就業者等に対しては、移住支援金を支給。	—
女性・若者活躍推進課	共に働き共に育む社会づくり推進事業（再掲）	1,326	1,326	働く女性を対象とした「ビジネスウーマン交流会」をオンラインで開催し、県内女性のモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージを持ってもらう。	—
商工産業政策課	やまがた就職促進奨学金返還支援事業	280,017	266,850	若者の県内回帰・定着を促進するため、奨学金の貸与を受ける大学生等が卒業後、県内に定住・就業した場合に、市町村・企業等と連携し奨学金の返還を支援。	—
雇用・コロナ失業対策課	女性の賃金向上推進事業	120,370	55,500	女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。	22
雇用・コロナ失業対策課	若年女性県内就職・定着促進事業	—	11,615	【新規事業】 「大学生の県内就職に係る意識の醸成」、「若手社員どうしがつながるきっかけづくり」、「女子大学生に県内企業を知ってもらう機会の提供」を行い、県内企業への就職、県外へ進学した学生のUターンを促進。	—

### 施策の方向3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

#### (1) 防災分野への女性の参画促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
防災危機管理課 消防救急課	市町村等に対する防災分野における男女共同参画の促進の働きかけ	—	—	市町村・消防本部担当者会議等において、防災分野における男女共同参画の取組み（防災会議の女性委員の登用、女性消防吏員数の拡大等）を促進するよう働きかけを行う。	7 8
消防救急課	消防活性化推進事業の一部	232	232	県内の全消防団員(女性消防団員含む。)が、県内の協力店舗等から各種サービスを受けられる優遇制度「やまがた消防団応援事業」の運用により、女性を含めた消防団への加入促進につなげる。	—
消防救急課	地域防災力充実強化事業の一部	2,500	2,769	女性・若者の消防団加入を促進するため、活躍する女性・若者の消防団員のインタビュー記事を発信する。	—
防災危機管理課 女性・若者活躍推進課	共助による地域防災力活性化事業	808	172	女性の地域防災への裾野の拡大を図るため、女性のための防災セミナーをオンラインで開催。 防災に関心のある女性等を対象に、多様な視点を活かす為の方策を検討し、防災にかかわる人材のネットワーク作りを支援。	—

#### (2) 環境分野における男女共同参画の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
環境企画課	環境教育推進事業費	9,382の一部	7,661の一部	全ての世代の県民一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう、学校、家庭、地域、職場等様々な機会と場面を捉え、ライフステージを踏まえた環境教育・環境学習を推進。 環境教育に関する普及啓発、相談の受付、環境教室の実施や講師派遣を行い、県民の環境問題への関心を高める。 また、環境保全、環境学習支援等に取り組んでいる活動実践者を対象に、情報交換や交流する機会を設けることにより、指導者間のネットワーク構築・スキルアップを図る。	—
環境企画課	環境審議会	—	—	気候変動問題等の環境問題の政策・方針決定過程への女性の参画拡大。 気候変動問題等の環境問題の政策・方針を審議する環境審議会の女性委員を積極登用する。	—

#### (3) 科学技術・学術分野等性別に偏りのある分野への女性の参画促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
高校教育課	—	—	—	女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	—
学事文書課	県立米沢栄養大学運営費交付金	—	—	豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成する。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業（再掲）	102	102	女性活躍推進法に基づき、「やまがた女性活躍応援連携協議会」を開催し、県内の経済、農業団体や行政などが連携して、働く女性の活躍に関する取組みの推進に向けて協議を行う。	—
女性・若者活躍推進課	共に働き共に育む社会づくり推進事業（再掲）	1,326	1,326	働く女性を対象とした「ビジネスウーマン交流会」をオンラインで開催し、県内女性のモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージを持ってもらう。	—

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
商工産業政策課	デジタルものづくり人材県内活躍応援事業	4,791	4,791	県内で活躍するデジタルものづくり人材を育成するとともに、県内企業のA I人材活用を促進するため、やまがたA I部でA I技術の基礎を学ぶ高校生による、ものづくり企業におけるA I活用方法などを検討するワークショップ等の実施	—
雇用・コロナ失業対策課	ものづくりヤマガタ情報サイト運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）	3,375 の一部	3,658 の一部	ものづくり産業に対する女性の就業・定着を促進するため、今現在ものづくり分野で活躍する女性を「ものづくりヤマガタ情報サイトY+M」を通じて、就職活動前の若者・女性に対し情報発信することにより、本県の産業や地域企業に対して理解を深め、将来のものづくり産業を担う人材の確保に繋げる。	—
建設企画課	建設業人材確保・育成緊急対策事業（女性進出促進）（再掲）	146	146	土木に興味があり県内に就職、進学を希望する女子高校生等を対象に、県内の建設業の第一線で活躍している女性技術者の現場を見学し、建設業で女性が働くための心構えや悩みなどについて意見交換を行う「けんせつ女子ツアー&カフェ」を開催する。	—
建設企画課	建設工事等における女性技術者進出の推進	—	—	建設工事や建設工事関連業務委託の発注に際し、女性や40歳未満の男性を配置予定技術者とした場合に高評価が得られる若手・女性技術者評価型総合評価落札方式の活用を継続。	—
医療政策課	女性医師サポート事業	20,059	20,059	女性医師が仕事と家庭を両立しながら医師として働き続けることができる環境づくりを進めるため、女性医師支援ステーションを設置するとともに、女性医師の就労環境の改善に取り組む病院を支援。	—

#### (4) 女性の起業に対する支援

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
中小企業・創業支援課	商工業振興資金融資事業	15,143,200 の一部	14,246,300 の一部	開業支援資金を利用する方が、女性の場合、金利優遇を実施。	10
中小企業・創業支援課	やまがたチャレンジ創業応援事業（再掲）	34,004 の一部	34,004 の一部	ワンストップ・ワンパッケージでの創業支援を行うことで女性が創業しやすい環境を整備するとともに、創業に係る経費の一部を助成。	10
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業（再掲）	29,857	29,857	多様な分野での女性の活躍の状況や、支援機関、県内の講座情報等について「チャレンジ応援やまがた」等で情報提供。	9
農業技術環境課	次代を担う女性農業者育成事業費（再掲）	6,109	4,637	家族経営体における女性の参画について理解を深めるとともに、経営者・経営参画者として経営の発展強化に貢献する農業者を育成するため夫婦等を対象に次世代リーダー育成セミナーを実施する。また、農業の魅力伝える啓発資料をWEB版で作成するとともに、女性農業者が交流会や意見交換会等を通して、農村女性が働きやすい（学べる）環境づくりに向けた意識・意欲の醸成を図るほか、異業種との連携や地域ネットワークづくり等の取組みを支援する。	—
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術普及課の普及指導事業（再掲）	—	—	農産加工品の開発や直売所の運営等6次産業化を推進していく中で、女性農業者の起業を支援。	—

施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 管理職、役員等への女性の登用促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
人事課 企業局総務企画課 病院事業局県立病院課 教育庁教育政策課 教職員課 警察本部警務課	—	—	—	女性職員の能力が多様な分野で発揮されるよう、また、将来の幹部職員登用も展望した人材育成推進の観点も踏まえ、多様な分野へ積極的な登用を一層推進するほか、能力と意欲のある女性職員の確保・育成の取組みの推進など、各任命権者が定める特定事業主行動計画に基づいた取組みを実施。	11
女性・若者活躍推進課	男女共同参画行政推進事業	271	271	市町村における女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿って積極的に取り組むよう働きかけを行う。	12
女性・若者活躍推進課	女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力創出発信事業	676	676	女性も力を十分発揮し、いきいきと暮らし、働ける山形県の実現を目指し、各界で活躍している実践者等からなる「女性活躍前進懇話会」を開催。	—
女性・若者活躍推進課	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業	2,448	2,448	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業	102	102	女性活躍推進法に基づき、「やまがた女性活躍応援連携協議会」を開催し、県内の経済、農業団体や行政などが連携して、働く女性の活躍に関する取組みの推進に向けて協議を行う。	—
雇用・コロナ失業対策課	労政関係調査事業 (労働条件等実態調査事業)	1,137	1,136	県内の民間事業所における労働者の労働条件等を把握し、県の労働行政の基礎資料とするため、「育児休業制度の有無及び取得状況」等について調査を実施。	—
女性・若者活躍推進課	共に働き共に育む社会づくり推進事業	1,326	1,326	働く女性を対象とした「ビジネスウーマン交流会」をオンラインで開催し、県内女性のモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージを持ってもらう。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進のキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」や企業で働く女性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	13
女性・若者活躍推進課	やまがたウーマノミクス加速化プロジェクト事業	2,146	—	(令和3年度で終了)	13

(2) 審議会等委員への女性の参画促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	県審議会等への女性の参画推進	—	—	「女性の人材リスト」の拡充を図り、各局毎の年次計画に基づき県審議会等における女性の積極的な起用を推進。また、登用進捗状況を調査し、公表。	14
女性・若者活躍推進課	市町村審議会等への女性の参画登用の調査・公表	—	—	毎年実施している内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」に基づく政治分野における女性の参画状況を調査・公表。	15
女性・若者活躍推進課	市町村審議会等への女性の参画登用の働きかけ	—	—	市町村における審議会等委員への女性の参画登用に関して協力を求める。	15

(3) 政治分野における女性の参画促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	政治分野における女性の参画状況の調査	—	—	毎年実施している内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」に基づく政治分野における女性の参画状況を調査・公表。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	多様な分野での女性の活躍の状況や、支援機関、県内の講座情報等について「チャレンジ応援やまがた」等で情報提供。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進のキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」や企業で働く女性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	—
女性・若者活躍推進課	共に働き共に育む社会づくり推進事業(再掲)	1,326	1,326	働く女性を対象とした「ビジネスウーマン交流会」をオンラインで開催し、県内女性のモチベーションアップや意識改革につなげるとともに、県内で働く中長期的なキャリア・ライフイメージを持ってもらう。	—

(4) 農林水産分野等における女性リーダー等の育成

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
農政企画課 団体検査指導室	-	-	-	女性が農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性の農協役員等への登用を促進し、組織の活性化が図られるよう機運醸成を図る。	-
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術普及課の普及指導事業	-	-	農産加工品の開発や直売所の運営等6次産業化を推進していく中で、女性農業者の起業を支援。	16
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術普及課の普及指導事業(再掲)	-	-	農業経営における役割分担や報酬等を定める家族経営協定の締結を推進する中において、女性の農業経営への主体的な参画についても働きかける。	17
農業技術環境課	次代を担う女性農業者育成事業費	6,109	4,637	家族経営体における女性の参画について理解を深めるとともに、経営者・経営参画者として経営の発展強化に貢献する農業者を育成するため夫婦等を対象に次世代リーダー育成セミナーを実施する。また、農業の魅力伝える啓発資料をWEB版で作成するとともに、女性農業者が交流会や意見交換会等を通して、農村女性が働きやすい(学べる)環境づくりに向けた意識・意欲の醸成を図るほか、異業種との連携や地域ネットワークづくり等の取組みを支援する。	-

(5) 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
人事課	職員研修事業	22,766 の一部	28,937 の一部	女性職員が将来にわたって高い意欲を維持し、自分の強みや価値観を再確認し、将来に向けたキャリアスタイルを描くための研修を実施。	-
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進のキーパーソンや女性リーダーを育成する「チュアア塾」や企業で働く女性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	18
農政企画課 団体検査指導室	-	-	-	女性が農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性の農協役員等への登用を促進し、組織の活性化が図られるよう機運醸成を図る。	-

施策の方向5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
雇用・コロナ失業対策課	職場環境改善促進事業	5,933	5,933	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様な柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	-
女性・若者活躍推進課	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	2,448	2,448	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	-
庄内総合支庁	女性活躍応援事業	534 の一部	534 の一部	企業でのワーク・ライフ・バランスの実践や女性自身の働き方に対する意識の向上を目的として、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業や、多様な働き方をしている女性を取材し情報発信。	-
雇用・コロナ失業対策課	WEB労働やまがた運営事業(山形県就職情報サイト等運営事業の一部)	3,375 の一部	3,658 の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホームページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実施。	-

(2) 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	2,448	2,448	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	24
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業(再掲)	102	102	女性活躍推進法に基づき、「やまがた女性活躍応援連携協議会」を開催し、県内の経済、農業団体や行政などが連携して、働く女性の活躍に関する取組みの推進に向けて協議を行う。	-
女性・若者活躍推進課	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	4,016	2,446	県内企業の男性の育児休業取得促進を図るため、企業の管理職、人事労務担当者を対象とするセミナーを開催。	19~21、24
女性・若者活躍推進課	女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力創出発信事業(再掲)	676	676	女性も力を十分発揮し、いきいきと暮らし、働ける山形県の実現を目指し、各界で活躍している実践者等からなる「女性活躍前進懇話会」を開催。	-

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
雇用・コロナ失業対策課	WEB労働やまがた運営事業(山形県就職情報サイト等運営事業の一部)(再掲)	3,375の一部	3,658の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホームページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実施。	—
雇用・コロナ失業対策課	職場環境改善促進事業(再掲)	5,933	5,933	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	32
置賜総合支庁	女性活躍応援事業(再掲)	534の一部	534の一部	若年女性が長期的な視点で自らの人生設計を行う力を身につけ、自分らしい働き方を選択できるよう、ライフプランニングについて具体的に学ぶセミナーを開催する。	—

### (3) 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	マザーズジョブサポートセンター運営事業	38,419	38,446	女性の就労相談、仕事と子育ての両立に関する情報提供や託児サービスの提供等によるワンストップ支援を行うマザーズジョブサポート山形及びマザーズジョブサポート庄内を運営するとともに、各地域において出張相談・セミナーを開催。	25
医療政策課	女性医師サポート事業	20,059	20,059	女性医師が仕事と家庭を両立しながら医師として働き続けることができる環境づくりを進めるため、女性医師支援ステーションを設置するとともに、女性医師の就労環境の改善に取り組む病院を支援。	—
医療政策課	ナースセンター事業	22,992	23,838	潜在看護師等の再就業を促進するため、看護師等免許保持者の届出制度などを活用しながら、県ナースセンターによる就業相談・斡旋、各種ガイダンス等を開催。	—
雇用・コロナ失業対策課	職業能力開発校管理運営	18,805	20,812	山形職業能力開発専門学校及び庄内職業能力開発センターにおける新規学卒者、在職者及び離職者を対象とした職業訓練実施に伴う施設管理を行う。	—
雇用・コロナ失業対策課	職業能力開発校教務	10,465	11,433	山形職業能力開発専門学校及び庄内職業能力開発センターにおける新規学卒者、在職者及び離職者を対象とした職業訓練を実施。	—
雇用・コロナ失業対策課	離職者職業訓練事業	233,897	233,757	離職者の多様な職業訓練の機会を確保し再就職を図ること目的に、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を実施。	—
子ども家庭支援課	ひとり親家庭就業自立支援センター事業	2,352	2,352	ハローワークを含む関係機関による就業支援連絡会議において、DV被害者を含むひとり親家庭の就業支援について情報交換を行う。	—

### (4) 関係法令の遵守と男女間格差の是正

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
雇用・コロナ失業対策課	WEB労働やまがた運営事業(山形県就職情報サイト等運営事業の一部)(再掲)	3,375の一部	3,658の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホームページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実施。	—
雇用・コロナ失業対策課	職場環境改善促進事業(再掲)	5,933	5,933	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	32
雇用・コロナ失業対策課	女性の賃金向上推進事業	120,370	55,500	女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。	22
雇用・コロナ失業対策課	労働関係法啓発	249	249	関係機関と連携し労働基準法等の理解と的確な制度運用の啓発を実施。	—
雇用・コロナ失業対策課	トータル・ジョブサポート運営事業	9,702	9,557	若者就職支援センター、求職者総合支援センターとハローワークが連携して就職支援のためのワンストップサービスを提供する相談窓口を県内4地区で運営。また、チーム支援による早期就職に向けた集中的支援の実施。	—
子ども保育支援課	保育士等キャリアアップ研修費等(教育・保育給付)	17,516	19,808	民間立保育所の保育士の処遇改善に向け、市町村や保育関係団体と連携し、人件費の加算の要件となっている研修を実施。	—
子ども保育支援課	放課後児童クラブ指導員の処遇改善等(放課後児童クラブ推進事業)	226,893	235,658	指導員の処遇改善に取り組む放課後児童クラブに対する支援等を行う。	—
高齢者支援課	介護職員確保定着促進事業費(介護人材確保対策連携協働推進事業)	803	803	県及び関係機関・団体(国、市町村、養成・教育機関、施設・事業所、関係団体)で構成される「山形県介護職員サポートプログラム推進会議」を開催し、介護職員をサポートする事業を総合的かつ一体的に実施し、介護職員が安心して介護業務に従事できる体制を構築する。	—

(5) ハラスメント防止対策の促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
雇用・コロナ失業対策課	WEB労働やまがた運営事業(山形県就職情報サイト等運営事業の一部)(再掲)	3,375の一部	3,658の一部	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止について、ホームページやメールマガジン等により普及・啓発を実施。	26
雇用・コロナ失業対策課	山形県中小企業労働相談事業	47,358の一部	45,146の一部	賃金や労働時間など、労働に関する悩みについて、助言や関係機関の紹介の実施。なお、各総合支庁に労働相談員(社会保険労務士)を週1回配置することにより、専門的な相談へも対応。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業	482	482	県内各地域における男女共同参画の理解の促進を図るため、男女共同参画推進員による出前講座を実施。また、推進員を対象としたオンライン会議を実施。	—

施策の方向6 家庭・地域における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画に関する気運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとしての女性の参画の促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業	29,857	29,857	オンラインに対応した環境整備を行うなど、地域における男女共同参画の拠点である県男女共同参画センター「チェリア」の機能強化を図る。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業(再掲)	482	482	県内各地域における男女共同参画の理解の促進を図るため、男女共同参画推進員による出前講座を実施。また、推進員を対象としたオンライン会議を実施。	27
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	市町村担当者会議(オンライン)を開催することで、男女共同参画推進のための情報交換を行い、市町村と県が一体となって男女共同参画社会づくりを推進。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、実行委員会形式の男女共同参画に関する地域講座を開催。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、チェリア塾修生のネットワーク化を促進し、活動を支援。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画センター事業(再掲)	29,857	29,857	県男女共同参画センターにおいて、女性団体のネットワークの活動の活性化を図るため、活動を支援。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画推進事業	277	271	多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人又は団体について顕彰し、その功績を称えるとともに、県民の一般の関心を高めるため、知事表彰を行った。また、仕事や地域活動等、様々な分野でのチャレンジを顕彰する「チャレンジ賞」表彰を行う。	—
最上総合支庁	共にいきいきと輝くことができる環境づくり事業	276	148	女性の地域における多様な活躍を後押しするため、県と市町村が実行委員会を組織し、管内で実際に活動を行っている女性のパネリストを迎えてシンポジウムを開催する。	—
最上総合支庁	女性活躍応援事業	534の一部	100	最上地域における女性活躍の意識醸成を促し、女性が地域社会の中で誇りを持って活躍することができるよう、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みを推進、後押しするため、企業の管理者等を対象にした研修会を開催する。	—

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	2,448	2,448	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	28
女性・若者活躍推進課	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	4,016	2,446	県内企業の男性の育児休業取得促進を図るため、企業の管理職、人事労務担当者を対象とするセミナーを開催。	19～21、24
生涯教育・学習振興課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業	1,386	1,321	仕事で多忙なため家庭教育に関する学習機会等に参加できない保護者やこれから家庭をもつ若者のために、企業等に訪問して、家庭教育に関する講座を開催。	29
しあわせ子育て政策課	子育て県民運動の推進等	5,005	4,793	県民総ぐるみの、子どもや子育て家庭に対する応援活動の実践 ・「子育て基本条例」に基づく全県的な気運醸成活動の展開 ・「やまがた子育て応援サイト」の運営 ・「地域みんなで子育て応援団活動」による県内4地域の特色を活かした各地域における情報発信や子育て応援活動	—
しあわせ子育て政策課	パパママ一緒に子育て応援事業	—	968の一部	【新規事業】 実際に育児休業を取得することとなる男性会社員等(男性育休担当者)を対象に、家事・育児参画セミナーを開催	19～21

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
しあわせ子育て政策課	やまがたハッピーライフプロジェクト	153,100の一部	95,900の一部	結婚後の新生活における男性の家事・育児への参画促進のため市町村と連携し、新婚夫婦を対象としたセミナーを開催	—

### (3) 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
しあわせ子育て政策課	子育て県民運動の推進等(再掲)	5,005	4,793	県民総ぐるみの、子どもや子育て家庭に対する応援活動の実践 ・「子育て基本条例」に基づく全県的な気運醸成活動の展開 ・「やまがた子育て応援サイト」の運営 ・「地域みんなで子育て応援団活動」による県内4地域の特色を活かした各地域における情報発信や子育て応援活動	—
しあわせ子育て政策課	やまがた子育て応援パスポート事業	682	858	引き続き、企業・店舗の参画を得て、社会全体で子育てを支援する気運を醸成し、子育て家庭の負担感を軽減するため、協賛した企業・店舗において子育て家庭に各種サービスを提供する仕組みを運営。	31
しあわせ子育て政策課	山形で子育てしたいプロジェクト発信事業	266	266	Webサイトで、山形で結婚・子育てするライフデザインを描くための「やまがた結婚・子育てデザインコンテンツ」を提供し、子育て環境・支援制度について情報発信を行う。	—
しあわせ子育て政策課	やまがた他孫(たまご)育て支援事業	733	733	ボランティアとしてかかわるシニア層の力で、地域で子育てを支える環境づくりを行う。	—
子ども家庭支援課	妊娠・出産・子育て安心生活応援事業	48,323	53,530	妊娠・出産・子育てに対する不安感を解消するため、生まれてくる赤ちゃん子育て家庭を社会全体で応援するメッセージを贈るとともに、子育て世代包括支援センターの体制を整備するなど、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、安心して子育てできる環境づくりを促進。	—
子ども保育支援課	認定こども園等整備推進	272,772	204,845	認定こども園等の施設整備を図り、子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を推進。	30
子ども保育支援課	特別保育事業	23,170	113,816	保育需要の多様化に対応するため、障がい児保育等の特別保育を実施するとともに、保育士を支える保育支援者を配置するなど、保育所における保育サービスの充実を図る。	—
子ども保育支援課	届出保育施設等すこやか保育事業	35,009	34,483	届出保育施設等における0～2歳児及び待機児童の受入れ等に係る経費を助成。	30
子ども保育支援課	放課後児童支援員認定資格研修事業(放課後児童クラブ推進事業)	4,458	4,458	放課後児童支援員として業務を行ううえで必要最低限の知識・技能を修得し、実践する際の基本的な考えや心得を認識してもらうことを目的とした研修会を実施。	—
子ども保育支援課	放課後児童クラブ整備推進	88,806	82,603	放課後児童クラブの整備に対する助成事業を実施。	—
子ども保育支援課	震災避難世帯保育支援事業	5,776	164	児童福祉施設等給食の放射性物質のモニタリングの実施等を支援。	—
子ども保育支援課	保育士人材確保研修等事業	85,028	78,544	拡大する保育需要に対応するため、保育士の就業促進、処遇改善、潜在保育士再就職支援等を実施し、保育人材の確保を図る。	30
子ども保育支援課	多子世帯における保育料負担軽減事業	30,149	31,350	多子世帯の負担軽減と子育てしやすい環境の整備を図るため、同一世帯から2人以上の就学前児童が届出保育施設等に入所している場合に、保育料の減額を行った市町村に対して補助を行う。	—
子ども保育支援課	地域で支える子育て安心事業	73,372	84,818	放課後児童クラブを兄弟姉妹で同時利用している世帯に対する利用料軽減及び低所得世帯に対する利用料軽減のため、市町村に対し助成を行う。	—
子ども保育支援課	待機児童ゼロ緊急プロジェクト事業	18,800	1,579	保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際に要した費用を支援すること等により、認定こども園に勤務する保育教諭を確保することで、待機児童の解消を図る。	30
子ども保育支援課	地域子ども・子育て支援事業	619,089	862,315	保育ニーズの多様化に対応するため、市町村におけるファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業などの子ども及び子育て家庭への支援に対して助成。	—
子ども保育支援課	私立幼稚園預かり保育推進事業(私立幼稚園子育て支援事業費補助金)	50,357	43,296	私立幼稚園が行う預かり保育事業を促進するため、事業に要する経費の一部を支援。	—
子ども保育支援課	保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業費	927,063	685,370	国基準の「利用者負担額8区分」のうち、0から2歳児の無償化されていない第3及び第4区分(推定年収470万円未満)の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施する。	—

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
子ども保育支援課	ベビーシッター理解促進事業 (山形しあわせライフ応援 プログラム事業費)	0	266	【新規事業】 ベビーシッター制度の理解を促進するための情報発信を行う。	
子ども家庭支援課	—	—	—	ウェブサイトを利用し、妊娠・出産・育児に関する情報提供やメール 相談を行うことにより、妊娠期から子育て期における不安を抱える子育 て家庭等を支援。	—
子ども家庭支援課	—	—	—	妊娠・出産・子育て期への一貫した「切れ目のない支援」を行うた め、市町村による総合的なワンストップ相談拠点を充実し、安心して子 育てできる環境づくりを推進。	—
高齢者支援課	地域支援事業	844,344	850,711	要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地 域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する目的で市 町村が実施する「地域支援事業」に対する法定負担分を交付。	—
村山総合支庁	むらやま若者子育て安心イ メージアップ事業	261	466	高校生に乳幼児とのふれあいの機会や子育て中の親子との交流の機会 を提供することにより、若者世代が男女共に安心して子育てに臨むイ メージを高める。	—
村山総合支庁	子育て応援情報発信事業	80	80	村山地域みんなで子育て応援団サイト「むらやま子育てナビ」によ り、子育て支援情報の発信を行う。	—
最上総合支庁	子育て応援情報発信事業	292	292	子育て応援イベントや子育て支援者向け研修会等を実施する。 また、ホームページ（モコネット）による子育て支援情報（イベント 等）の発信を行いつつ、子育てにかかる行政情報をサイトに掲載（及び リンク集の管理）し支援を継続する。	—
置賜総合支庁	安心子育て支援事業	145	190	発達が気になる子どもの支援者が、保護者や子どもとの関わり方を学 ぶ「ペアレントサポート講座」により、各所属における保護者対応・支 援につなげていく。	—
置賜総合支庁	子育て応援情報発信事業	—	—	「置賜地域みんなで子育て応援団」ホームページにより、地域に密着 した子育て支援情報の発信を行う。	—
庄内総合支庁	子育て応援情報発信事業	—	—	庄内子育て情報サイトへの情報提供及びサイトの充実支援を継続。	—

施策の方向7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	—	—	—	児童生徒の発達段階に応じた、分かりやすい教材の開発や、医師など外部の専門家による児童生徒に対する指導機会を充実。	—
義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	—	—	—	児童生徒からのサインを的確に受け止めることができるようにするための教員を対象とした研修を充実。	—
義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	—	—	—	保護者が、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育や性被害の防止方法について学習する機会及び相談体制を充実。	—
子ども家庭支援課	DV対策庁内連絡会議の開催等	—	—	新DV計画策定に向け、庁内関係課から、現DV計画に基づく施策の実施状況を把握するとともに、新DV計画における強化すべき施策展開について、関係部局間で協議、検討を行う。	—
女性・若者活躍推進課	女性に対する暴力の防止の周知	—	—	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、市町村や総合支庁等と連携し、ポスターの掲示や、リーフレットを設置する。また、ホームページへの掲載等により女性に対する暴力の防止について周知を図る。	—
警察本部 人身安全少年課	被害防止活動の普及啓発推進	—	—	関係機関との連携を図りながら女性に対する犯罪の防止について周知するとともに、加害者の検挙、被害者の保護対策を推進。	—
警察本部 警務課	相談体制の整備 (今後の刑事手続や利用できる支援制度の教示)	194	186	犯罪被害者に被害を受けた後の刑事手続や利用できる制度などを知らせる「被害者の手引き」を配付し、犯罪被害者を支援。	—
消費生活・地域安全課	性犯罪等被害者支援事業	5,477	6,761	性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談、カウンセリング等心理的支援、捜査関連支援、法的支援等)を可能な限り一か所で提供する「やまがた性暴力被害者サポートセンター(ベにサボやまがた)」を運営し、内閣府コールセンターと連携し24時間365日体制で電話相談を受け付け、必要な支援等に対応するなど、専門的な相談対応や支援体制の充実を図る。	—

(2) DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	DV防止に向けた啓発の推進	—	—	女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題であることを、あらゆる世代に対し広めていくため、DV防止啓発リーフレットを高校等の学校、民間支援団体、イベントホール、医療機関等に幅広く配布。	34
女性・若者活躍推進課	デートDV防止出前講座	223	223	若年層におけるDV被害の未然防止を目的とし、高等学校、大学、短期大学等に対し講師を派遣し、生徒等にデートDVの実情や予防啓発の必要性に対する理解を深めるための出前講座を実施。	34
女性・若者活躍推進課	—	—	—	若年層に向けたDVの予防教育の強化につなげるため、デートDV防止出前講座等の予防啓発を行うことができるファシリテーターを養成する研修を実施。	—
子ども家庭支援課	DVセンター機能強化	160	—	婦人相談所のほか、各総合支庁子ども家庭支援課(村山総合支庁は生活福祉課)の配偶者暴力相談支援センター機能を活用し、DV被害者に対する相談支援を行う。	—
警察本部 広報相談課	警察安全相談受理時の被害者等に対する支援活動	63	60	相談者から寄せられるSOSに対して、機敏できめ細やかな対応を心掛け、相談者と直接面談による安否確認を徹底し、被害者の保護、一時避難その他緊急時における自衛手段等の教示、関係機関への情報提供を行うなど事案に応じて対処する。	—
警察本部 人身安全少年課	被害防止に向けた体制の整備	—	—	「山形県警察本部人身安全関連事案対処体制」を確立し、県民の安全を確保するため、相談者との直接面談による被害状況の確認や、その危険性・切迫性に応じた保護対策を講じるとともに、加害者の検挙や指導警告を行う等、被害の発生防止や重大事件への発展の防止を図る。	—
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策推進事業	636 の一部	608 の一部	相談者に対して、保護命令制度及び女性相談センターへの一時保護を教示するほか、自ら避難場所を確保することができない場合又は公的施設への避難が困難な場合において、民間宿泊施設への一時避難を伴う費用を負担する措置を講じ、被害者の安全を確保する。	—
子ども家庭支援課	要保護女子やDV被害者の保護・自立支援	3,665 の一部	3,217 の一部	中央配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談、保護、自立支援を行うとともに、各地域配偶者暴力相談支援センター、市福祉事務所、警察署等との連携会議を開催し、DV被害者保護支援ネットワークの強化を図るとともに、迅速かつ適切な保護・移送を図る。	—

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
建築住宅課	県営住宅に入居する際の優遇措置	—	—	DV被害者の県営住宅への入居に際し、単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置を講じる。	—
建築住宅課	別の県営住宅への住み替え	—	—	県営住宅の既存入居者でDV被害者については、別の県営住宅への住み替え（特定入居）を認める。	—
子ども家庭支援課	DV被害者自立支援	—	—	NPO等民間支援団体が、シェルターやステップハウスを設置する動向がないか情報収集に努める。	—
子ども家庭支援課	ひとり親家庭就業自立支援センター事業	2,352	2,352	ハローワークを含む関係機関による就業支援連絡会議において、DV被害者を含むひとり親家庭の就業支援について情報交換を行う。	—
女性・若者活躍推進課	男女共同参画行政推進事業	—	—	市町村におけるDV計画策定や市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に関して働きかけを行う。	33
子ども家庭支援課	DVセンター機能強化（再掲）	160	—	関係機関との連携を密にするため、県域及び総合支庁ごとにDV被害者支援対策関係機関連絡会議を開催。	—

### (3) DV対応と児童虐待対応との連携強化

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
子ども家庭支援課	—	—	—	福祉相談センターが女性相談センターと中央児童相談所の機能を有していることから、有機的に連携することでDV及び児童虐待への対応を強化。	—
子ども家庭支援課	—	—	—	全ての市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議に女性相談員等が参画するよう市町村を支援し、DV対応と児童虐待対応の連携強化を実施。	—

### (4) 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策推進事業 (再掲)	636 の一部	608 の一部	性犯罪の前兆とみられる声かけ、つきまとい等が発生した場合、行為者を特定し、検挙や指導警告等の措置を講じ、重大事件の発生を未然に防止する。 更に、被害者方への防犯カメラの設置や緊急通報装置の貸出し等により再被害防止を図る。	—
消費生活・地域安全課	性犯罪等被害者支援事業 (再掲)	5,477	6,761	性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援（産婦人科医療、相談、カウンセリング等心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供する「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにさがやまがた）」を運営し、内閣府コールセンターと連携し24時間365日体制で電話相談を受け付け、必要な支援等に対応するなど、専門的な相談対応や支援体制の充実を図る。	—
警察本部 警務課	性犯罪被害者に対する経済的・精神的負担の軽減	249	240	性犯罪被害者の産婦人科医療等の経費を公費負担するとともに、カウンセリングを実施し、被害者の経済的・精神的負担軽減を図る。	—
各総合支庁	各地域DV被害者支援連絡協議会	—	—	配偶者等からの暴力の防止対策及びDV被害者への支援を推進するため、総合支庁と関係機関等で構成した地域DV被害者支援連絡会議を開催。	—
警察本部 広報相談課	「性犯罪被害相談電話」#8103 (通称：ハートさん)の設置	—	—	性的被害に関する悩みや苦しみを抱える方からの相談に応じるため、全国共通の短縮ダイヤル「性犯罪被害相談電話」#8103（通称：ハートさん）が設置されており、その周知を図るとともに、相談内容に応じて適切に対処する。	—
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策推進事業 (再掲)	636 の一部	608 の一部	ストーカー事案を認知した場合、危険性・切迫性に応じて、加害者の検挙や警告、禁止命令の措置を講じ、重大事件への発展を防止するほか、加害者に、カウンセリングや精神医療の受診を勧め、精神科医療等と連携した再発防止を図る。	—
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策推進事業 (再掲)	636 の一部	608 の一部	被害者やその親族の安全を確保するため、緊急保護の必要がある場合には、一時的にビジネスホテルなどの宿泊施設を提供するとともに、その宿泊費用を支援。	—
子ども家庭支援課	婦人保護	3,665 の一部	3,217 の一部	緊急に保護することが必要と認められる女性被害者について、施設での一時保護を実施し、安全の確保を図る。	—

## 施策の方向8 生涯を通じた健康支援

### (1) ライフステージに応じた健康の保持増進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
子ども家庭支援課	生涯を通じた女性の健康支援事業	1,267	1,696	各保健所において、女性の健康の保持増進のための相談・健康教育や妊娠相談窓口を設置し、妊娠、出産、不妊、更年期等に関する相談事業及び普及啓発を推進。	—
子ども家庭支援課	—	—	—	思春期から更年期の幅広い世代の女性を対象に、それぞれの健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう各保健所において健康教育のための講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を支援。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	①地域・職域連携推進事業 ②がん検診受診率向上対策事業 ③健康増進事業 ④女性のがん検診受診率向上対策	2,952	2,634	地域・職域連携推進協議会、健康増進事業評価検討会等の機会を捉え、特定健診やがん検診受診率向上に向けた取組みを推進するとともに、女性ががん検診を受けやすい環境の整備や新聞、SNS、リーフレット等様々な広報媒体を活用したがん検診受診率向上に向けた普及啓発活動を実施する。	35 36
スポーツ保健課	学習指導要領及び年間指導計画に基づく健康に関した指導	—	—	各学校における保健教育(学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、個別指導、日常の学校生活における指導等)を通して、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を学習。	—
スポーツ保健課	広域スポーツセンター運営事業	2,079	1,983	県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができるよう環境を整備し生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民が主体的に参画する「総合型地域スポーツクラブ」の育成支援を実施。	—
高齢者支援課	通いの場における介護・フレイル予防対策事業	2,456	2,454	地域ケア会議に関わっている専門職団体と協力のうえ作成した、通いの場で実施可能な総合的な介護・フレイル予防プログラムを普及させていくとともに、通いの場の設立や継続支援を行っている市町村や地域包括支援センター職員等の資質向上や情報交換の場を提供する。	—
高齢者支援課	地域包括支援センター職員研修	946	946	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村に設置されている地域包括支援センターの機能を強化するため、職員に対して地域づくりに関する能力向上やその他業務に必要な情報を習得する研修を実施し、資質向上を図る。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	受動喫煙防止対策促進事業	247	247	改正健康増進法及び山形県受動喫煙防止条例を広く県民に周知し、受動喫煙のない地域社会づくりを進めるため、出前講座、リーフレットの配布等の取組みを実施する。	—

### (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
子ども家庭支援課	生涯を通じた女性の健康支援事業(再掲)	1,267	1,696	各保健所において、女性の健康の保持増進のための相談・健康教育や妊娠相談窓口を設置し、妊娠、出産、不妊、更年期等に関する相談事業及び普及啓発を推進。	—
スポーツ保健課	—	—	—	教育活動(保健、情報等の科目や、特別活動等)の中でインターネット、SNSの使用の仕方の講演会等を開催。	—
スポーツ保健課	子どもの健康づくり連携事業	925	915	子どもの現代的な健康課題に適切に対応するために、小・中・高等学校、特別支援学校40校に専門医を派遣し、教職員への指導助言、講話または講演、児童生徒や保護者への健康相談等を実施。	—

### (3) 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連数値目標番号
		③令和3年度当初予算額(千円)	④令和4年度当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
医療政策課	周産期医療対策事業	139,599	139,599	安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、「第7次山形県保健医療計画(H30.3策定)」に基づき、総合周産期母子医療センターの運営費の助成や周産期・新生児医療従事者の技術力向上を図るための研修等を支援。	—
子ども家庭支援課	妊娠・育児に関する情報発信・メール相談事業	1,069の一部	1,066の一部	妊娠・出産・子育てに対する不安感を解消するため、生まれてくる赤ちゃん子育て家庭を社会全体で応援するメッセージを贈るとともに、子育て世代包括支援センターの体制を整備するなど、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、安心して子育てできる環境づくりを促進する。	37
子ども家庭支援課	妊娠・出産・子育て安心生活応援事業	48,323	53,530	Webサイトやまがた子育て応援サイトにおいて、妊娠・出産・子育てに関する情報を掲載し、メール相談を実施。	—
医療政策課	小児救急電話相談事業	15,867	15,681	保護者の不安解消及び適正受診の推進を図るため、小児救急電話相談を毎日19時から翌朝8時まで実施。	—
医療政策課	小児救急医療啓発事業	2,722	2,722	小児の急病時における対処方法について普及啓発を図るため、乳幼児の保護者等を対象に講習会を開催するとともに、ガイドブックの作成配布を行う。	—
子ども家庭支援課	子育て支援医療給付事業	1,185,566	1,110,686	就学前乳幼児及び小・中学生の保険診療に係る自己負担額(小学4年生から中学3年生までの者は入院に係る費用のみ)について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
子ども家庭支援課	ひとり親家庭等医療給付事業	246,007	234,344	ひとり親家庭等の対象者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
子ども家庭支援課	不妊専門相談センター事業	900	980	山形大学医学部に委託し、不妊に悩む夫婦に、予約制により産婦人科医師が無料で面接・電話相談を実施する。	—
子ども家庭支援課	女性事業	201,641	192,000	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療を受けている夫婦に、その治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る。	—
子ども家庭支援課	特定不妊治療費（保険適用分）	—	111,960	【新規事業】 保険適用されている特定不妊治療費の自己負担分の一部について、医療費の助成を行う。	—
雇用・コロナ失業対策課	WEB労働やまがた運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）	3,375 の一部	3,658 の一部	女性労働者の母性健康管理のために、妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定について、ホームページ「WEB労働やまがた」等により周知。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	受動喫煙防止対策促進事業（再掲）	247	247	改正健康増進法及び山形県受動喫煙防止条例を広く県民に周知し、受動喫煙のない地域社会づくりを進めるため、出前講座、リーフレットの配布等の取組みを実施する。	—

## 施策の方向9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

### (1) 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
子ども家庭支援課	ひとり親家庭等医療給付事業（再掲）	246,007	234,344	ひとり親家庭等の対象者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
子ども家庭支援課	ひとり親家庭の自立支援	743,810	736,405	子育て支援、生活支援、就労支援、経済的支援の総合的な支援を行う。 ・生活支援員の派遣 ・母子・父子自立支援員による相談支援の実施 ・ひとり親家庭支援センターにおける総合的な相談対応及び関係機関等の支援情報の紹介等の実施 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、講習会等の実施 ・高等職業訓練促進給付金の支給、生活応援給付金・住まい応援給付金の支給、入学準備金及び就職準備金の貸付 ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付	38 39
雇用・コロナ失業対策課	—	—	—	託児サービスを付加した職業訓練の実施により、子育てをしながらの再就職を支援	—
建築住宅課	県営住宅に入居する際の優遇措置（再掲）	—	—	ひとり親家庭の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置により支援（抽選確率の優遇、連帯保証人1名で可、等）	—

### (2) 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
雇用・コロナ失業対策課	職場適応訓練	1,062	1,062	障がい者等就職困難な求職者の就職を容易にするために、県と委託契約する事業所において能力に適合する作業の訓練を実施。この訓練期間中、訓練生には生活の安定を図るための訓練手当を、委託事業主に対しては委託料を支給。訓練期間（一般：6ヶ月以内、重度障がい者：1年以内）	—
雇用・コロナ失業対策課	障がい者就業応援事業	1,013	992	障がい者就業支援員を配置し、職業訓練の受入先となる企業開拓を強化し、障がい者の就業機会の拡大を推進。 積極的に障がい者雇用を進める企業の認定を行い、認定企業の取組みを県がPRすることで、法定雇用率未達成企業等に対する障がい者雇用に対する理解を促進。	40
雇用・コロナ失業対策課	就職促進手当支給事業	4,715	4,715	ハローワークの受講指示を受けて県外の障害者職業能力開発校に入校した障がい者に対する訓練手当を支給。	—
雇用・コロナ失業対策課	離転職者職業訓練事業（障がい者対象職業訓練）、職業能力開発関係指導（アビリンピック育成強化支援）	14,380 の一部	13,653 の一部	求職障がい者の就労委託訓練の実施と全国アビリンピックの出場を目指す技能者の支援を実施。	—
地域福祉推進課	日常生活自立支援事業	59,527	59,527	認知症高齢者等が自立した地域生活が送れるよう、生活支援員を派遣し、福祉サービス利用に関する支援と日常的な金銭管理を行う。	—

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
地域福祉推進課	生活困窮者自立支援事業	107,029	103,582	生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業による困窮相談窓口運営のほか、住居確保給付金支給、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援等事業を実施し、生活困窮者一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行うことで困窮状態から早期に脱却することを支援し、自立の促進を図る。	—
建築住宅課	県営住宅に入居する際の優遇措置(再掲)	—	—	高齢者・障がい者に配慮して設計された1階にある県営住宅については、対象者を優先して募集するものとし、その他については、抽選確率を優遇する措置を講じる。	—
建築住宅課	暮らそう山形！移住・定住促進事業	12549の一部	12549の一部	低所得者、移住者等の住宅確保要配慮者専用として登録されたセーフティネット住宅について、改修費の一部を助成。	—
高齢者支援課	老人クラブ助成事業	25,315	27,322	老人クラブの活動を支援するほか、一人暮らし高齢者を訪問し、話し相手を兼ねた見守りや日常生活の支援を行う「友愛活動」等に対して助成を行う。	—
高齢者支援課	地域包括支援センター職員研修(再掲)	946	946	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村に設置されている地域包括支援センターの機能を強化するため、職員に対して地域づくりに関する能力向上やその他業務に必要な情報を習得する研修を実施し、資質向上を図る。	—
障がい福祉課	社会福祉施設整備補助事業(障がい福祉施設)	101,615の一部	70,860	医療的ケア児等が利用する児童発達支援センター等を開設する場合に事業に要する経費に対して補助する。	—
障がい福祉課	重度心身障がい(児)者医療給付事業	1,082,780	1,062,655	重度心身障がい(児)者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
建築住宅課	やまがたの家需要創出事業(一般リフォーム支援分)	254,400の一部	236,400の一部	障がい者等が自宅で快適に生活できるよう、また住宅介護時の家族等の負担を軽減するために行う住宅リフォームに要する費用に対して補助する。	—
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	山形県国際交流協会運営	10,430の一部	10,395の一部	県国際交流協会において、日本語教室の開催や日本語サポーターを対象にした研修会を実施し、外国人が日本語や日本文化などを学ぶ機会を提供。	—
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	国際交流センター管理運営	25,514の一部	25,514の一部	県国際交流センターにおいて、外国人相談窓口を設置し、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語で相談対応を実施。	—
女性・若者活躍推進課	やまがた女性のつながり緊急サポート事業	—	15,000	孤独、孤立や様々な不安、悩みを抱える女性に対し、相談体制の充実や生理用品の配布、女性同士のつながり支援の強化を図る。	—

### (3) 多様な性的指向・性自認への理解促進

①担当課	②施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要			⑥関連 数値目 標番号
		③令和3年度 当初予算額(千円)	④令和4年度 当初予算額(千円)	⑤令和4年度の取組み概要	
女性・若者活躍推進課	—	—	—	国の調査研究の動向や他の都道府県、民間団体等における取組状況等を随時情報収集し、人権の尊重を旨とした今後の本県の取組みの参考とする。	—
義務教育課	チーム学校生徒支援体制整備事業	149,187	151,566	配慮を必要とする児童生徒への対応については、情報の秘匿について十分に配慮しながらも、教員、教育委員会、医療機関等が連携し、チームで支援を行う。	—
高校教育課	—	—	—	各県立高校における性同一性障がいにかかわる生徒の個別的事案に応じ、細やかな対応と教育相談活動の充実、組織的なサポート体制の整備をはかるよう周知しながら、関係機関との連携を密にし、研修会への参加等を促す。	—



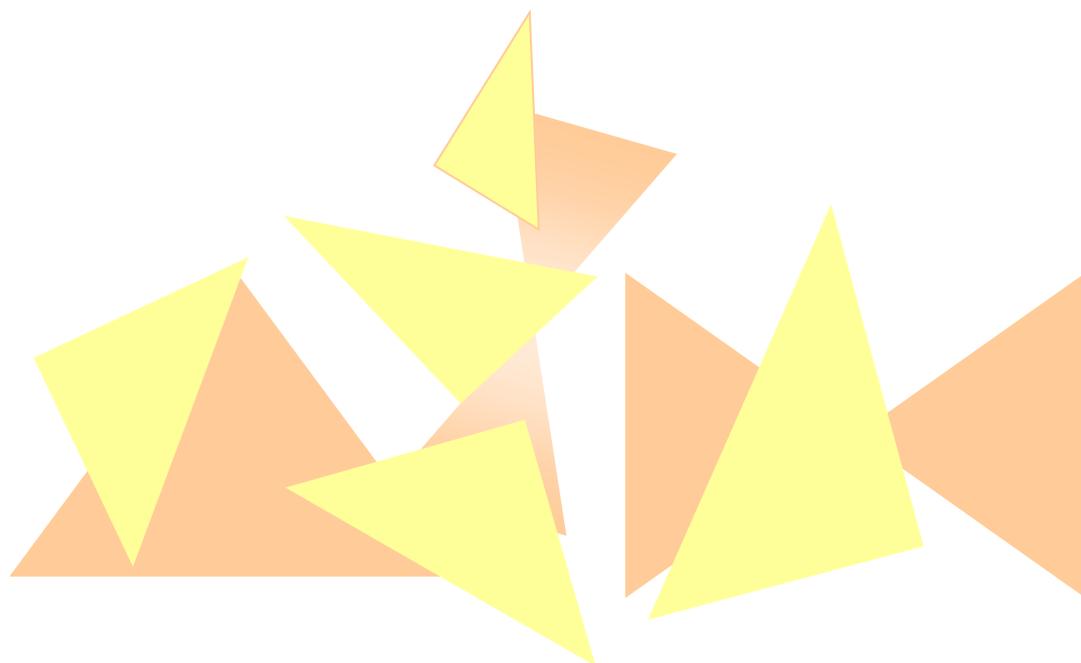
## 第4章

### 令和3年度の山形県 市町村男女共同参画推進状況

県内の市町村においても、男女共同参画推進のために様々な取組みが実施されています。

男女共同参画に関する計画及び女性活躍推進法の推進計画は全市町村で策定されたものの、DV防止法の基本計画の策定率は、100%に達していないことから、今後も計画の策定など取組みを一層推進する必要があります。

第4章では、県内の市町村における男女共同参画の推進状況について、市町村の主要事業や男女共同参画及び女性活躍推進法の推進計画、DV防止法の基本計画の策定状況、市町村における女性の登用状況を御紹介します。





# 1. 市町村における男女共同参画に関する主要事業

市町村名	令和3年度に実施した男女共同参画に関する主要事業		
山形市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会の開催</li> <li>男女共同参画プラン進捗状況調査</li> <li>情報紙「ファーラ」の発行</li> <li>DV相談窓口担当者研修会開催</li> <li>男女共同参画センターの貸館</li> <li>市報・ホームページ・市政広報番組等での啓発</li> <li>市民及び学校教職員、養護教諭を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施</li> <li>男女共同参画に関する作品募集及び表彰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画センター運営委員会の開催</li> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> <li>男女共同参画週間における啓発パネル展示</li> <li>小学生用男女共同参画学習資料の配布活用</li> <li>育児サークルリーダー研修講座開催</li> <li>男女共同参画(WLB)講演会開催</li> <li>小・中学校向け及び事業所向け出前講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性人材バンク</li> <li>連携中枢都市圏連携事業</li> <li>市民企画講座開催</li> <li>情報収集提供事業</li> <li>相談事業</li> <li>交流事業</li> <li>イクボス推進事業</li> <li>自主企画講座の実施</li> </ul>
寒河江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の市報、市HPによる啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルライトアップの実施</li> </ul>
上山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間パネル展示</li> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市報での啓発</li> <li>パープルライトアップの実施</li> </ul>	
村山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画パネル展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の市報による啓発</li> </ul>	
天童市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画を進めるタウンミーティングの開催</li> <li>男女共同参画を進めるための標語募集</li> <li>男女共同参画週間の啓発及びパネル展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙「ぼっふ」の発行(年3回)</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動のパネル展示</li> </ul>	
東根市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の市報による啓発、パネル展</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動の市報による啓発</li> <li>「やまがたイクボス同盟」の周知・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボンプロジェクトの啓発</li> <li>男女共同参画推進計画進捗状況調査</li> <li>男女共同参画推進本部幹事会・本部会・推進懇親会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業への育休取得状況調査</li> <li>市報・ホームページでの啓発</li> </ul>
尾花沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進研修会の開催</li> <li>イクボス宣言の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> <li>やまがたイクボス同盟の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> <li>市報・ホームページでの啓発</li> </ul>
山辺町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画パネル展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町広報紙による啓発</li> </ul>	
中山町	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対する暴力をなくす運動のパネル展示</li> <li>男女共同参画パネル展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進講座の開催</li> <li>町報での啓発</li> </ul>	
河北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> <li>やまがたイクボス同盟統一行動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画計画審査会の開催</li> <li>イクボス行動宣言の実施</li> <li>民間企業へのイクボス推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報による啓発</li> <li>イクボス推進事業</li> <li>イクボスセミナーの開催</li> </ul>
西川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画地域講座の開催</li> </ul>	
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町広報誌による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画パネル展</li> </ul>
大江町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町広報誌、HP、SNSによる啓発</li> </ul>
大石田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町広報誌による啓発</li> </ul>	
新庄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の広報による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画地域講座の開催</li> </ul>
金山町	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報による啓発</li> </ul>		
最上町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の町報での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対する暴力をなくす運動のHPでの周知</li> </ul>	
舟形町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	
真室川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌による啓発</li> </ul>
大蔵村	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボンプロジェクトの啓発</li> </ul>	
鮭川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> <li>村広報誌による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	
戸沢村	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸沢村男女共同参画推進委員会の開催</li> <li>男女共同参画パネル展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌による啓発</li> </ul>
米沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の市報による啓発</li> <li>男女共同参画パネル展</li> <li>男女共同参画啓発セミナー</li> <li>男女共同参画職員研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展</li> <li>旧米沢高等工業学校本館パープルライトアップ</li> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> </ul>	
長井市	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会啓発パネル展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市報・HP等での広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまがたイクボス同盟の周知</li> </ul>
南陽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボンプロジェクトの啓発</li> <li>男女共同参画週間の市報等による啓発</li> <li>男女共同参画パネル展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>えくぼ女性ネットワーク会議の開催</li> <li>男女共同参画関連書籍展示</li> <li>男女共同参画推進セミナー</li> </ul>	
高島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画関連図書企画展</li> <li>文化ホールパープルライトアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知、啓発</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動関連パネル展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種取組の周知・啓発</li> </ul>
川西町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画展</li> <li>男女共同参画講座の開催</li> <li>パープルリボンプロジェクトの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町報・HP等での啓発</li> <li>男女共同参画のまちづくり会議の開催</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動パネル展</li> </ul>	
小国町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボンプロジェクトの啓発</li> </ul>	
白鷹町	<ul style="list-style-type: none"> <li>パープルリボンプロジェクトの啓発</li> <li>男女共同参画講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> <li>男女共同参画関連図書展示会の開催</li> </ul>	
飯豊町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌による掲載</li> </ul>	
鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴岡市男女共同参画推進懇談会の開催</li> <li>男女共同参画週間パネル展示・市報掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荘銀タクト鶴岡のパープルライトアップ</li> <li>かがやき女性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性料理教室</li> </ul>
酒田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウィズ講座開催</li> <li>男女共同参画出前講座の開催</li> <li>日和山公園六角灯台パープルライトアップ</li> <li>男女共同参画推進計画進捗状況確認</li> <li>LGBT&amp;SOGI講座</li> <li>女性活躍推進懇話会の開催</li> <li>女性活躍推進に関する広報啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウィズレターの発行</li> <li>男女共同参画推進センターの運営</li> <li>パープルリボン・プロジェクトの啓発</li> <li>相談事業</li> <li>ミニ講座</li> <li>日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会</li> <li>女性活躍推進に関する奨励金制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録団体の情報交換会の開催</li> <li>男女共同参画パネル展示</li> <li>市広報、ホームページ等での啓発</li> <li>デートDV防止講座</li> <li>女性応援ポータルサイト</li> </ul>
三川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>		
庄内町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の料理教室の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町広報による啓発</li> </ul>	
遊佐町	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の料理教室の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間の啓発</li> </ul>	

## 2. 男女共同参画に関する計画等の策定状況

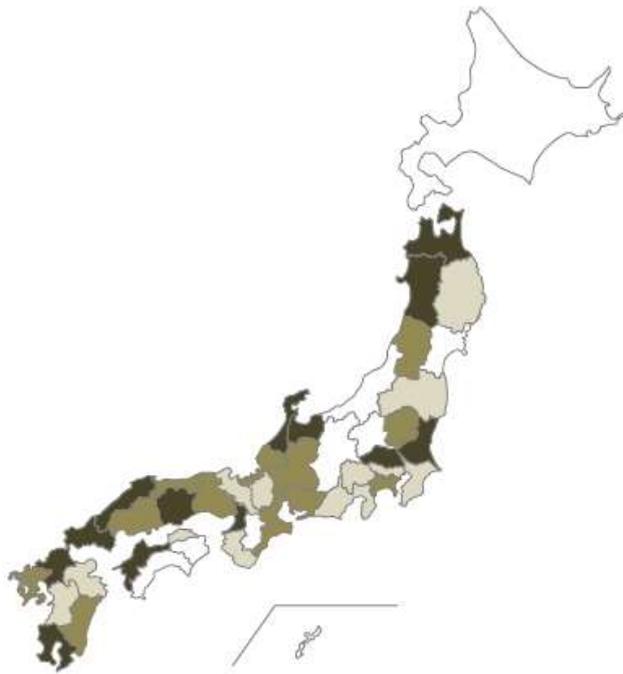
男女共同参画に関する計画			
市町村名	名称	計画期間	策定予定時期
山形市	第4次山形市男女共同参画計画 「いきいき山形男女共同参画プラン」	R4年度からR8年度まで	
寒河江市	第3次寒河江市男女共同参画計画	R4年度からR8年度まで	
上山市	第2次上山市男女共同参画計画	H29年度からR6年度まで	
村山市	第2次村山市男女共同参画基本計画	R2年度からR6年度まで	
天童市	第四次天童市男女共同参画推進計画	R3年度からR8年度まで	
東根市	第3次東根市男女共同参画社会推進計画 ～東根市ABCプランⅢ～	R4年度からR8年度まで	
尾花沢市	第2次尾花沢市男女共同参画推進計画	R2年度からR7年度まで	
山辺町	第2次やまのべ男女共同参画基本計画	R3年度からR7年度まで	
中山町	第2次中山町男女共同参画計画	H30年度からR4年度まで	
河北町	第2次河北町男女共同参画計画	H31年度からR5年度まで	
西川町	西川町男女共同参画計画	H31年度からR5年度まで	
朝日町	朝日町男女共同参画基本計画	R3年度からR7年度まで	
大江町	大江町男女共同参画計画	H30年度からR4年度まで	
大石田町	大石田町男女共同参画計画	R4年度からR8年度まで	
新庄市	新庄市男女共同参画計画	H30年度からR4年度まで	
金山町	金山町男女共同参画計画	R2年度からR6年度まで	
最上町	最上町男女共同参画計画	R2年度からR6年度まで	
舟形町	舟形町男女共同参画推進計画	R3年度からR7年度まで	
真室川町	真室川町男女共同参画計画	R2年度からR6年度まで	
大蔵村	第2次大蔵村男女共同参画計画	R4年度からR8年度まで	
鮭川村	鮭川村男女共同参画計画	R2年度からR7年度まで	
戸沢村	戸沢村男女共同参画計画	R3年度からR7年度まで	
米沢市	第2次米沢市男女共同参画基本計画	H29年度からR8年度まで	
長井市	長井市第二次男女共同参画基本計画	H26年度からR5年度まで	
南陽市	第二次男女共同参画なんようプラン	H29年度からR8年度まで	
高畠町	第2次高畠町男女共同参画いきいきプラン	H27年度からR3年度まで	R4年度策定予定
川西町	第4次川西町男女共同参画推進計画アクションプラン	R3年度からR7年度まで	
小国町	小国町男女共同参画推進計画	R3年度からR7年度まで	
白鷹町	第2次白鷹町男女共同参画計画 「男(ひと)と女(ひと)とが互いに支え合い輝ける まち プラン」	H28年度からR7年度まで	
飯豊町	飯豊町男女共同参画計画	R4年度からR8年度まで	
鶴岡市	第2次鶴岡市男女共同参画計画	R3年度からR7年度まで	
酒田市	第2次酒田市男女共同参画推進計画	H31年度からR10年度まで	
三川町	三川町男女共同参画計画	R3年度からR12年度まで	
庄内町	第3次庄内町男女共同参画社会計画	R4年度からR8年度まで	
遊佐町	第3次遊佐町男女共同参画計画「みんなのプラン」	R3年度からR7年度まで	
男女共同参画に関する計画策定済み 35市町村 (R4年3月31日現在)			

市町村名	女性活躍推進法の推進計画		DV防止法の基本計画	
	策定状況※	策定予定の有無	策定状況※	策定予定の有無
山形市	一体型		一体型	
寒河江市	一体型		一体型	
上山市	一体型			なし
村山市	一体型		一体型	
天童市	一体型		一体型	
東根市	一体型			あり(一体型)
尾花沢市	一体型		一体型	
山辺町	一体型		一体型	
中山町	一体型		一体型	
河北町	一体型			なし
西川町	一体型		一体型	
朝日町	一体型		一体型	
大江町	一体型		一体型	
大石田町	一体型		一体型	
新庄市	一体型			あり(一体型)
金山町	一体型		一体型	
最上町	一体型		一体型	
舟形町	一体型		一体型	
真室川町	一体型		一体型	
大蔵村	一体型			あり(一体型)
鮭川村	一体型		一体型	
戸沢村	一体型		一体型	
米沢市	一体型		一体型	
長井市	一体型		一体型	
南陽市	一体型		一体型	
高畠町		あり(一体型)		あり(一体型)
川西町	一体型			なし
小国町	一体型		一体型	
白鷹町	一体型		一体型	
飯豊町	一体型		一体型	
鶴岡市	一体型		一体型	
酒田市	一体型		一体型	
三川町	一体型		一体型	
庄内町	一体型		一体型	
遊佐町	一体型		一体型	

女性活躍推進法の推進計画策定済み 35市町村 DV防止法の基本計画策定済み 29市町村 (R4年3月31日現在)

※「一体型」とは、男女共同参画に関する計画と一体的に策定したものを指す。

全国市区町村における男女共同参画に関する計画の策定状況



(内閣府：内閣府男女共同参画局 HP より作成)  
令和3年4月1日現在

都道府県	策定率 (%)	都道府県	策定率 (%)
青森県	100.0	大分県	88.9
秋田県	100.0	静岡県	88.6
茨城県	100.0	香川県	88.2
埼玉県	100.0	福島県	88.1
富山県	100.0	和歌山県	86.7
石川県	100.0	東京都	85.5
大阪府	100.0	千葉県	85.2
島根県	100.0	山梨県	85.2
岡山県	100.0	岩手県	84.8
山口県	100.0	京都府	84.6
愛媛県	100.0	滋賀県	84.2
福岡県	100.0	熊本県	82.2
鹿児島県	100.0	長野県	77.9
愛知県	98.1	群馬県	74.3
兵庫県	97.6	新潟県	66.7
山形県	97.1	徳島県	66.7
神奈川県	97.0	宮城県	62.9
宮崎県	96.2	高知県	55.9
岐阜県	95.2	奈良県	53.8
佐賀県	95.0	沖縄県	51.2
鳥取県	94.7	北海道	50.3
福井県	94.1	全体	84.1
三重県	93.1		
栃木県	92.0		
広島県	91.3		
長崎県	90.5		

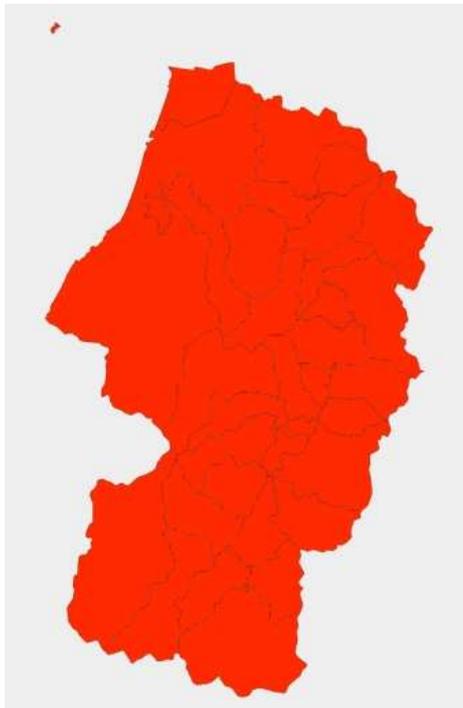
100%  
13団体

80~90%  
未満  
12団体

90~100%  
未満  
13団体

80%未満  
9団体

県内市区町村における男女共同参画に関する計画の策定状況



<山形県の状況>

地域	市町村	策定あり (計画期間)	策定予定	策定率	地域	市町村	策定あり (計画期間)	策定予定	策定率
村山	山形市	○ 8年度		100% (100%)	置賜	米沢市	○ 8年度		100% (100%)
	寒河江市	○ 8年度				長井市	○ 5年度		
	上山市	○ 6年度				南陽市	○ 8年度		
	村山市	○ 6年度				高皇町	○ 3年度		
	天童市	○ 8年度				川西町	○ 7年度		
	東根市	○ 8年度				小国町	○ 7年度		
	尾花沢市	○ 7年度				白鷹町	○ 7年度		
	山辺町	○ 7年度			飯豊町	○ 8年度			
	中山町	○ 4年度			庄内	鶴岡市	○ 7年度		100% (100%)
	河北町	○ 5年度				酒田市	○ 10年度		
	西川町	○ 5年度				三川町	○ 12年度		
	朝日町	○ 7年度				庄内町	○ 8年度		
	大江町	○ 4年度				遊佐町	○ 7年度		
	大石田町	○ 8年度							
新庄市	○ 4年度								
最上	金山町	○ 6年度		100% (100%)					
	最上町	○ 6年度							
	舟形町	○ 7年度							
	真室川町	○ 6年度							
	大蔵村	○ 8年度							
	鮭川村	○ 7年度							
戸沢村	○ 7年度								

※ ( ) は策定予定市町村を含む

<全市区町村>R4.3

計画のある市町村数	35/35
計画策定率	100.0%

<参考>

令和2年度末	34/35	97.1%
--------	-------	-------

<参考>

- ◆ R 4. 3月末時点、計画策定済みの市町村・・・ の市町村
- ◆ R 4. 3月末時点、計画策定予定ありの市町村・・・ の市町村

### 3. 市町村における女性の登用状況

	審議会等委員の目標 (目標を設定している市町村)					審議会等における女性の登用状況 (地方自治法第202条の3)						管理職の在職状況					
	目標設定		審議会等委員			審議会等			審議会等委員			管理職			うち一般行政職		
	目標値 (%)	目標 年度	総数	女性委員	%	総数	女性委員 を含む数	%	総数	女性委員	%	総数	女性職員	%	総数	女性職員	%
山形市	40	令和4年3月	653	195	29.9	38	37	97.4	653	195	29.9	213	43	20.2	130	14	10.8
米沢市	35	令和4年3月	762	200	26.2	36	30	83.3	514	122	23.7	44	5	11.4	41	4	9.8
鶴岡市	30	令和8年3月	572	150	26.2	34	30	88.2	488	112	23.0	155	39	25.2	86	16	18.6
酒田市	35	令和5年3月	450	133	29.6	33	33	100.0	450	133	29.6	63	13	20.6	56	13	23.2
新庄市	40	令和4年3月	317	93	29.3	14	14	100.0	193	56	29.0	24	5	20.8	24	5	20.8
寒河江市	40	令和4年3月	558	167	29.9	22	19	86.4	296	87	29.4	41	8	19.5	25	6	24.0
上山市	29	令和4年3月	222	56	25.2	20	18	90.0	222	56	25.2	22	1	4.5	17	1	5.9
村山市	30	令和7年3月	250	56	22.4	18	17	94.4	250	56	22.4	23	3	13.0	19	2	10.5
長井市	40	令和6年3月	310	97	31.3	24	24	100.0	264	82	31.1	39	9	23.1	35	8	22.9
天童市	30	令和8年3月	604	132	21.9	24	20	83.3	561	119	21.2	49	3	6.1	31	1	3.2
東根市	40	令和4年3月	515	130	25.2	22	21	95.5	426	99	23.2	32	4	12.5	26	4	15.4
尾花沢市	20	令和8年3月	1,102	98	8.9	15	14	93.3	206	45	21.8	21	4	19.0	18	4	22.2
南陽市	30	令和9年3月	789	207	26.2	47	40	85.1	745	201	27.0	24	3	12.5	22	3	13.6
山辺町	30	令和8年3月	316	70	22.2	24	21	87.5	295	65	22.0	11	3	27.3	9	3	33.3
中山町	35	令和5年3月	306	107	35.0	16	15	93.8	151	56	37.1	8	1	12.5	8	1	12.5
河北町	30	令和6年3月	238	62	26.1	22	16	72.7	238	62	26.1	16	1	6.3	13	1	7.7
西川町						19	14	73.7	181	27	14.9	17	2	11.8	11	1	9.1
朝日町						11	9	81.8	108	21	19.4	13	2	15.4	9	1	11.1
大江町						9	7	77.8	107	16	15.0	9	1	11.1	9	1	11.1
大石田町	20	令和4年3月	113	14	12.4	9	8	88.9	95	12	12.6	8	0	0.0	8	0	0.0
金山町						16	12	75.0	169	39	23.1	11	1	9.1	11	1	9.1
最上町	30	令和7年3月	179	46	25.7	19	17	89.5	179	46	25.7	19	3	15.8	11	2	18.2
舟形町						4	4	100.0	55	6	10.9	10	0	0.0	10	0	0.0
真室川町						11	11	100.0	181	24	13.3	16	3	18.8	10	1	10.0
大蔵村	30	令和4年3月	141	18	12.8	13	10	76.9	133	19	14.3	12	1	8.3	9	1	11.1
鮭川村	30	令和8年4月	123	25	20.3	9	9	100.0	123	25	20.3	10	2	20.0	10	2	20.0
戸沢村						14	11	78.6	183	23	12.6	10	1	10.0	10	1	10.0
高畠町	40	令和4年3月	237	63	26.6	21	20	95.2	237	63	26.6	23	4	17.4	15	3	20.0
川西町	30	令和8年3月	324	70	21.6	21	20	95.2	301	65	21.6	14	1	7.1	14	1	7.1
小国町	30	令和7年3月	107	21	19.6	9	8	88.9	107	21	19.6	14	1	7.1	12	0	0.0
白鷹町	40	令和8年3月	225	53	23.6	19	16	84.2	225	53	23.6	18	4	22.2	12	2	16.7
飯豊町	30	令和12年4月	93	17	18.3	8	6	75.0	131	30	22.9	11	1	9.1	9	1	11.1
三川町						18	16	88.9	212	36	17.0	9	1	11.1	9	1	11.1
庄内町	30	令和4年3月	354	84	23.7	26	24	92.3	323	78	24.1	14	3	21.4	14	3	21.4
遊佐町	40	令和10年3月	207	59	28.5	18	17	94.4	207	60	29.0	9	3	33.3	8	3	37.5
計	—	—	10,067	2,423	24.1	683	608	89.0	9,209	2,210	24.0	1,032	179	17.3	761	111	14.6
市	—	—	7,104	1,714	24.1	347	317	91.4	5,268	1,363	25.9	750	140	18.7	530	81	15.3
町村	—	—	2,963	709	23.9	336	291	86.6	3,941	847	21.5	282	39	13.8	231	30	13.0

R3.3.31現在

R3.3.31現在 ※広域圏で設置している審議会等を含まない

R3.4.1現在

### 4. 市町村男女共同参画に関する条例の制定状況

#### 策定済みの市町村・・・3市町

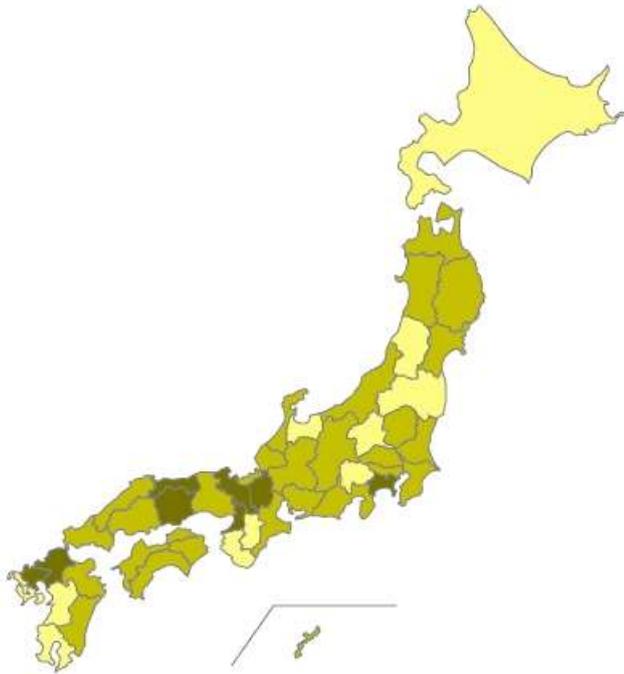
- ・山形市 (H25.3.19 公布、H25.4.1 施行)
- ・長井市 (H14.12.18 公布、H14.12.18 施行)
- ・白鷹町 (H11.10.15 公布、H11.10.15 施行)

#### 検討中の市町村・・・1町

- ・飯豊町

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況より作成)

全国市区町村の審議会等における女性委員登用の状況



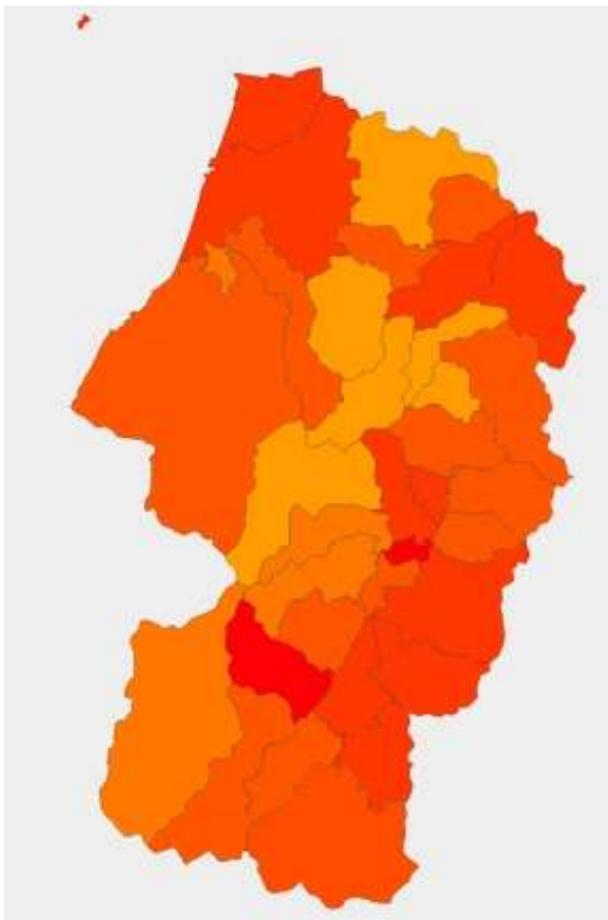
(内閣府：内閣府男女共同参画局 HP より作成)

令和3年4月1日現在

都道府県	女性割合 (%)	都道府県	女性割合 (%)
福岡県	33.6	和歌山県	24.9
滋賀県	33.2	福島県	24.8
鳥取県	32.1	山梨県	24.6
岡山県	31.7	奈良県	24.5
神奈川県	31.4	山形県	24.2
大阪府	30.4	鹿児島県	23.9
佐賀県	30.4	長崎県	23.5
京都府	30.1	富山県	23.4
兵庫県	29.9	北海道	23.3
沖縄県	29.9	熊本県	22.8
埼玉県	29.4	群馬県	22.0
山口県	29.3	全体	27.6
東京都	29.2		
福井県	29.2		
栃木県	29.0		
高知県	28.9		
香川県	28.7		
宮城県	28.5		
愛媛県	28.5		
静岡県	28.3		
大分県	28.2		
新潟県	28.0		
岐阜県	27.8		
三重県	27.8		
広島県	27.8		
愛知県	27.7		
石川県	27.4		
島根県	27.2		
千葉県	27.0		
茨城県	26.7		
徳島県	26.6		
岩手県	26.5		
長野県	26.4		
宮崎県	25.6		
青森県	25.5		
秋田県	25.0		

25%未満  
11団体

県内市区町村における審議会等における女性委員登用の状況



< 山形県の状況 >

地域	市町村	女性割合 (%)	地域	市町村	女性割合 (%)
村山	山形市	29.9	置賜	米沢市	23.7
	寒河江市	29.4		長井市	31.1
	上山市	25.2		南陽市	27.0
	村山市	22.4		高島町	26.6
	天童市	21.2		川西町	21.6
	東根市	23.2		小国町	19.6
	尾花沢市	21.8		白鷹町	23.6
	山辺町	22.0		飯豊町	22.9
	中山町	37.1		鶴岡市	23.0
	河北町	26.1		酒田市	29.6
	西川町	14.9		三川町	17.0
朝日町	19.4	庄内町	24.1		
大江町	15.0	遊佐町	29.0		
大石田町	12.6				
最上	新庄市	29.0			
	金山町	23.1			
	最上町	25.7			
	舟形町	10.9			
	真室川町	13.3			
	大蔵村	14.3			
	鮭川村	20.3			
	戸沢村	12.6			

< 全市町村 > R3.3.31

全市町村の総委員数	9,209
全市町村の総女性委員数	2,210
女性比率 (市町村平均)	24.0%

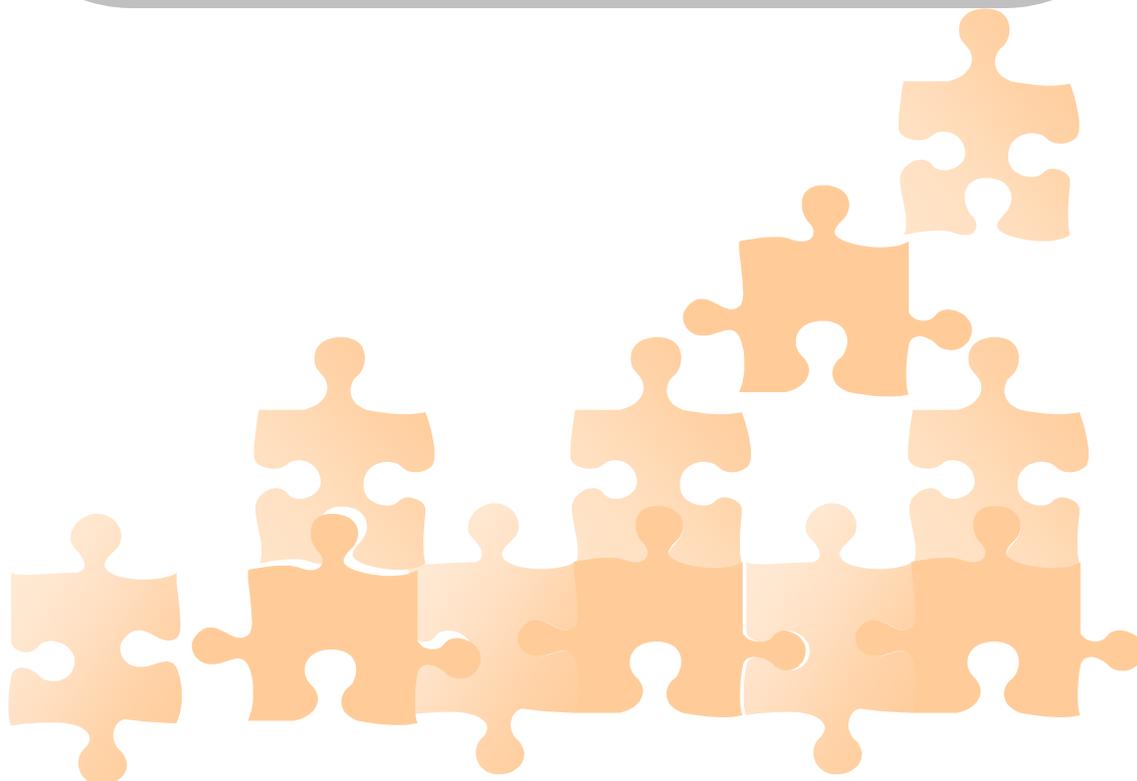
※広域圏で設置している審議会等を含まない

< 凡例 >

30%以上	2
25%以上 30%未満	10
20%以上 25%未満	13
15%以上 20%未満	4
15%未満	6

## 附 属 資 料

- 1 法令・規定集
  - 男女共同参画社会基本法
  - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
  - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
  - 山形県男女共同参画推進条例
  - 山形県男女共同参画推進本部設置要綱
- 2 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章
- 3 ワーク・ライフ・バランス推進協定書
- 4 やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱
- 5 やまがた女性活躍応援宣言
- 6 やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム設置要綱
- 7 山形県男女共同参画推進員設置要項
- 8 審議会等への女性委員登用の推進について（部長会議申し合わせ）
- 9 女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言  
～輝く女性 ほくとう宣言～
- 10 男女共同参画に関する動き（年表）
- 11 男女共同参画に関する用語集（キーワード）





目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成11年7月16日法律第102号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 [平成11年12月22日法律第160号抄]

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定める

ところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 略

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第7条）

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

## 第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

## 附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 山形県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、男女が共に支え合う21世紀の豊かな山形県を創造するため、山形県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には副知事、副本部長にはしあわせ子育て応援部長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置き、別表2に掲げる職にある者を持って構成する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、しあわせ子育て応援部次長をもって充てる。
- 3 幹事長に事故あるときは、女性・若者活躍推進課長がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、推進本部の所掌事項について本部員を補佐するものとし、必要の都度幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(推進部会)

第6条 男女共同参画施策の推進事案を検討するため、幹事会のもとに推進部会を置く。

- 2 推進部会の運営等については、別に定める。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、事務局をしあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

- (平成14年4月1日一部改正)
- (平成15年4月1日一部改正)
- (平成16年4月1日一部改正)
- (平成17年4月1日一部改正)
- (平成18年4月1日一部改正)
- (平成20年4月1日一部改正)
- (平成21年4月1日一部改正)
- (平成22年4月1日一部改正)
- (平成23年4月1日一部改正)
- (平成24年4月1日一部改正)
- (平成25年4月1日一部改正)
- (平成26年4月1日一部改正)
- (平成28年4月1日一部改正)
- (平成29年4月1日一部改正)
- (平成30年4月1日一部改正)
- (平成31年4月1日一部改正)
- (令和2年4月1日一部改正)

(令和 3年4月1日一部改正)

山形県男女共同参画推進本部

別表1 本部構成員

本部長	副知事
副本部長	しあわせ子育て応援部長
本部員	企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長（兼）危機管理監、環境エネルギー部長、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、村山総合支庁長、最上総合支庁長、置賜総合支庁長、庄内総合支庁長

別表2 幹事会構成員

	部 局 名	構 成 員
幹事長		しあわせ子育て応援部次長
幹 事	総 務 部	広報広聴推進課長、人事課長、行政改革課長、学事文書課長
	みらい企画創造部	企画調整課長、市町村課長、国際人材活躍・コンベンション誘致推進課長、やまがた幸せデジタル推進課長
	防災くらし安心部	防災危機管理課長、消防救急課長、消費生活・地域安全課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課長、子ども保育支援課長、子ども家庭支援課長、女性・若者活躍推進課長
	健康福祉部	健康福祉企画課長、医療政策課長、地域福祉推進課長、がん対策・健康長寿日本一推進課長、高齢者支援課長、障がい福祉課長
	産業労働部	商工産業政策課長、中小企業・創業支援課長、工業戦略技術振興課長、雇用・コロナ失業対策課長
	観光文化スポーツ部	観光復活戦略課長
	農林水産部	農政企画課長、農業技術環境課長
	県土整備部	管理課長、建設企画課長、都市計画課長、建築住宅課長
	会計局	会計課長
	総合支庁	村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長、最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長、置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長、庄内総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長
	企業局	総務企画課長
	病院事業局	県立病院課長
教育庁	教育政策課長、生涯教育・学習振興課長、義務教育課長、特別支援教育課長、高校教育課長、スポーツ保健課長	
警察本部	広報相談課長、警務課長、人身安全少年課長	

山形県ワーク・ライフ・バランス憲章  
— 仕事と生活の調和がとれた社会をめざして —

私たちは、家庭や職場、地域社会においてそれぞれに役割を持っており、そして誰もがその責任を果たしたいと願っています。この思いを実現し、安心して暮らせる、活力ある豊かな山形県を築くためには、私たち一人ひとりがそれぞれの持つ力を発揮できる「全員参加」の社会づくりを進めることが必要です。

このため、私たちは、男性も女性もあらためて自らの生活や働き方を見つめ直し、いきいきと仕事をし、子育てや介護にたずさわり、地域活動に取り組んでいかなければなりません。

また、企業等は、あらゆる職場において、働く人の生活に配慮した働き方ができるよう努めることにより、働く意欲の向上や人材の確保・定着などの効果を期待することができます。

さらに、行政は、県民や企業等の取り組みが効果的に進められるような環境づくりに努めていかなければなりません。

私たちは、山形県の特徴でもある三世代同居や地域社会が有する助け合いの風土といった、これまで培<sup>つちか</sup>ってきた家族や地域の「絆<sup>きずな</sup>」を活かし、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる“やまがた”らしい社会の実現に向け、しっかりと考え、そして実践することが大切です。

私たちは、ここに仕事と生活の調和がとれた社会をめざして憲章を制定し、県民、企業等、行政が力を合わせて取り組むことを誓います。

(家庭) — 助け合う —

- 1 家族みんなが助け合い、家族の絆<sup>きずな</sup>を大切にする家庭をつくります。
- 2 男性も家庭生活に参加し、共に喜び合える家庭をつくります。

(職場) — 分かち合う —

- 3 働き方を見直し、いきいきと活躍できる職場をつくります。
- 4 子育てや介護をしながら仕事を続けられる職場をつくります。

(地域社会) — 育み合う —

- 5 一人ひとりが能力を発揮し、育み合う社会をつくります。
- 6 地域活動に積極的に参加し、住民同士で支え合う地域をつくります。
- 7 地域全体で子育てを応援し、子育てしやすい社会をつくります。

## ワーク・ライフ・バランス推進協定書

社会や企業が持続的に発展し、活力ある山形県としていくためには、将来を担う人材の育成、確保が不可欠であります。そのため、子育てや介護などに携わる人々をはじめとして、多様な働き方のニーズを持つ人材を積極的に活かし、登用していくことが必要となっています。

社団法人山形県経営者協会、日本労働組合総連合会山形県連合会、山形労働局、山形県市長会、山形県町村会及び山形県は、困難な状況に対応し、多様な人材を活かした生産性の高い働き方を実現することにより、県民一人ひとりが充実した豊かな生活を送れるよう、「山形県ワーク・ライフ・バランス憲章」が掲げる仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた取組みを、一体となって推進します。

- 1 労使は協調して、働く人の健康で豊かな生活の実現のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図るなど、働き方の見直しを推進するとともに、誰もが仕事と子育てや介護の両立など、個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに取り組みます。
- 2 国及び地方公共団体は、仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた県民の理解や合意形成を進めるため、広報活動の充実を図ります。また、労使の取組みを支援するため、先進企業の事例などの情報提供や成果をあげている企業の取組みの顕彰などを行うとともに、多様な働き方の実現を支える社会的基盤の形成に取り組みます。
- 3 労使と国及び地方公共団体は、一人ひとりの自己啓発や

地域活動への参加を促進するため、地域情報などの共有や発信を行うとともに、人々が参加しやすい環境整備を相互に推進し、温かく活力溢れる地域社会づくりに取り組みます。

平成21年12月21日

社団法人山形県経営者協会会長

相馬 健一

日本労働組合総連合会山形県連合会会長

大泉 敏男

山形労働局長

田川 順一

山形県市長会会長

市川 昭男

山形県町村会会長

小野 精一

山形県知事

志村 美栄子

# やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱

## (目的)

第1条 少子高齢化社会が進展し、労働力人口が減少する中、女性の力が最大限発揮できる社会づくりの推進が求められる。このため、各界・各分野を代表する機関・団体を参集し、本県における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの効果的かつ円滑な実施とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を目的に協力・連携する場として、「やまがた女性活躍応援連携協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (構成団体等)

第2条 協議会を構成する者・団体(以下「構成員」という。)は、別紙のとおりとする。

2 構成員以外の団体等から協議会への参加申し出があった場合は、構成員の過半数の承認を得ることにより、新たに構成員となることができる。

## (会長)

第3条 協議会に会長を置き、構成員による互選により選出する。

2 会長は会務を総理する。会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (所管事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、必要な取組み、情報共有及び検討・意見交換を行う。

- (1) 女性の活躍推進及び支援に関すること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (3) その他、第1条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること。

## (会議)

第5条 会議は、会長が議長となる。

2 協議会の会議において、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、しあわせ子育て応援部に置く。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行し、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

やまがた女性活躍応援連携協議会構成員

分野	団体名
経済関係	一般社団法人山形県経営者協会
	山形県中小企業団体中央会
	山形県商工会連合会
	山形県商工会議所連合会
農業関係	山形県農業協同組合中央会
労働関係	日本労働組合総連合会山形県連合会
社会福祉関係	社会福祉法人山形県社会福祉協議会
金融関係	一般社団法人山形県銀行協会
報道関係	株式会社山形新聞社
教育関係	国立大学法人山形大学
学識経験者	国立大学法人山形大学 名誉教授 國方 敬司
就労支援関係	特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド
市町村関係	山形県市長会
	山形県町村会
男女共同参画 関係団体	山形県男女共同参画センター
行政機関	山形労働局雇用環境・均等室
	山形労働局職業安定部職業安定課
	山形県

# やまがた女性活躍応援宣言

私たちは、女性の力が最大限発揮できる山形県の実現を目指します。

そのために、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの効果的かつ円滑な実施とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備に一体となって取り組みます。

平成28年6月1日

やまがた女性活躍応援連携協議会

## やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム設置要綱

### (名 称)

第1条 この組織は、やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 プロジェクトチームは、女性の活躍推進や女性も男性も共に働き共に育む社会を実現するため、各部局等で取り組んでいる事業の情報共有及び効果的な情報発信等を図り、女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備に向けて、全庁が一体となった戦略的かつ効果的な事業展開に資することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性の活躍推進、男女共同参画の理念に対する理解促進と共有に関すること。
- (2) 部局間連携による情報発信の検討・調整に関すること。
- (3) 女性の活躍推進に向けた事業の実施に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

### (構 成)

第4条 プロジェクトチームの構成員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームは、山形県しあわせ子育て応援部長をチームリーダーとし、チームリーダーに事故等があるときは女性・若者活躍推進課長がその事務を代行する。

### (会 議)

第5条 会議は、チームリーダーが招集し、チームリーダーが座長となる。

- 2 チームリーダーが必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

### (事 務 局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は、山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課に置く。

### (そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。

(平成31年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(別 表)

## やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム 構成員

	部局等名	職 名	(参考) 女性活躍推進、男女共同参画に係る 主な関連事項
1	しあわせ 子育て応援部	しあわせ子育て応援部長	チームリーダー
2	〃	しあわせ子育て政策課長	子育ての支援
3	〃	子ども保育支援課長	待機児童対策 保育所、認定こども園、幼稚園等への支援
4	〃	子ども家庭支援課長	ひとり親家庭の支援 母子保健の推進
5	〃	女性・若者活躍推進課長	女性活躍の推進 女性の就業等の支援
6	健康福祉部	地域福祉推進課長	生活困窮者の自立支援
7	〃	医療政策課 地域医療支援室長	女性医師（看護師）の就業等の支援
8	〃	高齢者支援課長	介護離職ゼロに向けた施策の推進
9	産業労働部	商工産業政策課長	産業に関わる女性の支援
10	〃	中小企業・創業支援課長	女性の創業の支援
11	〃	雇用・コロナ失業対策課長	職業能力の開発
12	〃	雇用・コロナ失業対策課 女性賃金向上・県内定着推 進室長	女性の賃金向上・県内定着の促進
13	観光文化 スポーツ部	観光復活戦略課長	観光分野における女性の支援 文化活動における男女共同参画の促進
14	農林水産部	農政企画課長	女性の農協役員等への登用促進
15	〃	6次産業推進課長	女性農業者の起業の支援 (農林漁家民宿・レストラン) 女性組織等への食農教育の支援
16	〃	農業技術環境課長	女性農業者の活躍促進 アグリウーマンの育成
17	〃	農村計画課長	女性農業者の起業の支援
18	〃	森林ノミクス推進課長	林業女子の育成
19	県土整備部	建設企画課長	女性技術者の人材確保 けんせつ女子カフェの開催

20	教 育 庁	教育政策課長	男女共同参画教育の視点での学校教育の推進 社会教育における男女共同参画の推進 地域課題の解決に向けた活動の支援
----	-------	--------	---

## 山形県男女共同参画推進員設置要項

### (設置)

第1条 県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえて地域の中で男女共同参画を推進する山形県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する普及・啓発
- (2) 県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供
- (3) 県及び市町村が行う男女共同参画施策の推進への支援・協力
- (4) その他男女共同参画を推進するために必要な活動

### (市町村等との連携)

第3条 推進員は、市町村をはじめ地域における各種関係団体等と連携を図りながら活動するものとする。

### (推進員の委嘱等)

第4条 推進員は、原則として公募とし、男女共同参画の理念等をよく理解し、その推進のために熱意をもって活動する意欲がある者の中から、知事が委嘱する。

2 知事は、推進員を委嘱しようとする者に対して承諾書（様式第1号）の提出を求め、承諾書の提出があった場合は、推進員証（様式第2号）を交付する。

### (推進員の解職)

第5条 知事は、任期満了に伴うもののほか、推進員から辞退の申し出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、その職を解くことができる。

2 前項の辞退の申し出をしようとする者は、辞退届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

### (推進員の任期)

第6条 推進員の任期は、委嘱された日から2年が経過する日の属する年度の終期までとする。なお、再任を妨げない。

### (推進員への情報提供)

第7条 県は、推進員の活動を支援し、地域における効果的な取組を促進するため、推進員に対し男女共同参画に関する各種情報を提供するものとする。

### (秘密の保持等)

第8条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、その地位を第2条第1項の活動を推進する目的以外に利用しないものとする。

### (報告)

第9条 推進員は、その活動状況等について、四半期ごとに、活動報告書（様式第4号）により、県に報告するものとする。

### (事務)

第10条 推進員に関する事務は、しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課において処理する。なお、必要に応じて、山形県男女共同参画センターの協力を得るものとする。

### (その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年1月20日から施行する。

(平成29年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

## 審議会等への女性委員登用の推進について

平成28年3月に策定した新たな「山形県男女共同参画計画」に基づき、引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るため、以下により取り組むものとする。

### 1 対象となる審議会等

- ① 法律、条例に基づき設置される審議会等
- ② 行政運営上有識者等の意見を求めるため、要綱等に基づき継続的に設置される懇話会等

### 2 女性委員登用の推進方策

- (1) 各部局は、以下により、所管する審議会等について、女性委員の割合が50%となるよう積極的に取り組むものとする。
  - ① 各部局は、審議会等の女性委員登用について、関係団体等へ積極的に働きかけを行うとともに、計画的にその達成に努めるものとする。この場合、個別審議会のみでは目標達成が不可能な場合は、部局全体として50%の数値目標が達成されるよう調整を図るものとする。なお、女性委員の登用に係る計画について、進捗状況に応じて見直しを行うものとする。
  - ② 各審議会等ごとに、総委員数のあり方、委員選任方法等の検討を行い、目標達成を目指すものとする。
  - ③ 各部局は、特に女性人材の少ない分野での積極的な登用や任用を図ることにより、女性委員の候補者が増えるよう、関係団体へ要請するものとする。
- (2) 子育て推進部は、毎年度末現在における女性委員登用状況を部局別に調査し、公表する。
- (3) 子育て推進部は、各分野において活躍している女性の情報収集等により、女性人材リストの拡充に努め、各部局に対して情報提供を行う。改選期が近い審議会については、個別に女性の積極的登用の依頼を行う。また、女性人材の育成・発掘に努める。

## 女性活躍推進に向けた 北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言 ～輝く女性 ほくとう宣言～

長期化する新型コロナウイルスの感染拡大は、女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼしています。また、多くの地方自治体においては、若者、特に若年女性の首都圏への流出が、人口減少に歯止めがかからない要因の一つとなっております。

一方、テレワークなど新しい働き方の可能性が広がり、地方への関心も高まる中、これを好機と捉え、女性が自ら希望する生き方・働き方を実現できるよう、豊かな自然や食文化、ゆとりある生活環境などを強みとする北海道・東北地方・新潟県から、女性活躍を一層前進させる必要があります。

私たちは、次の項目に自ら率先して取り組むとともに、1道7県で推進し、社会全体での取組に広がっていきます。

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、組織トップ層の意識改革を図るとともに、女性リーダーの育成に取り組めます。
- 2 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて意識改革を促す取組を推進します。
- 3 男性の家事・子育て等への参画、育児休業の取得促進等、男女ともに家庭と仕事を両立できる環境づくりの促進に向けて取り組めます。
- 4 男女間の賃金格差の解消や待遇の改善などを進め、女性も十分な所得が得られやりがいをもって働ける職場環境づくりを推進します。
- 5 コロナ下で不安を抱える女性に寄り添った対応ができるよう、相談・支援に取り組めます。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木 直道  
青森県知事 三村 申吾  
岩手県知事 達増 拓也  
宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久  
山形県知事 吉村美栄子  
福島県知事 内堀 雅雄  
新潟県知事 花角 英世

## 男女共同参画に関する動き

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
1945	昭和20		・婦人参政権	
1947	22		・日本国憲法施行 基本的人権の尊重、法の下での平等の 明文化	
1972	47	・第27回国連総会で、1975年を 「国際婦人年」とする宣言		
1975	50	・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ) テーマ 「平等 発展 平和」「世界行動計画」 採択 ・第30回国連総会「国連婦人の十 年」の決定(1976~1985)	・婦人問題企画推進本部設置 本部長 内閣総理大臣 ・婦人問題企画推進会議設置 ・総理府に婦人問題担当室発足 ・育児休業法の成立(義務教育教員等)	
1976	51		・「民法改正」(離婚後復氏制度)	
1977	52		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・青少年課を青少年婦人課に改組 ・「山形県婦人問題推進本部」設置 ・婦人問題推進懇話会設置
1978	53			・「婦人問題推進のための県内行動計画 策定
1979	54	・国連総会で「女子差別撤廃条約」 採択		
1980	55	・「国連婦人の十年中間年世界会議」 (コペンハーゲン)	・「民法改正」(配偶者の相続継続割合 1/3から1/2)	
1981	56	「女子差別撤廃条約」発効		・「婦人の政策決定参加を促進する特 別活動推進要綱」規定
1984	59		・「国籍法改正」(父母両系血統主義)	
1985	60	・「国連婦人の十年最終年世界会議」 (ナイロビ)「2000年に向けての婦 人の地位向上のための将来戦略」採 択	・「男女雇用機会均等法」成立 (S61.4.1施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「山形県婦人の現状と施策」発刊
1986	61		・「国民年金法改正」 (女性の年金権の確立) ・「労働基準法改正」 (母性保護の充実等)	・婦人問題推進懇話会が「第2期山形 県婦人行動計画実現のための提言提 出
1987	62		・「西暦2000年に向けての新国内行動 計画」策定 (総合目標男女共同参画型社会の形 成をめざして)	・第2期県内行動計画「新やまがた女 性プラン」策定 (昭和63年度~平成12年度)
1988	63	・女子差別撤廃委員会(第7回)で 我が国報告書の審議		・山形県婦人問題推進本部 設置 (第2次)
1989	平成 元		・新学習指導要領の告示(家庭科の男 女共修)	
1990	2	・婦人の地位委員会で「ナイロビ将 来戦略の実施に関する第1回見 直し及び評価に伴う勧告及び結 論」の採択		

1991	3	・婦人の地位委員会で「第4回世界婦人会議」について審議	・「新国内行動計画」の第一次改定 (男女共同参加→男女共同参画へ)	
1992	4		・「育児休業法」施行 ・初の「婦人問題担当大臣」任命	
1993	5		・パートタイム労働法」成立 ・第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	・青少年女性課へ課名変更 ・女性施策推進懇話会「県の各種審議会等における女性委員の登用促進のための提言」提出
1994	6		・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画推進審議会の設置	・「新やまがた女性プラン」見直し (中間年)
1995	7	・第4回世界女性会議(北京) 北京宣言及び行動綱領採択、 ・NGOフォーラム開催	・「育児休業法」から「育児・介護休業法」へ改正 ・ILO156号条約批准	
1996	8		・新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定	・県民生活女性課青少年女性室に改組
1997	9		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正	
1998	10		・「特定非営利活動等促進法(NPO法)」成立	・山形県男女共同参画センター基本計画策定
1999	11		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月23日) ・「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の一部改正	・女性施策推進懇話会を男女共同参画推進懇話会に名称変更
2000	12	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)政治宣言及び成果文書採択	・男女共同参画基本計画策定 ・推進体制の強化、充実のため新設された内閣府に男女共同参画局を設置 ・「男女共同参画会議」を設置し、権限機能を充実・強化	・県民生活女性課に男女共同参画室を設置 ・第3期県内行動計画「山形県男女共同参画計画」策定(平成13年度～平成22年度) ・男女共同参画社会づくり知事表彰制度を創設
2001	13		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定(一部施行)	・山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設
2002	14		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律全面施行	・山形県男女共同参画推進条例制定 ・山形県男女共同参画審議会設置
2003	15		・女性のチャレンジ支援が報告	・文化振興課男女共同参画室に改組
2004	16		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005	17	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「少子化・男女共同参画担当大臣」任命 ・第2次男女共同参画基本計画策定	・文化環境部女性青少年政策室に改組 ・山形県男女共同参画計画を改訂 ・山形県DV被害者支援基本計画を策定
2006	18		・「男女雇用機会均等法」改正	・男女いきいき企業懇話会を設立 ・チャレンジ応援サイトやまがたを開設 ・男女共同参画社会づくり知事表彰制度に「チャレンジ賞」を新設 ・いきいきWネットワーク設立

2007	19		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 (施行：平成20年1月)</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業の創設</li> </ul>
2008	20		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県ワーク・ライフ・バランス憲章の制定</li> </ul>
2009	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども政策室女性青少年課へ改組</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進協定の締結</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰制度を創設</li> <li>・平成21年度新男女共同参画計画意識調査実施</li> </ul>
2010	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て推進部青少年・男女共同参画課へ改組</li> <li>・山形県男女共同参画計画策定(平成23年度～平成27年度)</li> <li>・山形県DV被害者支援基本計画策定(平成23年度～平成27年度)</li> </ul>
2011	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women(「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」)正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度地域での女性登用に関する意識調査実施</li> <li>・平成23年度デートDV実態調査実施</li> </ul>
2012	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・APEC女性と経済フォーラム</li> <li>・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動指針 ～働く『なでしこ』大作戦～」策定</li> </ul>	
2013	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・APEC女性と経済フォーラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(施行：平成26年1月)</li> <li>・全国知事会による「女性の活躍促進のための提言」</li> <li>・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て推進部若者支援・男女共同参画課へ改組</li> <li>・「山形いきいき子育て応援企業」認定制度創設</li> <li>・全国知事会 男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ウーマノミクスで地域再生・日本再生～女性の活躍促進のための提言～」を国に提言</li> </ul>
2014	26		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」</li> <li>・女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定</li> <li>・すべての女性が輝く社会づくり本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「輝く女性応援会議 in 山形」の開催</li> <li>・マザーズジョブサポート山形の開設</li> <li>・女性の活躍促進に向けた企業実態調査実施</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画県民意識調査実施</li> <li>・全国知事会 男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性も男性も共に働き共に育むことができる社会～女性の活躍 ウーマノミクスで日本を変える～」を国に提言</li> </ul>

2015	27	・持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍加速のための重点方針2015決定</li> <li>・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)開催</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)制定</li> <li>・第4次男女共同参画基本計画策定</li> <li>・UN Women 日本事務所が東京都文京区に開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①山形県男女共同参画計画策定</li> <li>・②山形県DV被害者支援基本計画策定</li> <li>・③女性活躍推進法に基づく推進計画を策定(計画期間:平成28~32年度)</li> <li>・全国知事会 男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「第4次男女共同参画基本計画に関する提言」を政府に提言</li> <li>・全国知事会 男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性も男性も共に働き、共に育み、支え合う社会づくり~女性の活躍 ウーマノミクスで地方を変える、日本を変える~」を政府に提言</li> <li>・有村女性活躍担当大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画、少子化対策)と全国知事会との意見交換の開催</li> <li>・「働く女性のロールモデル集」の発行</li> </ul>
2016	28	・APEC 女性と経済フォーラム2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「ニッポン一億総活躍プラン」の決定</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2016」の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまがた女性活躍応援連携協議会」の発足</li> <li>・山形県男女共同参画推進員の設置</li> <li>・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性の活躍推進で地方創生・日本再生~今こそウーマノミクス~」及び「女性の活躍推進の加速化に向けた財源確保に関する緊急提言」を政府に提言</li> <li>・「ファザーリング全国フォーラム in やまがた」の開催</li> </ul>
2017	29	・APEC 女性と経済フォーラム2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2017」の決定</li> <li>・「“おとう飯”始めよう」キャンペーンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て推進部若者活躍・男女共同参画課へ改組</li> <li>・マザーズジョブサポート庄内の開設</li> <li>・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ウーマノミクスの加速で地方創生・日本再生~女性も男性も共に働き、共に育み、活躍する社会~」を政府に提言</li> </ul>
2018	30	・APEC 女性と経済フォーラム2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2018」の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て推進部に次長級の「女性活躍推進監(兼)次長」を新設</li> <li>・やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチームを庁内に設置</li> <li>・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性の活躍~ウーマノミクス~加速で地方創生・日本再生 ~男女の格差をなくし、仕事と家事・育児・介護を共に担う社会を~」を政府に提言</li> </ul>

2019	令和元	・APEC 女性と経済フォーラム2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2019」の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県知事が内閣府男女共同参画会議の議員に就任</li> <li>・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性活躍～ウーマノミクス～を加速し、経済活性化！！～育児・介護と仕事の両立支援 男女が尊重し合い格差解消～」を政府に提言</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査実施</li> </ul>
2020	2	・APEC 女性と経済フォーラム2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2020」の決定</li> <li>・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定</li> <li>・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課への改編</li> <li>・子育て若者応援部長がコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の構成員に就任</li> <li>・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～を政府に提言</li> <li>・山形県男女共同参画計画策定（令和3年度～令和7年度）</li> <li>・山形県DV被害者支援基本計画策定（令和3年度～令和7年度）</li> </ul>
2021	3	・APEC 女性と経済フォーラム2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議に「計画実行・監視専門調査会」を設置</li> <li>・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課に改組</li> <li>・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～を政府に提言</li> <li>・「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性ほくとう宣言～」の発出</li> </ul>

## 男女共同参画に関する用語集

### あ行 ■ アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）

人が無意識に持つ、偏見や思い込み。過去の経験によって、気づかずに身につけたもので、意図せず、行動や意思決定に影響を与える。

### ■ アンペイド・ワーク（無償労働）

家事、育児、介護、ボランティア活動など、家庭や地域での無償労働を指す。こうした労働の多くは女性が担っており、賃金や報酬を伴わず数量的に把握することが困難なことから、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいる。男女共同参画社会の実現には、男女が共に有償労働、無償労働を平等に分かち合うことが求められている。

### ■ イクボス

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のこと。

### ■ イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。又は、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

### ■ ウーマノミクス

「ウーマン」と「エコノミクス」を掛け合わせた造語。女性の活躍により、経済全体を活性化につなげていくという考え方。

### ■ SDGs(エスディーゼーズ)

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年(平成28年)から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。

### ■ エンパワーメント(力をつけること)

過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

### ■ M字型曲線

日本の15歳以上女性の年齢別労働力率をグラフにしたときに描き出される曲線をいう。学校卒業後、20～24歳でピークを迎え、その後の子育て期に下降し、40歳代で第二のピークを迎えるという傾向が見られる。その形がアルファベットのMの文字に似ていることからM字型就業と呼ばれている。これは、日本や韓国などに独特なもので、保育施設の進んでいるアメリカ、ドイツ、フランス、北欧諸国などではこういった出産・育児期の落ち込みはみられず、台形のカーブを描いている。

山形県の場合は、三世帯同居の割合が全国一ということも反映して、緩やかなM字型曲線となっており、夫婦の共働き率が全国でも上位にある。

## か行 ■ 家族経営協定

家族経営協定は、女性の経営参画をはじめ、家族全員が意欲と生きがいを持って農業に取り組む環境づくりのため、農業経営の方針や役割分担、報酬、休日の取り方、経営移譲計画などについて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めを行うものである。

### ■ クォータ制(割り当て制)

不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などという。選挙の立候補者（ノルウェー等）や審議会の人数など男女の比率に偏りがないように定める方法。男女共同参画社会基本法第 25 条第 1 項第 2 号に規定する男女共同参画会議議員（学識経験者議員）に関する規定（男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員総数の十分の四未満であってはならない。）などもこれに当たる。県の男女共同参画審議会もクォーター制を導入している。

### ■ 合計特殊出生率

15～49 歳の全女性を対象に各年齢ごとに、子どもの出生数を女子人口で割った出生率を算出し合計する。この値が 2.08 を下回ると人口は将来減少すると言われている。

### ■ 行動綱領 Platform for Action

1995 年(平成 7 年)に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので、21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域(A 貧困、B 教育と訓練、C 健康、D 女性に対する暴力、E 女性と武力抗争、F 経済、G 権力及び意志決定、H 女性の地位向上のための制度的な仕組み、I 人権、J メディア、K 環境、L 女兒(少女))があげられ、それぞれについて戦略目標とすべき行動が提示されている。

### ■ 高齢者総合相談センター(高齢者総合相談所)

高齢者やその家族が抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごとや悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するなどの事業を実施する。

### ■ 国際婦人年 International Women's Year

1972 年(昭和 47 年)第 27 回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、1975 年(昭和 50 年)を「国際婦人年」とすることを決議された。

### ■ 国内行動計画

1975 年(昭和 50 年)の国際婦人世界会議(メキシコ会議)で採択された「世界行動計画」に基づき、1977 年(昭和 52 年)に我が国最初の国内行動計画が策定された。

1977 年(昭和 52 年) 国内行動計画  
1987 年(昭和 62 年) 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画  
1991 年(平成 3 年) 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)  
1996 年(平成 8 年) 男女共同参画 2000 年プラン

## さ行 ■ 在宅介護支援センター

在宅の要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じたり、各種の保健、福祉サービスの提供の調整を図ることを目的とした施設。

### ■ 在宅ワーク

テレワーク(情報通信機器等を活用し、遠隔地間で仕事をする働き方)の一形態であり、社員が自宅で働く「在宅勤務」などと異なり、企業に属さず請負的に仕事を行うもの。雇用者ではなく、独立自営的に就業するものであることから、大きくSOHOの中に位置づけられる。

### ■ シェルター(女性のための緊急一時避難所)

本来は戦災などで住居を失った人々のための避難所を意味するが、近年、夫や同居の男性などから暴力を受けた女性(DV被害者)のための避難所をも意味するようになった。

### ■ ジェンダー(文化的社会的な性別)

「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に作られた性別のこと。人が誕生と同時に振り分けられる男・女という生物学的な性別(sex)や性徴・性的魅力(Sexuality)と区別して用いる。

### ■ ジェンダーバイアス

社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーにかかわる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、さまざまなレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされている。

### ■ 女子差別撤廃条約

1979年(昭和54年)の第34回国連総会で、130か国の賛成を得て採択され、我が国は1985年(昭和60年)に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。

### ■ ストーカー

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える人のこと。

### ■ ストーカー規制法

正式には「ストーカー行為等の規制に関する法律」という。交際を迫ってつきまとったり嫌がらせを繰り返したりするストーカー行為を取り締まる法律。

### ■ 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいう。

### ■ 世界女性会議

すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進するための方策を探る国連主催の会議。過去の開催実績は次のとおり。

1975年(昭和50年)メキシコシティ(メキシコ)	国際婦人年
1980年(昭和55年)コペンハーゲン(デンマーク)	国際婦人の10年中間年
1985年(昭和60年)ナイロビ(ケニア)	国際婦人の10年最終年
1995年(平成7年)北京(中華人民共和国)	
2000年(平成12年)ニューヨーク(アメリカ合衆国)	国連特別総会「女性2000年会議」
2005年(平成17年)ソウル(韓国)	

世界女性会議で採択された宣言や行動計画は、各国の女性施策に大きな影響を与えてきており、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」は、女性のエンパワメントに関する予定表(アジェンダ)であるとされている。

## ■ セクシュアリティ

性徴・性的魅力の概念、さらに、性にかかわる現象、行動、傾向などを総称することば。生物学的な性差(sex)に対して、社会的・文化的・心理的な面を含めて、より広く性的なものをさす。ジェンダーに縛られない社会の実現に向けて、「人権としての性」という視点にたち、個人の自由・自己決定権にかかわるもっとも個人的・内面的な課題として考えていくことが必要である。

## ■ セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり(※対価型セクシュアル・ハラスメント)、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる(※環境型セクシュアル・ハラスメント)こと。例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、様々なものが含まれる。男女雇用機会均等法では事業主に対して職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を義務づけている。県の条例では、「あらゆる場」におけるセクシュアル・ハラスメントによる権利侵害に関する配慮を規定している。

## た行 ■ ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」という。

## ■ 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。1986年(昭和61年)に施行され、1997年(平成9年)6月に、女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。

## 男女共同参画社会

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう(男女共同参画審議会設置法第1条に定義)。

## 男女共同参画社会基本法

- 男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、1999年(平成11年)6月23日に公布・施行された法律。5つの基本理念と、国、地方公共団体、国民の責務等について規定している。

## 男女共同参画週間

- 男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めることを目的として、平成13年(2001年)度から毎年6月23日から29日の1週間を「男女共同参画週間」と定めている。

## 地域子育て支援センター

- 家庭での子育てに対する相談指導、子育てサークルへの支援など家庭での育児をバックアップする専門機能を有する施設で、地域の中核となる保育所に附置される。

## デートDV

- 婚姻関係にない10代～20代の交際関係にあるものまたはあったもの間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力行為のこと。

## ■ ドメスティック・バイオレンス(DV)

「夫婦(恋人)間暴力」のことで親密な関係にある暴力をいう。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内の弱者への家庭内暴力をさす。この問題解決に向けて、第4回世界女性会議の行動綱領をはじめ、「男女共同参画2000年プラン」等にも重要課題の一つとして取り上げられており、1999年(平成11年)5月には男女共同参画審議会より「女性に対する暴力のない社会を目指して」の答申が出され

ている。2001年(平成13年)10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行(平成14年全面施行)された。2014年(平成26年)1月には法の改正がおこなわれ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。また改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。県条例では、「あらゆる場」における配偶者に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為による権利侵害に関する配慮を規定している。

## は行 ■ パートタイム労働法

正式には、「短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律」という。短時間労働について、雇用の改善に関する措置や職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようにすることを目的とする法律。

## ■ パートナーシップ

友好的な協力関係。互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係をいい、共存・共生できる関係ともいえる。本県男女共同参画計画においても、基本的視点と計画の目標のなかで、21世紀が抱える様々な問題を解決するためには、社会のあらゆる分野で男女、世代、地域社会、行政と民間、さらには国境を越えて、あらゆる人々や組織が交流し、理解し合う、パートナーシップの確立を図ることが必要であるとしている。

## ■ 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報の提供を行う施設。

## ■ パタニティ・ハラスメント

育児のための休暇や時短を申し出る男性に対するいやがらせ。

## ■ パワーハラスメント

優越的な関係に基づき、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること(職場環境を害すること)。

## ■ ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人お互い会員になり、助け合うグループを作り、育児や介護に関する相互援助活動を行う。

## ■ ファミリーフレンドリー企業

法を上回るレベルの育児休業制度、介護休業制度、フレックスタイム制、在宅勤務等の制度を持っており、経営トップや管理職の理解があって実際によく利用されているなど、仕事と家庭の両立がしやすい企業文化を持っている企業

## ■ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団(女性や人種的な少数弱者など)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした、暫定的な措置。男女共同参画社会基本法第2条第2項では、「積極的改善措置」として次のように定義している。「(男女共同参画に関し)男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

## ま行 ■ マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由に不利益な取り扱いを行うこと。

## ら行 ■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康・権利の確立)

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。

## わ行 ■ ワークシェアリング

一つの仕事を多人数で分割すること。一人当たりの労働時間を短縮することで、多くの人が仕事を分かち合うという意味。不況時には雇用維持対策として見られがちであるが、労働時間の短縮や高齢者等に対して職場を供給する効果があるといわれている。

## ■ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

## ■ GDI(ジェンダー開発指数)

### Gender Development Index

国連開発計画(UNDP)による指数で、人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数(HDI)の比率で示される、人間開発の3つの基本的側面における達成度の男女格差。基本的側面とは次の3側面を指標とする。

【健康】・男女別の出生時平均余命

【教育】・男女別の入学年齢児童の予測就学年数と25歳以上の成人の平均就学年数

【経済的資源の可用度】男女別の一人当たりGNI推計値

## ■ GII(ジェンダー不平等指数)

### Gender Inequality Index

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15-19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)

【労働市場】・労働力率(男女別)

## ■ GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

### Gender Gap Index

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初頭、中等、高等教育の各在学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

## ■ HDI(人間開発指数)

### Human Development Index

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

## ■ LGBT

### lesbian, gay, bisexual, transgender

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)の英語の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。

## ■ SOGI

### Sexual Orientation and Gender Identity

どの性別を好きになるかという「性的指向」と、自分の性別をどう認識しているかという「性自認」を組み合わせた言葉。

## 令和3年度 山形県男女共同参画白書

令和4年3月発行

発行者 山形県しあわせ子育て若者応援部女性・若者活躍推進課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話 023-630-3269

ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>

